

平成20年 3月12日

平成20年 3月13日

標 茶 町 議 会
平成20年度標茶町各会計
予算審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

標茶町議会平成20年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録目次

第1号（3月12日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第22号 平成20年度標茶町一般会計予算	5
議案第23号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	5
議案第24号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計予算	5
議案第25号 平成20年度標茶町老人保健特別会計予算	5
議案第26号 平成20年度標茶町土地地区画整理事業特別会計予算	5
議案第27号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計予算	5
議案第28号 平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	5
議案第29号 平成20年度標茶町病院事業会計予算	5
議案第30号 平成20年度標茶町上水道事業会計予算	5
総括質疑	
黒沼俊幸君	38
菊地誠道君	40
深見迪君	45
後藤勲君	56
散会の宣告	61

第2号（3月13日）

開議の宣告	65
付議事件	
議案第22号 平成20年度標茶町一般会計予算	65
議案第23号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	65
議案第24号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計予算	65
議案第25号 平成20年度標茶町老人保健特別会計予算	65
議案第26号 平成20年度標茶町土地地区画整理事業特別会計予算	65
議案第27号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計予算	65
議案第28号 平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	65
議案第29号 平成20年度標茶町病院事業会計予算	65
議案第30号 平成20年度標茶町上水道事業会計予算	65
総括質疑	
田中敏文君	65
川村多美男君	69

小 林 浩 君	77
舘 田 賢 治 君	80
小野寺 典 男 君	95
伊 藤 淳 一 君	106
閉会の宣告	119

平成20年度標茶町各会計予算審査特別委員会

平成20年度標茶町各会計予算審査特別委員会

○議事日程（第1号）

平成20年3月12日（水曜日） 午前10時57分 開会

付議事件

- 議案第22号 平成20年度標茶町一般会計予算
- 議案第23号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
- 議案第24号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計予算
- 議案第25号 平成20年度標茶町老人保健特別会計予算
- 議案第26号 平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第27号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計予算
- 議案第28号 平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第29号 平成20年度標茶町病院事業会計予算
- 議案第30号 平成20年度標茶町上水道事業会計予算

○出席委員（14名）

委員長	平川昌昭君	副委員長	越善徹君
委員	田中進君	委員	黒沼俊幸君
〃	伊藤淳一君	〃	菊地誠道君
〃	後藤勲君	〃	林博君
〃	末柄薫君	〃	舘田賢治君
〃	深見迪君	〃	田中敏文君
〃	川村多美男君	〃	小林浩君

○欠席委員（1名）

委員 小野寺典男君

○その他の出席者

議長 鈴木裕美君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君

平成20年度標茶町各会計予算審査特別委員会

企画財政課長	森 山 豊 君
税 務 課 長	中 居 茂 君
管 理 課 長	今 敏 明 君
住 民 課 長	妹 尾 昌 之 君
農 林 課 長 兼	牛 崎 康 人 君
商工観光課長	佐 藤 啓 一 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	山 口 登 君
育 成 牧 場 長	表 武 之 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
やすらぎ園長	白 井 好 和 君
教 育 長	吉 原 平 君
教委管理課長	島 田 哲 男 君
指 導 室 長	小 関 互 君
社会教育課長	藤 岡 克 己 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 吉 彦 君
議 事 係 長	中 島 吾 朗 君

(議長 鈴木裕美君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長（鈴木裕美君） ただいまから平成20年度標茶町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

(午前10時57分開会)

◎委員長の互選

○議長（鈴木裕美君） 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員14名、欠席1名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

末柄君。

○委員（末柄 薫君） 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮りいたします。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま末柄委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、末柄委員からの指名推選に決定いたしました。

末柄君。

○委員（末柄 薫君） 委員長には、平川委員を指名しますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま末柄委員から、委員長に平川委員の指名がありました。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には平川委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時00分

（委員長 平川昌昭君委員長席に着く）

○委員長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長（平川昌昭君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

末柄君。

○委員（末柄 薫君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長（平川昌昭君） ただいま末柄委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、末柄委員からの指名推選に決定いたしました。

末柄君。

○委員（末柄 薫君） 副委員長には、越善委員を指名しますので、よろしくお取り計らいお願いいたします。

○委員長（平川昌昭君） ただいま末柄委員から、副委員長に越善委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には越善委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

○委員長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第22号ないし議案第30号

○委員長（平川昌昭君） 本委員会に付託を受けました議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号を一括議題といたします。

議題9案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第22号から議案第28号までの歳入歳出予算は、歳入と歳出に分け、議案第22号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第22号、一般会計予算、第1条、歳入歳出予算、歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、2款総務費について質疑を許します。

末柄委員。

○委員（末柄 薫君） 範囲が広いので、ページ数44ページです。2目の文書広報費、説明では印刷製本費、町広報の内容変更があったということで金額が変わっておりますが、この辺のご説明をお願いします。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

委員お尋ねの印刷製本費の増額分ではありますが、これにつきましてはこれまで広報の編集につきましてはマック2台を使って直営で一定程度の編集を行って、そして印刷会社に送り込むという方法をとってまいりましたが、機器の老朽化によりまして既に2台運用ができなくなる状況にあります。したがって、一定程度原稿をまとめた上で編集機能を印刷会社のほうにお願いするという形の編集方法に変更したところであります。したがって、単価がこれまでの3.2円から5.1円にその分が単価が上がるという部分でありまして、機器整備等々を含めまして選択をさせていただいたところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 49ページの電算管理費の通信運搬費の中の1,035万1,000円の内訳をお願いいたします。

○委員長（平川昌昭君） 総務課長、玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 電算管理費の役務費、通信運搬費の内訳ということでございますが、プリンター保守料、ISDN回線使用料、光ケーブル電柱架設費、LGWAN通信費、インターネットにかかわりますMDN標茶釧路間専用線の使用料、INS光ケーブル回線使用料、プロバイダーサービス料、これら一式でございます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） ページ数は60ページです。19節の負担金、補助金及び交付金となっていますけれども、これ646万円、標津線代替運送連絡調整協議会負担金となっていますけれども、今、当然標津線はないわけですが、この辺についてちょっと内容についてどうなっているか詳しく聞かせていただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

委員お尋ねのとおり、JRのもとありました鉄道の標津線がなくなりまして、その代替輸送としてバス運行を行っております。そこで、元標津線の沿線でありました標茶町、別海町、中標津町、標津町、そして根室市がそれぞれ代替バス輸送の協議会を設定してバス輸送をしているところであります。その中で延長距離数等も含めまして本年の協議会運営費、これはバス運行にかかわる部分の分でありますけれども、6,383万1,000円のうち本町の分の負担分、10.12%ですが、その金額が646万円ということでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 後藤委員。

○委員（後藤 勲君） ということは、これ毎年ということ年度、その年度によって変わるということがあるということなのですか、そのままいつまでもこの状態で続いていくということなのでしょうか、どうぞ。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

これらにつきまして、運行実態に基づきまして積算して、多少変化はございますが、現状はこの協議会、広域で行っております協議会の中で運行、運営に協議しながら、現状これまで続いてきているところでありますし、今後の展開につきましても協議会の中で議論をされていくという内容となっております。また、負担につきましては、今回運営費の部分がございまして、今回昨年に比しまして641万3,000円の減となっておりますが、これにつきましてはバスの導入の経費等々もありまして、それらも含めまして負担金が決定していくというふうにご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） 44ページなのですが、財政管理費の中の24節、地方公営企業等の金融機構出資金なのですが、これもう少しちょっとわかりやすく説明をしていただきたいということが1点。

それから、財産管理費の工事費2,400万円ほど盛っておりますが、これの内容をお知らせをしていただきたいと思っております。

それから、町史編さん、48ページです。町史編さんの関係で委託料の180万円なのですが……

(何事か言う声あり)

○委員長(平川昌昭君) 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長(森山 豊君) お答えいたします。

3目財政管理費の24節の地方公営企業等金融機構出資金についてでございますが、これにつきましては地方分権改革に基づきまして国の特殊法人であります公営企業金融公庫が廃止されまして、地方公共団体が共同で設置し、自立的、自主的に運営する機構が地方公営企業等金融機構でございます。これの運営に伴いまして、平成20年度10月に公庫が解散され、それまでに機構が設立されます。それに、今まで国が負担してきたと思っておりますが、必要額166億円、これを全国各地地方公共団体が負担するという部分でありまして、今回180万円計上いたしましたのは本町がその機構に負担をする額というふうにご理解をいただきたいと思っております。

○委員長(平川昌昭君) 管理課長、今君。

○管理課長(今 敏明君) 財産管理費の15節のお尋ねかというふうに思いますが、まず塘路地区が下水道の供用開始になったということで、当然町有施設についてもその対応をするということで、新年度はひしのみ保育園、それから塘路の陶芸教室、それから住民センター、それらが下水道工事が約330万円程度、そのほかに同じく塘路住民センターでございますけれども、この部分につきましては施設等の改修が建築時以来一切されていないということで外壁等の補修、防水、塗装、そういったもので約500万円程度、ちょっと細かくなりますけれども、憩の家の温泉ポンプの取りかえ工事が130万円程度、それから農業者トレーニングセンターの西側の外壁ですけれども、これも補修と防水、塗装工事を予定しております。あと、そのほかにプール関係でございますけれども、磯分内プール、それから茶安別プール、それぞれ鉄骨部分、あるいは腰洗い槽等の塗装工事が含まれてございます。そのほかでございますけれども、阿歴内公民館の玄関の雨漏りといいますか、漏水がとまらないということで、これちょっと委託料で調査をしてから明確な数字がなるのですが、今のところ私どもの経験的に補修箇所を修繕すると100万円程度かかるだろうということで、主なものについては以上のような内容となっております。

○委員長(平川昌昭君) 館田委員。

○委員(館田賢治君) 失礼しました。一問一答ね。

それで、町史編さんのほうの関係なわけですが、この町史編さんについては委託料180万円ということで、今まで資料収集については相当数やってきたかと思っておりますけれども、またさらに資料を収集するというようなことですが、またどのような、さらにということになるか、あとまだどのような資料収集ということになるのか、今考えられる範疇の中でお答えをいただきたいなと思っております。

○委員長(平川昌昭君) 総務課長、玉手君。

○総務課長(玉手美男君) 町史編さんにつきましては、1巻から第3巻まで発刊を済ませまして、今後の部分についての再度の資料収集というは3巻以降の新規部分の資料収集、

データの収集もございますし、データへの切りかえをするという形をとってございます。パソコン関係の紙ベースの資料収集からパソコンデータへの切りかえも残っていますし、今後の資料収集とあわせて継続をさせるというような考えでございます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 今、館田委員の聞きました45ページの町有財産の補修工事の中身はお伺いしたのですが、昨年のときに5年間の一つのスパンでというご答弁がありました。今回がそういうことで最終年になります。それで、大体これで町有財産等の補修が終わるといふふうに考えられるのか、それともさらに今ローリング式で考えられているのかお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） 補修のローテーションのお尋ねかと思えますけども、以前もお話ししたとおり、ただいま第2次5カ年の最終年度、これが平成20年度です。ですから、当然第1次が既に終わっているということで、第3次についても当然建物あるいは施設ですから、老朽化修繕、修理、改修、こういったものは当然必要になってくるわけです。そういった意味では、平成21年度から皆無になるということはありませんので、今年度、平成20年度秋、新年度予算編成時期までに改めて各施設長さん、管理者さん、そういった方々に調査等も含めながら今後また5年間の改修計画、修繕計画、そういったものを上げさせていただきます。その中で緊急度、危険度、そういったものをいろいろと加味しながら5カ年の中で限られた財源の中でどうやって効率的に施設等を維持、延命、あるいは住民の方の利用に対して不便をかけないような形の中で維持していくのか、そういったことを再度検討し、また改めて21年度から予算等で内容については提示をしていきたい、そのように考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 61ページの地域振興費の15節、常盤のことだということなのですが、以前に同じような制度でやられたところについて私聞いたことなかったもので、今お伺いするのですが、当然コミュニティーハウス整備要綱の中の予算超えていますので、町長の特例事項だというふうに思いますが、管理運営の部分の資金といいますか、その部分については、今回は工事発注なのですが、どのようになっているのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

コミュニティーハウスの整備助成金の部分、15節は解体工事でありますけども、これにつきましては常盤母と子の家の解体工事分というふうにご理解をいただきたいと思えます。

改めまして、今管理費というお尋ねでございましたので、管理費につきましては整備補助金の中、2,879万5,000円を計上してございますけども、そのうち建設に係る部分につきましては2,759万5,000円、管理として120万円ということで計上してございます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君） 134ページ……

（「総務費」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

末柄君。

○委員（末柄 薫君） 社会福祉総務費、その中で、ページ数63ページです。社会福祉協議会の補助金について、これがかなりプラスにされて予算組まれておりますが、内容を伺います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 社会福祉協議会の補助金が前年からかなりふえていますが、これにつきましては社会福祉協議会の事務局長、現在町の職員が派遣となっておりますけれども、20年度からは自前で事務局長を設置するということで、それにかかわる補助金の増がほとんどでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） 79ページの勤労者対策費のやつの貸付金の1,000万円の生活安定資金の関係なのですが、これは大体どうなのですか、この貸し付けの枠をとっている内容としては。この利用度というか。

○委員長（平川昌昭君） 商工観光課長、佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

労働者安定資金の融資貸付金につきましては、毎年1,000万円の予算を計上し、これを労働金庫に預託をする形で枠を確保してございます。ちなみに、平成19年度の部分につきましては、3件の申し込みがございまして、19年度実施してございます。残念ながら17年、18年の部分につきましては相談の件数はございましたが、最終的に金融機関とのマッチングができなかったという経過がございまして、ただ、この資金につきましては、以前にもこの議会で論議がございましたように、季節労働者の方々にも2年間の収入をもとに貸し付けをするという制度を新たに設定したこともございまして、今後そういう方々、またご存じのとおり積寒給付金であるとか、その他の部分につきましては減少の一途をたどっているという部分もございまして、今後この利用についてはその町内で生活をする方々のよりどころになるだろうというふうには判断をしておりますので、当面の間この部分につきましては、委員会もございまして、その中での推移と論議を待っていきたくて思っております。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） できるだけ活用をしてもらえるように、ひとつお金を使っていたらいいなと思います。

それから、67ページなのですが、障害者福祉の13節、いわゆる業務委託料715万6,000円見ております。昨年も700万円から見ておりますけれども、この700万円の業務委託料の中身についてお聞きをしておきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 障害者福祉費の委託料、業務委託料ですが、これは障害者自立支援法ができて地域活動センター、それから相談業務等が町村の必須業務となっております。地域活動支援センターにつきましては、600万円業務委託する。それから、相談業務についても77万1,000円で業務委託するというので、町がやるべき業務について委託をするということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今の600万円を委託するというのは、委託先というのはどこか決まっているのかなんとか、そういうものはあるのですか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 委託先につきましては、釧路にあります社会福祉法人で専門の職員、例えば精神福祉士等を職員として持っているところに委託をするということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 余り中に入りますと、総括になりますから、また別な機会、総括の時期でいいのですが、うちで障害者としてこの委託をして障害者のいわゆる対象になる人数はどのくらいのお考えになっているのですか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 現在地域活動支援センターに来ている対象の障害者につきましては、3名でございます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

菊地君。

○委員（菊地誠道君） 68ページの小規模授産施設運営費補助金が説明ですと483万円減額されていますけども、これについて詳しく説明をお願いします。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） これにつきましても障害者自立支援法に基づく制度改正でございます。現在は町のほうからの補助含めて運営をしておりますが、本年10月1日から自立支援法に基づく施設ということになりますので、その分町の負担がなくなるということで今回これだけの減額になったということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

末柄君。

○委員(末柄 薫君) 82ページの上のほうなのですが、保健衛生総務費、広域の救急医療対策費負担金、これはたしか各市町村で均等割か何かで負担していた金額だと思うのですが、これが40万円近く増額になっております。そのわけをお知らせください。

○委員長(平川昌昭君) 住民課長、妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君) 広域救急医療対策費負担金につきましては、平成19年度までは釧路管内の市町村が釧路市の医師会と協定を結んで各町村の2次医療、救急受け入れ態勢を確保していくということで行っております。今回計上いたしましたのは、20年度につきましては医師の確保等々の問題がございまして、負担金はその分ふえたということでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長(平川昌昭君) 末柄君。

○委員(末柄 薫君) では、次、予防費のほう移りますけど、83ページの一番上です。委託料の業務委託料、これはたしか各種予防接種の委託だったと思うのですが、これも130万円か40万円かふえております。その内容お伺いします。

○委員長(平川昌昭君) 住民課長、妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君) 業務委託料、これ予防接種の分なのですが、いわゆるはしか、麻疹ですか、これにつきましてはいわゆる従来義務でなかった期間がありまして、その分の方々に対する予防接種を今回するというのでその分が増額ということでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員(館田賢治君) 85ページですが、新しい制度に4月1日から乗り出す後期高齢者の関係でありますけども、19、28のこの補助金、交付金の関係はこれは真っすぐ広域のほうに入るお金になるのか、これどういう内容になっているのかということと、28の繰出金、これは説明受けましたけれども、いわゆる7・5・2のうちの負担の分というふうな理解なのですが、これは後期高齢者のいわゆる新しい制度の勘定の中に入っていくと、こういうことになるわけですね。その辺簡単でいいですから、説明をしていただければと思います。

○委員長(平川昌昭君) 住民課長、妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君) 後期高齢者医療費の19節、療養給付費負担金につきましては、これは法の第98条に基づきまして後期高齢者の医療費の公費分に、いわゆる国、都道府県、市町村が負担すべき公費分のうちの標茶町分が7,540万8,000円ということでございまして、これにつきましては直接北海道の後期高齢者医療広域連合に入るわけではなくて、一たん

社会保険診療報酬支払基金に納めまして、そこから後期高齢者広域連合のほうに公費分として支払われるということでございます。

それから、繰出金の特別会計に対する繰出金ですけれども、これにつきましては、このうち本町の後期高齢者の被保険者のうち7割、5割、2割の軽減を受ける分、総額2,092万5,000円程度あるわけですが、このうち4分の3につきましては都道府県からの補助で入ってきます。残り4分の1を町が負担して後期高齢者の特別会計のほうに繰り出すということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そしたら、ここではもう既に7・5・2の分の町の持ち出しもあわせて、当然道や何かの持ち分もあわせたものが出されているという理解でいいのですね。

○委員長（平川昌昭君） 答弁いいですか。

○委員（館田賢治君） はい。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、5款労働費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 88ページ、労働諸費の13節委託料の冬期雇用対策事業委託金の中身について教えてください。

○委員長（平川昌昭君） 商工観光課長、佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

この部分につきましては、当町の政策ということでやってございます。季節労働者の方々の冬期間雇用の場が極端に少ないということでございまして、その分の冬期の雇用の場を確保するという設定をしているものでございまして、20年度の予定につきましてはまだ内容については決定してございません。といいますのは、少しでも季節労働者の方々の手元にお金が入るということを前提として手作業の事業を実施したいということでございまして、この時期になりますと各課の職場のほうにお願いをいたしまして、手作業で処理できる業務を募集をされるといいますか、収集をして、それを実施に移していくということでございますが、平成19年度の部分でいきますと、具体的には今もう閉鎖いたしましたけれども、スケートリンクの造成、除雪、維持管理、それから塘路駅前地区の農村公園の施設の防腐剤塗装、それから同じく弥栄地区の農村モデル地区の施設の防腐剤の塗装、それから虹別小学校の教員住宅の解体工事も発注をしております。それから、今般町営球場のバックスクリーンであるとか、スコアボードであるとか、そういう部分で直接作業の方々に賃金を払えることができるということで、平成19年度におきましても650万円予算化してございまして、既に570万円ほどの事業の実施をしております。残りあと2施設を残りの金額で事業発注を予定してございます。20年度の内容につきましては、その時期に

なりましたら、各課から情報を収集して実施していくということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ござひませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ござひませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 94ページの牧野管理費、工事請負費なのですが、たしか去年解体のも上がって、それに付随する工事なのかと思ひますので、ご説明をお願いします。

○委員長（平川昌昭君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） お答えいたします。

今委員ご指摘しました昨年の解体の工事とは直接この事業は関係しておりません。工事内容につきましては、旧国営事業で実施しております旧基地なのですが、その系統牛舎というところを改築、新築をする工事であります。内容的には、既設の牛舎を直す部分が597平方メートルござひます。そのほかに、それに附属して新築ですが、あくまで構造上の問題がありまして、離してつくるということで新築という認識をしております。それが約387平米であります。それと、その附属する附帯機械設備工事、それと附帯電気設備工事を含まれてこの金額になると思ひます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ござひませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 次に、104ページの林野管理費、12節役務費の森林保険料が上がっているのですが、保険料ですから、これ町有林なのかなと思ひて、大体どういう形の保険料なのか、そういうものをちょっとお知らせ願ひたいと思ひます。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 森林保険のことについてお答えいたします。

これは、町有林を対象とした保険でありまして、森林共済と呼ばれているものでござひます。平成20年度においては、面積489.66ヘクタールを対象に保険を掛けておりまして、災害ですとか、あるいは火災で焼失した場合に保険金の適用を受けられるというものでござひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（平川昌昭君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） ちょっと……申しわけないです。勘違いでした。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ござひませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君） 88ページの18節備品購入費、これ場所と台数をお知らせ願ひたいと思ひます。

（何事か言う声あり）

○委員（川村多美男君） 済みません。98ページ、18節備品購入費、場所と台数をお知らせ願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 社会教育課長、藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

これは、いわゆるAEDという自動体外除細動器の1基購入分でございます。

○委員長（平川昌昭君） 場所について。

○社会教育課長（藤岡克己君） 場所は、トレーニングセンターに常設するものでございます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 163ページ、別紙のほうです。牛乳消費拡大事業、これの中身というか、どのようなことを考えられているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 牛乳消費拡大事業の内容についてお答えいたします。

従前からこの事業を用いまして町内の学校等の給食に対して乳製品の提供等を行ってまいりました。また、産業まつり等における牛乳消費拡大等を取り組んでまいりました。基本的にそれらの行事はそのまま継続いたしますけれども、本年度につきましてはチーズコンクールを開催するというので、総体事業の中で25万円を見込んでおります。詳細等については、まだ未定の部分が多いのですが、これにつきましては町内でこれまでも相当数の方が趣味等を兼ねてチーズをつくっておられると、それらの方々に声をかけて募集をしまして参加してもらい、そして町内で良質な牛乳がつくられていて、そこからすばらしい乳製品ができていくことを確認しながら今後の乳製品への取り組みにつなげていきたいという趣旨でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

林君。

○委員（林 博君） 94ページ、牧野の管理費の中での16番の原材料費ですけども、昨年より大幅な増額になっておりますけど、主なものについてとりあえず教えていただきたい。

○委員長（平川昌昭君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） お答えいたします。

先ほどの工事請負費と関係をしてきます。というのは、この工事請負費の中で発注をしない、原材料費的に買えるものということで門扉、それからあとカーテンレール等々の資材につきまして買いまして、直営でつけていきたいということで工事費の減額を考えたものであります。

○委員長（平川昌昭君） 林君。

○委員（林 博君） もう一点お聞きします。

19節の育成牧場互助会補助金、先日ちょっと補正予算のときに聞き漏れしたのですけども、制度が変わって町のほうの持ち出しが減額になったということですけども、今までの制度と今度の制度どのように違うのか、ちょっとお教え願いたいと思うのですけど。

○委員長（平川昌昭君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） まず、育成牧場の互助会につきまして18年度までは町のほうで全額補助金ということで150万円出しておりました。昨年からは牛1頭当たり1日3円ということで農家の方からの負担をいただくようになりました。そのために内容についても若干変更させていただきました。大きく変わった部分につきましては、妊娠家畜の流産、これ受胎6カ月ぐらいであります、これに対しての補償をいたしますということであります。今まではこの分はございませんでした。あとは、哺育関係の部分もございませんでしたので、哺育の6カ月未満につきましても今回改定をさせていただいたというふうになっております。今回どれだけ頭数が上がるかという、見舞金の金額が確定をしない関係ありましたので、とりあえず50万円ほど補助金ということで申請しております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） 農業振興費なのですが、きのうの補正の中での話は聞きましたが、担い手の関係のことしから虹別がこうやって出てきておりますが、この3地区の、きのうと同じくいわゆることしの事業量と、それからことしの参加戸数がわかれば知らしていただきたい。それ1つ。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 20年度の畜産担い手育成総合整備事業、3地区各地区の事業内容等についてお答えいたします。

まず、茶安別地区でございます。茶安別地区につきましては、草地造成改良が14.9ヘクタール、それから草地整備改良が185.88ヘクタールとなっております。

次に、標茶東部地区でございます。こちらは、草地造成改良が2.0ヘクタール、草地整備改良が117.3ヘクタールとなっております。

それから、虹別地区につきましては、草地造成改良が2.2ヘクタール、そして草地整備改良が217.1ヘクタールでございます。

今年度における参加戸数なのですが、実は虹別地区においては草地造成改良が4戸、草地整備改良が28戸というふうになってございますが、茶安別地区と標茶東部地区につきましては手元の資料、全体の戸数でしかありません。今年度については、後ほど答えさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それは後でいいです。

ここに出ている例えば1つの担い手の茶安別地区ですけど、5,919万円というこの数字なのですが、これは例えば国費だとか道費だとか受益者負担だとか、そういうふうに分けて

いったら、この5,919万円というのはすべて入って、国費も入ってですか、それとも道のお金も入って、受益者の部分だけなのでしょうか。この3地区皆同じなのですが、1カ所だけ参考にこれちょっと聞いておきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 事業費の負担区分についてお答えいたします。

茶安別地区の例で申し上げますと、5,919万円という歳出額になってございますが、これの内訳については道の15%負担分、それから受益者の35%の負担部分、それと公社附帯事務費の負担部分ということで構成されておまして、国の2分の1の補助額については直接公社のほうに入るといって形になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） そしたら、ここで出ている数字は、とりあえず公社営事業については道の分、受益者部分の分はいいのですが、35%の部分はもちろん町がこの中で入っているからいいのですが、道の15%の部分もいわゆるこの中に入れなきゃならないというちょっと私理由がわからないのですが、道は道で補助金よこせばいいことなのだけで、今までの通例でいけば、それとも15%の分が一応町でもって出していってくださいと、そして総体的にこの事業が払い終わったとか何かのときに、いわゆるこの15%に相当する額は、仮に例えば15%以上町が持っていたら15%については出していきますよという考え方のようですが、そういう考え方でいいのですか。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 道の負担部分についてお答えいたします。

この制度につきましては、本来的には町が負担する形になってございます。ただ、現在北海道のほうで草地担い手育成支援特別対策という補助事業がありまして、地元自治体が15%以上の負担をした場合に15%の補助をするという形とってございます。そういうことで便宜上町の負担というふうに申し上げないで、道の負担というふうに申し上げました。形としては、本来的には町の負担というふうに考えて差し支えないというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） それは理解いたしました。

それで、次の農業費の関係ですけども、この中に道営草地整備事業、第2多和地区の関係、負担部分が去年は4,500万円当初予算、ことしは3,175万円と載っていますが、この多和は周辺農家の参加は何戸かしているのでしょうか。していれば何戸なのか。

○委員長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○委員長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

第1条歳入歳出予算、6款農林水産業費について質疑を続行いたします。

農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 道営草地整備事業多和第2地区の育成牧場周辺の農家さんに参加があるかどうかというお尋ねにお答えいたします。

多和第2地区につきましては、全体事業の中では17戸の農家が参加しております。また、平成20年度の事業では7戸の農家が参加する予定となっております。

それから、あわせて先ほどお答えできなかった部分についてお答えいたしたいと思えます。畜産担い手育成総合整備事業茶安別地区のここの参加農家数ですけれども、草地造成については5戸、それから草地整備につきましては25戸の参加予定でございます。

それから、同じく標茶東部地区については、これは標茶町と釧路町にまたがっておりますので、標茶町の農家のみでカウントいたしますと、草地造成が4戸、そして草地整備が21戸となっております。

それから、続いてなのですけれども、先ほど館田委員からこの畜産担い手育成総合整備事業の事業費の負担区分についての考えについてお答えしたところですのですけれども、中に一部誤りがありましたので、訂正をいたしたいと思えます。畜産担い手育成総合整備事業の仕組みの中では、国が2分の1以内の補助、残りは受益者負担となっております。ですから、先ほど私のほうから町が15%以上の補助をする場合道が15%の補助をする、それについては町が本来負担すべきものと思えて差し支えない旨の発言をいたしましたけれども、それは誤りで、本来的には受益者が50%で、現状について言うと道と町が力を合わせて15%の受益者の負担軽減を図っているという状態でありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今、課長のお話しされた事業の区分は、それはそれでいいのですが、この事業始まった時点から道の15%というのはもう既に今言ったような考え方で初めからなかったわけですか。これは今回、その前は公社営の事業については道の15%というのは制度としてはあったかのように私は思っていたのですが、勘違いだったのかな、それがまず1つと。

それから、道営の牧場の公共牧場の関係で基盤整備が大体ここのしは7戸というのですが、大体整備はヘクタール当たりどのくらいかかっているのかな。まず、それ。わかるかな。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） まず、道の補助制度のことについてお答えいたします。

実は、ちょっと手元の資料ではこの道の制度がいつつくられたかというところまでは承知し得ないのですけれども、19年度に標茶東部、それから茶安別地区が始まる時には既にありましたので、そういうことをご理解いただきたいと思えます。

それから、道営の多和第2地区の事業単価の関係なのですが、全体で草地整備改良が510ヘクタールありまして、割り返しますとヘクタール当たり64万3,000円ぐらいの金額になり

ますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これは、造成でなくて整備のほうですね、今、課長の言われたのは。確認しておきますけども。

それから、この多和地区の補助率の関係は、道営の場合はどういうふうになるか。公社営の関係については50%国と、残りは受益者負担だけども、後から負担をした部分について道からの15%来るということですが、道営についてはどういう補助の内容になっておりますか。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 済みません。お答えいたします。

委員から確認を求められている点ですけれども、先ほどお答えした64万3,000円というのは草地整備改良の分でございます。

それから、道営の草地整備事業の事業費の負担区分ですけれども、国が50%、それから道が25%、そして受益者が25%というふうになってございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

菊地君。

○委員（菊地誠道君） 同じく農業振興費、別表の163ページのニューホーム対策推進事業補助金、これ100万円ちょっとの大きな金額が減額されていますけども、これ事業に対しての変更とか何かそういう大きな理由があればご説明願います。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） ニューホーム対策推進事業補助金が減額になったことについてお答えいたします。

実は、これニューホーム推進協議会、町、農協がそれぞれお金を出し合いながら事業推進を図っているところでございます。20年度におきましても実は例年並みの事業を予定しているところでありますけれども、19年度の実施分について参加者を募ったところ、特に本州方面の女性の応募が少なく、19年度予定していた予算を使い切らなかった、繰り越した分があることと、それから負担区分の中で農協さんが半分持ってくれるという、そういう部分も出てまいりまして、20年度においては補助金の額が減額されております。内容については、先ほど申し上げたとおり、例年どおりのことを基本にしながら効果的な事業推進を図りたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） このことについては、ある程度ふだんからお聞きして内容については理解しているつもりなのですが、それぞれ参加者が少ないということ、参加者といえど受ける側と、それから来るほうのことを言いますけれども、それらについての何か対策とございますか、新たな取り組みというのがあればお聞きしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 委員ご指摘のとおり、参加者がなかなか伸びていかないというところは協議会事務局の最大の悩みであるかというふうに認識しております。その中で、まず地元男性につきましては、農協の担当のほうは何度も足を運びながら家族含めて参加をお願いしている状況で、それ以上の対策はないのじゃないかなというふうに考えております。それから、主に本州方面の女性に関しましては、最近の傾向として年齢が高くなってきている、30代を過ぎた方がだんだん中心を占めてきているという部分で地元青年との年齢差がなかなか合ってきていないということがあります。応募状況も思わしくないということで、分析すると同じような事業を道内各地でやっていて、事業内容は別にして、参加者負担金の部分で差があるというところが大きな問題じゃないのかなというふうに考えております。本州方面の女性により多く参加してもらうためにということでは、3年ほど前から広告媒体をかえて、それから関西方面中心だったのを関東方面にも向けたりとかということでやってきております。また、20年度の協議会の総会の中で決定していく話なのですが、事務局段階ではターゲットを道外だけじゃなくて、道内、札幌方面に向けてもいいのじゃないかというようなことで話されておまして、その方向で検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） わかりました。

それと、もう一つ、同じく163ページの中で標茶農協ファクシミリソフト利用負担金36万円載っていますけれども、これ以前に農家が各戸に設置したファクシミリ、当時は受益者、それから農協、それから役場とそれぞれが負担してスタートしたように思いますけれども、これ毎年これだけの金額を負担しているということは応分の負担というのかな、そういう理解はしているのですが、これはどうなのでしょう、この金額もさることながら、それだけの応分の負担をしなきゃならないということと、それからいつまで続けるのかなと、そういうこともちょっとお聞きしたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 農協のファクシミリソフト利用負担金36万円についてお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、この負担金につきましては標茶農協のほうで設置しました全戸同報のファクシミリ網の部分でございます。本町におきましても緊急時はもちろん、平常の連絡等についても活用させてもらっているということで、この負担金につきましては機械導入当初に応分の負担ということで約束された金額というふうに理解しております。以前にファクスじゃなくて、もうそろそろパソコンに切りかえたほうがいいのじゃないかということで話題になったこともあったのですが、全体の流れとしてそちらのほうに向いておりませんので、いまだに負担を継続しているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、7款商工費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、8款土木費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 168ページ、別紙です。3号街区公園整備事業ということで1,200万円、予算の説明書の中に備考で書かれている部分、芝生、あずまや、トイレ、遊具、駐車場とあるのですが、これは単年度でこれだけのものがこの金額の中で全部おさまるとい
うか、行われるのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

3号街区公園についての内容でございますが、今委員ご指摘の部分、1,200万円の中で基本的には私ども今想定している状況では、単年度でできるのであればやりたいという考え方でございまして、町内会さんのほうと協議を現在まだ続けさせていただいております。いずれにいたしましても、予算としては全体ができ上がるような予算を予定として組みせて
いただいております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 今のところでよろしいのですけれども、経常の部分、これ恐らく公園管理等だと思うのですが、清掃の管理と業務と2つに分かれておりますけど、主なものでいいです。どのような内容になって計上されているのか、お願いをしたいなと思いま
す。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 委託料の13節の部分についてお答えいたします。

清掃委託料につきましては、町内会さんのほうにお願いしております街区公園を基本的に抜いた町のほうで管理している6カ所を中心に清掃をお願いしている、委託している部分
でございまして、駒ヶ丘公園、それから役場前の公園、それから病院横の緑地、それから釧路川緑地、旭の防災公園、富士公園、いわゆる通称タコ公園の部分でございまして、これらについての清掃業務でござい
ます。

それから、業務委託料に関しましては、常盤パークゴルフ場の受付業務、それから券売機の保守点検業務、それからグリーンや周りを中心とした雑草除去等、それから公園樹林の害虫駆除等を計上しているところでござい
ます。

○委員長（平川昌昭君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） わかりました。

それと、道路橋梁費の関係ですが、別紙167、この地方道路の特定道路の関係、借金事業ということになるわけだけど、起債充当率の関係といたら、大体これどのくらいになっているの。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

充当率は、90%となっております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、9款消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

林君。

○委員（林 博君） 120ページですか、一番下のほうに標茶高校の教育振興会助成金ということで昨年度より100万円ですか、アップになっていますけども、これのどのような形、高校のほうと協議なされて今回100万円アップになったのかお知らせ願いたいと思うのですけど。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） 教育振興会との調整という部分がございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

この部分につきましては、そもそも標茶高校が総合学科になった時点で、標茶高校の魅力を増すための活動に支援をするということで、各町内の団体が参画しました教育振興会が設置されたところでありまして、それに対する支援を行ったものでありまして、当初500万円でスタートしたところでもあります。その後平成17年から100万円減額して支給をしてまいりました。しかしながら、近年少子化と相まちまして、当初4間口160人定員だったのが現状ご案内のとおり3間口120人定員になっております。本年の受験者数は、ご承知と思いますが、100名を若干上回る形、100名を超えた形で安堵したところでもあります。昨年につきましては、80名を若干上回るということで間口減の危機があったという部分が皆さんの記憶にもあるというふうに思っています。今後の児童数を考えた場合には、非常に町内、それから管内含めましても極めて厳しい状況が続くというふうに思っております。万が一間口が減少となった場合には、1間口減となった場合に、教員数では10名ないし15名が少なくなるということが考えられまして、それに伴う教育内容の低下、それから地域経済に対する影響というのははかり知れないものというふうに思います。ある算定では、約1億円ほどの影響があるのじゃないかというふうにも言われているところでもあります。したが

いまして、次年度に向けて生徒獲得に向けた対策を強化したいという考えを受けまして、スタート時のレベルに助成額を戻したところでございます。具体的な利用方法については、総会等で確定していくというふうには考えてございますけども、標茶高校の魅力を強化、また発信する活動費、また農業教育の準拠点校としての任務が道東、そして北海道の中での位置づけもでございます。その任務を果たすためには、寮としての機能もまた配慮をしなければならぬという考え方もございますので、それらについて活用したいというふうにご考えているところで承ったところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 林君。

○委員（林 博君） はい、わかりました。

次、123ページの教育振興費の中、13節の委託料の関係ですけれども、通学委託料で、小中両方ともですけれども、減額なさっていますけど、どのような要因なのかちょっとお知らせいただければありがたいのですけど。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

委託料の通学委託料、小学校費に計上しておりますのは、通常の通学スクールバスであります。中学校費で計上しております通学委託料は、部活バス用の経費ということでご理解いただきたいと思っております。なお、前年度から比較しまして減額となっている理由であります。通常の通学バスでいきますと、16路線走っております、それぞれ児童の回って歩く距離数で計算しておりますので、実際には19年度に通学していた家庭の奥の分が中学校に移って、その分が距離数が短くなっていくという、そういうトータル的な距離数の減によつての予算減であります。中学校の部分のスクールバスの委託料につきましては、小学校同様距離数の減と含めまして上茶安別線が部活バスで走らなくなったという1路線減で10路線、19年度は11路線ですが、20年度は10路線ということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 117ページの学校評議員報酬が計上されていますけれども、どのような活動を展開してきたのか、それから今年度どういうふうになっているのかということをごちょっとお聞きしたい。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

現在学校評議員は、標茶小学校、標茶中学校2校に評議員をしておりますが、年間通してそれぞれ年2回ほど開催しております。委員数それぞれ各4名が委嘱しておりますが、事業内容としましては年度当初の部分でそれぞれ学校経営に含めてのそれぞれのご意見をいただくという部分では年度当初でそれぞれ開催しております、通常の学校経営に対するいろんなご意見をいただきながら実際に行っております。19年度の部分でいきますと、

内容からいきますと、学校給食の部分、それから各種学校行事についてのご意見、それから現在でいきますと学校教育がそれぞれ学校教育法が変わった部分もごございますが、そういった部分でのそれぞれとらえ方、学校の目標、そういった部分を意見交換をしているところをございます。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 118ページ、報償費の謝礼金ですが、これは特別支援教育の連携協議会研修会等で多分講師謝礼か何かなのだと思うのですけれども、この予算がふえていますけれども、どのようにこの研修会を充実させようとしているのか、内容をお聞かせください。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 報償費の謝礼金であります。前年度と比較しまして10万円ほどふえております。内容的には、執行方針にも示しておりますとおり、特別支援連絡協議会を立ち上げまして、その部分での活動の中でそれぞれ研修会をする予定の謝礼金であります。特別支援連絡協議会、実際特別支援教育が始まりまして、それぞれ各学校のコーディネーター、それから関係者、町、それから教育委員会を含めまして、それぞれいろんな課題を含めながらスタートして間もない部分でありますので、その課題を突き合わせながら、意見交換をしながら、よりよい特別支援の部分では進めていこうという考えのもとの連絡協議会の設置であります。

以上であります。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 次のページの119ページですが、特別支援教育に力を毎年入れてきているということとはよくわかりました。それで、119ページの負担金補助及び交付金のところで管内就学指導委員会の負担金が減っています。これは、この活動の内容が変わったということなのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

管内就学指導検査委員会の負担金であります。これはこれまで就学指導検査委員会がそれぞれ特別支援の部分では特にこの部分ではかかわってきた経過がございます。そういった部分で新たにその協議会を立ち上げるということで、内容的には指導検査委員会のほうを判定の部分でまたもとに戻した形でスムーズな判定委員会という部分でします。こちらのほうの研修会を実際やっていたのを先ほど申し上げました特別支援連絡協議会のほうでよりよい研修内容に進めていくということで落としております。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 判定という言葉余り好きでないのですけれども、好きでないけど、使いますけれども、判定の仕事のみに限定したということですか、もとに戻して。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 研修自体も実際には業務内容にあるのですが、ただ実際に判定というよりも委員会の専門的な部分の意見をいただきながら、ここの機関の中で一応決定をしながら、ということでもありますので、そちらのほうに重点を置くような活動になっていこうかと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 125ページ、小学校改築にかかわる一番上ですが、調査設計委託料4,860万円、これは内容としてはどこまでやる内容なのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 設計委託料であります、今年度実際には実施設計までいきまして、一応設計をする段階の途中でいろんな学校、それからいろんな部分でご意見をいただきながら校舎の形の設計をすべて終わりたいというふうに考えております。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） つまり年度内にここの業務は終わらしちゃうという意味ですか。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） そうです。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 10款の最後の質問になるかと思うのですが、ずっと読んでみたのですが、教育長の執行方針の中にかなり力を入れて全国学力テストをことしもやりますというのが出ていたのですが、それに関する標茶町の費用というのは別にほとんどないと見ていいのですか。

○委員長（平川昌昭君） 指導室長、小関君。

○指導室長（小関 互君） お答えいたします。

標茶町が負担する金額というのは、一切ありません。すべて文部科学省のほうでやっていただくということになっております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君） 121ページの学校運営管理費です。報酬の学校補助員報酬、これは何校で何人分なのか、3,900万円ありますので、お聞きしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

配置校であります、小学校分で見込んでおりますのが6校、それから教育委員会所属営繕の部分で全部で9名であります。

○委員長（平川昌昭君） よろしいですか。

○委員（川村多美男君） いいです。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 125ページ、今、深見委員が質問した小学校の調査設計委託料の件なのですが、内容説明で実際の建築のほうは21、22というふうにおっしゃったのかなというふうに思うのですが、総額的にどれぐらい想定されているのでしょうか、建設費のほうです。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 小学校の建設費であります、大体12億円ちょっとぐらいであります。12億6,000万円程度であります。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） それと、現在体育館、講堂やっていますので、設計会社が同じなのかということを知りたいのですが、今回実施設計まで入ってしまうということになれば、児童生徒というか、町民と言っていいか、そういう方々の何か学校に対する思いというものを反映できるような時間的なものというのがあるのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 私ども現在考えているのは、講堂のときもそうだったのですが、学校との何回もそれぞれ提案をしながら、いろんな部分で細かな分をご提案をいただいでつくり上げた経過がございます。そういった意味では、学校についてはよりいろんな方々のご意見をいただきながら、当初の計画から多少変更できる分は変更していきたいというふうに考えておりますので、できる範囲内でそれぞれいろんなご意見をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

（「設計会社が同じか」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 設計会社については、それぞれ今の制度の中で指名委員会等がございますので、その中できちっと規則的にやっていく話だというふうに思いますので、現段階では、というふうに考えております。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） ちょっと今の部分、何か私余り専門でないので、わからないのですけども。

130ページ、社会教育総務費の1節の報酬の部分なのですが、健康づくり運動専門員、今回これ初めてなので、どのような任務を持っていらっしゃるのか。

そして、一回一回聞いていいのですが、あわせて生涯学習アドバイザーの部分がありますが、これは2人かなというふうに思うのですが、どういう配置であり、何名なのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 社会教育課長、藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

健康づくり運動専門員につきましては、住民課の役割分担として健康づくりの実技指導につきましては教育委員会が当分の間当たるということになっております。専門員がどの

ようなことを行うかといいますと、具体的に言いますと、肉体改造教室、あるいはそのOB会に対する実技指導、町内会、保健推進員、保育士等の方々に対する依頼に基づく指導があります。そのほかに、健康づくり運動指導員のスキルアップのための指導、水中ウォーキングの指導等を現在想定しております。特定健診、特定保健指導が来年度スタートするわけでありまして、それに対応して専門員を1名配置したいというものでございます。

それから、生涯学習アドバイザーにつきましては、ご指摘のとおり、文化系1名、スポーツ系1名ということで2名ということになっております。

以上です。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、12款公債費について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、14款職員費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、15款予備費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第1条、歳入歳出予算、歳入、1款町税から21款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） ことしから地方再生対策事業、これが起こされてきて、この内容でいくと、新聞報道なんかでは標茶町はかなり有利な形でお金がおりにくるということで、金額と、それからこれ当分というような表現をしていましたっけ、いつごろまでの見通しを町のほうでは持っているのか、その2つについてちょっとお伺いします。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

地方再生対策費ということのお尋ねだと思いますが、これにつきましては本年から普通交付税の中での算定となってございまして、金額では今積算していますのは1億4,100万円

ほどを想定してございます。これにつきましては、いつまでかという部分につきましては、明確にいつまでかという部分はちょっと国の判断を見なければわからないものですから、今のところは判断しかねるところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） いつまでかという部分については、見通しは全くそういうのは入ってきていないですか、ニュースというか。例えば小さくない金額ですよ。それで、国のほうではかなり当分の間のようなニュアンスであちこちで報道されているのですが、そういうニュースとかというのは全然入ってきていないのですか。単年度ぼっきりということではないということですよ。その辺はどうでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

何年までかという分も情報としては入ってきていませんけれども、単年度ぼっきりという情報も入ってきてはございません。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） わかりました。

保育料について伺いたいと思うのですが、1つは保育料の基準を改定するわけですが、それに伴っての収入増、保育料の収入増というのですか、ここでいえば、そのいわゆる収入増というのはどのぐらい見込めますか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 20年度の保育料につきましては、平成19年度の4月当初の入所児童を基本に計算しておりますけれども、今回の改定では収入増は17万4,000円程度というふうに試算しております。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） あわせて、今回の町長の執行方針の中でその施策が述べられているわけですが、第3子の保育料の無料、これはつまり収入が減るわけですよ。これは、どのぐらい見込まれていますか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） これも19年度当初の入所児童からの試算になりますが、該当児童数は5人で14万5,200円ということで試算をしております。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 21ページですが、鳴り物入りで始まった住民基本台帳なのですが、このカード交付手数料がかなり少額なのですが、実際の今までの利用数というのはどのぐらいありましたか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 住民基本台帳のカードにつきましては、平成15年から発行しておりますけれども、昨年、18年度までで15件、平成19年度に関しては2月末現在で7件

ということで、合計26件の発行をしているところでございます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

末柄君。

○委員（末柄 薫君） まず、使用料、手数料のほうですが、農林水産業使用料、牧野のほうで伺います。例年よりも1,000万円近く、800万円台ですね、使用料を増額して見ておられますが、その見直しについて伺います。

○委員長（平川昌昭君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） 昨年、19年度と20年の若干の違いが府県牛で、群馬県がことしの12月から一部入ってきております。それで、1年間で約200頭ほどの預託を計画されているということで、その分を見込んでふやしております。

○委員長（平川昌昭君） 末柄君。

○委員（末柄 薫君） それでは、雑入のほうでお伺いをいたします。補正のほうの内容審議でもちょっとお伺いしたのですが、同じ牧場の哺育受託金です。37ページです。これが200万円減になっています。19年度でも減っている部分、多分その減っている分そのまままでことしの予算立てられたのかなと思います。その辺の事情をお伺いします。

○委員長（平川昌昭君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） この哺育につきましては、18年から今回まで約1年半、約2年近く進めております。当初は、22カ月程度まで預託をさせていただきますという約束事で進んできました。その中で、非常に22カ月というのは長い期間だということでいろいろな支障がありました。それで、4月から6カ月程度で退牧をしてはどうですかという話に持ってきております。そういったことで、今何件か問い合わせも来ております。非常に厳しい状況の中で施設を急激にふやすことできない状況の中で増頭を考えている農家の方々もいらっしゃるということで、そういう方々がそういう利用をしたいというようなことも聞かれております。そういったいろんなことを想定しまして、昨年より若干少ないのですが、この程度は見込めるだろうということで予算を組ませていただきました。

○委員長（平川昌昭君） 末柄君。

○委員（末柄 薫君） 昨年よりも少し減額して、要するに補正できているあの金額に近づけたということ、ということでわかりました。

哺育料金については、今後ともいろいろ料金を再検討するというお話を聞いておりますが、まだその辺のところの検討には入っておられませんか、お聞きします。

○委員長（平川昌昭君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） 哺育料金、これにつきましてはまだ条例上は規定をされていませんので、受託金という形で取らせていただいています。それで、先ほど申しましたように、期間の見直しをした中で当然原価計算も変わってまいります。今までは、22カ月の中でどうやって収支を合わすかという料金体系でございましたが、今回は6カ月の中でどうやって料金体系合わしていくかということで、当然見直しをしないといけないという

ふうに認識をしております。それで、前回まで22カ月ということで26万8,000円程度ということで、逆算をしまして料金が330円というふうに決めさせていただきましたが、4月以降につきましては今言いましたように原価計算をしましたら480円から70円程度になるということで、とりあえず500円程度で実施をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（平川昌昭君） 末柄君。

○委員（末柄 薫君） 哺育料金のほうは、わかりました。

同じ雑入なのですが、36ページ、給食費についてお伺いいたします。職員給食費が36ページが一番下のところにあります。201万7,000円。それから、37ページ、上から4段目、給食費として1万5,000円上がっております。この2つ同じ雑入の項目で入っているのですが、この違いとこの料金の内訳等わかりますか。お伺いします。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

詳しい数値の部分がちょっとないのですが、職員給食費につきましては保育所の職員の給食費の自己負担分等というふうに考えています。下の給食費含めまして今数値については調べさせていただいて、後刻お伝えしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 資料今出てきますか。後でということ。

（「今調べています」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） 後ほど。

よろしいですか。

○委員（末柄 薫君） はい。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第2条、債務負担行為について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） 債務負担行為の虹別の地区の7億2,200万円からの上限の債務保証の関係の一般財源からの三百何十万円持ち出しがありますけれども、この一般財源からの持ち出しはどのようなものになるのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 畜産担い手育成総合整備事業についてお答えいたします。

起債の中の町村の持ち出し分でございますが、これは市町村附帯事務費の町負担部分でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） よろしいですか。

○委員（館田賢治君） はい。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第3条、地方債について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第4条、一時借入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第5条、歳出予算の流用について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、以上で議案第22号、一般会計予算を終わります。

次に、議案第23号、国民健康保険事業事業勘定特別会計予算、第1条、歳入歳出予算、歳出、1款総務費から10款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

末柄君。

○委員（末柄 薫君） 15ページ、賦課徴収費のところですか。釧路根室広域地方税滞納整理機構負担金、結構動くのですね、この金額。39万7,000円、40万円ぐらいふえておりますが、その理由をお願いします。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 釧路根室広域地方税滞納整理機構に対する負担金の内訳でございまして、これにつきましては均等割と、それから依頼する件数によってそれぞれ負担金を計算することになっておりまして、本年度につきましては国保分では均等割10万円、それから件数割では342万円の10%ということで、合計249万4,000円ということで計上をさせていただいているということでご理解を願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） 15ページの負担金、補助金の関係でありますけれども、療養給付金の関係のこの内訳を教えてくださいなと。

それから、同じく負担金、補助金、交付金、6,160万円も目の1にあわせて中身を教えてくださいなと。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 療養諸費の1目一般被保険者療養給付費の7億2,382万4,000円につきましては、一般の1人当たりの費用額、これで21万7,000円を計上しておりまして、当初予算では2,729人を想定しておりまして、これの給付率70%、それから一般前期の高齢者療養給付につきましては55万円で547人、それから7歳未満の被保険者分につきましては1人当たり25万円で168人ということで、前期高齢者につきましては給付率90%、それから7歳未満につきましては給付率80%ということで計算した額が7億2,382万4,000円という

こととございます。

それから、退職被保険者等療養給付費の6,160万円につきましては、1人当たり費用額40万円を見て200人で計算し、かつ給付率70%ということで計算した額で6,160万円ということとございますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それと、ここに後期高齢者の関係が当然出てきているわけですが、17ページなのですが、ここに後期高齢者の支援金、この1億4,300万円はいわゆるうちの40%の支援分、これが基金協会、支援協会、何ていうのですか、真っすぐ広域でなくて、その協会のほうに行くお金、真っすぐ行くということになるのですね。これは、このお金も真っすぐそちらのほうに入っていくお金だということですか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 後期高齢者支援金と関係事務費、両方でございますが、これにつきましては後期高齢者医療制度の中で保険者が負担する分ということとございます。これにつきましても国保会計から社会保険診療報酬支払基金のほうに納付し、支払基金のほうから北海道の後期高齢者医療連合のほうに保険者分として支払われるということとございます。一般会計の7,500万円につきましては、公費負担分ということで、国保のほうでは保険者負担分という性格が違うということとご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そうしますと、これと今言われた先ほど7,500万円からのやつは公費負担分で、これはうちの今言われた支援分と。

それと、ここに出ている一般財源のやつは、これはうちの単純な今度は後期高齢者のほうに入っていく、7,300万円については一般財源からというやつは、これが公費負担分のやつですか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 一般会計で計上しております7,500万円については、国、都道府県、市町村が負担する後期高齢者医療に対する公費負担分ということとございます。それから、国保の今回計上しております1億4,309万8,000円につきましては、これは国保ばかりでなくて、社会保険の被用者保険含めて各保険者がそれぞれ負担する額ということとご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 関連してなのですが、そうするとこの後期高齢者支援金の負担というのは国保税にはね返ってくる金額だというふうにストレートに見ていいですか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 保険者として支払う後期高齢者支援金につきましては、保険料から支払うというのが基本でございます。ただ、国のほうから、今回も国、道支出金で

7,011万6,000円を計上しておりますけども、約5割については国からの給付があるということで、残り半分については保険料で賄うというのが原則でございます。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） その保険税にはね返っている部分については、いつの時点がそれが数字になって出てくるのかというのが1点と。

それから、国保会計でいえば、8ページに退職被保険者等国民健康保険税というのがありまして、これはがくっと減るわけですが、ここの絡みはどうなるのでしょうか。これは、どこで補てんされていくというスタイルになるのでしょうか、費目でいえば。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 税を確定する時期でございますが、国民健康保険会計の内容説明したときにもちょっとお話ししておりますけども、18年6月の健康保険法等の一部改正で国民健康保険税につきましては地方税法の改正で、従来医療費分と介護納付分という2区分でございましたが、これが平成20年4月1日から医療費分、介護分、それから後期高齢者支援分という3区分に変わることになってございます。ただ、今回税制改革の国の国会の審議中で地方税法の施行令等がまだ交付されていない、それから3月末にならないとわからないということがございまして、6月の定例会までは国保税の3区分の税額等については明確にさせていきたいと思っておりますし、当然国保会計、その3区分での補正予算措置が必要でございますので、6月の定例会までははっきりさせたいというふうに考えております。

それから、退職者医療制度の保険税が減額しているのは、退職者医療制度につきましては平成26年までに廃止をするということになっております。その分につきましては、今回歳入でも見ておりますけども、いわゆる前期高齢者の保険者間の財源調整がありまして、9ページの4款で款を設けておりますけども、いわゆる65歳から74歳までの被保険者がそれぞれの保険者にどの程度加入しているのか、全国平均より高いところについては前期高齢者交付金ということで交付されるということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、歳入歳出予算、歳入、1款国民健康保険税から10款諸収入まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第2条、一時借入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、以上で議案第23号、国民健康保険事業事業勘定特別

会計予算を終わります。

企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） 先ほど末柄委員からのご質問に答弁漏れがありましたので、お答えをしたいと思います。

一般会計の歳入、雑入のうちの職員給食費と下段にありました給食費の違いと量ということでございましたが、職員給食費につきましては常設保育所の職員の給食自己負担金でございまして、延べ6,700食程度になります。それから、下の給食費につきましては、保育園で実施しております保育園入所児以外の親子ふれあい事業で行われます親と子の分の給食費の負担金ということで約50食ということで計上していますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 次に、議案第24号、下水道事業特別会計予算、第1条、歳入歳出予算、歳出、1款総務費から5款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

越善君。

○委員（越善 徹君） 17ページの2款1項1目15節工事請負費でありますけれども、この中には雨水管の新設工事があります。この定規図を見ますと、基礎工事がはしご胴木になっておりますけれども、これは延長510メートル全般についてはしご胴木を使うのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 水道課長、山口君。

○水道課長（山口 登君） お答えします。

雨水管工事のこれは駅裏の工業団地のところでやるところでございまして、もともと軟弱地盤の谷地ということでございます。それで、一応今の考えでは全線をやるつもりでおりますけど、実際その工事の段階ではその辺も確認しながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第1条、歳入歳出予算、歳入、1款分担金及び負担金から7款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第2条、債務負担行為について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第3条、地方債について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第4条、一時借入金について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） 以上で議案第24号、下水道事業特別会計予算を終わります。
次に、議案第25号、老人保健特別会計予算、歳入歳出予算、歳出、1款医療諸費及び2
款諸支出金一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、歳入歳出予算、歳入、1款支払基金交付金から6款
諸収入まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） 以上で議案第25号、老人保健特別会計予算を終わります。
次に、議案第26号、土地区画整理事業特別会計予算、第1条、歳入歳出予算、歳出、1
款事業費から3款予備費まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、歳入歳出予算、歳入、1款換地清算徴収金より3款
繰入金まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 換地清算金の関係で現年度分と、それから滞納分とございます。
これは、何件の滞納分になっているのか。この換地清算徴収金と下の保留地処分金の分も
あわせてお聞きしておきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

まず、換地清算徴収金でございますが、現年分につきましては歳出のほうの10ページに
あります説明欄の2行目にあります換地清算交付金、これが町の方でございます、それ
以外の個人の方から清算に伴いまして徴収金、これ1件分でございます。それから、滞納
繰り越し分につきましては、現在行っております鉄東の前に事業が行われていました川東
部分でございます、この部分については2件でございます。

それから、保留地処分金でございますが、これも川東分で1件でございます。

以上です。

○委員長（平川昌昭君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 総括でやればいいのでしょうか、この滞納分のほうはどんなあ
んばいなのでしょう。簡単でいいですから、説明をいただきたいと。

それから、このつけ保留地の部分や何かは区画としてはあとどのくらい残っていることになるのでしょうか、一般宅地のほうもあわせて。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 滞納の分につきましては、換地清算徴収金、それから保留地処分金、いずれも徴収に努力これまでもしているところでございます、換地清算金徴収2件につきましては、1つは法人でございます。もう一つは、個人の方になるのですが、それぞれ1件につきましては法人に関しましては現在会社等がもう存在していない状況でございますが、整理する中で町のほうにもいわゆる清算するお金について問い合わせ等がまだ来ている状況でございますので、町のほうに払い込まれるという要素はかなり低い状態ではございますが、まだ様子をちょっと見たいということで、何とか不納欠損しない状況を今想定していますが、かなり現実的には厳しいものと考えているところでございます。もう一件につきましては、現在当事者様と確認作業等を継続させていただいてまして、本人さんも何とかしたいという気持ちがございますので、確認書をとらせていただきまして、継続して、事情も払いたい気持ちがあってもという状況でございますので、そのあたりを酌み取って努力しているところでございます。保留地処分金につきましても同様に現在継続して、滞納分につきましては協議させて継続させていただいている部分でございます。この分につきましては、今後も努力続けていこうと考えております。現年分の保留地でございますが、現在の段階でいいますと、つけ保留地については現状の段階でございますが、全部で55件のうち今年度残っている分は5件、いわゆる91%が終わっているという考え方でございます。それから、一般保留地につきましては、全部で15件のうち10件、現段階では67%という形で考えてございます。

○委員長（平川昌昭君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） そうしますと、つけ保留地の分は5区画分残っていると。ここでつけ保留地の分と、それから一般宅地の分と合わせて2,347万2,000円ですね、こうやって上がっていますけれども。そうすると、一般保留地の分という、10件というより、10区画でしょう。10区画が残っているということになると、つけ保留の分とこれと金額はどういうふうに分かりますか。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

つけ保留地が約380万円の想定でございます。一般保留地につきましては、10区画で2,350万円弱でございます。区画数に関しましては、ほぼこれで決まりかなとは考えておりますが、分筆等、状況によって動く可能性もあります。5区画が、10区画が現在押さえている数字ということでご理解願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 課長、2,350万円というのは、10区画でなくて合わせてでしょう。

（「失礼いたしました」の声あり）

○委員（舘田賢治君） 違う。それは、2,350万円だったら保留地も入ってしまうから。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 訂正させていただきます。

委員ご指摘のとおりでございます。一般保留地につきましては、10区画、1,970万円弱、それにつけの部分で380万円弱ということで、総額で2,347万2,000円ということでございます。

○委員長（平川昌昭君） よろしいですか。

○委員（舘田賢治君） 歳入なものな、歳出終わったのものな。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第2条、一時借入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） 以上で議案第26号、土地区画整理事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第27号、介護保険事業特別会計予算、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算、歳出、1款総務費から8款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 14ページですが、介護認定審査委員の報酬のところ審査会の回数が減になったというふうに説明伺いましたけれども、どの程度のあれで回数行っているのか、それから緊急にこういうの入るということありますよね、その場合の対応はどういうふうになるのか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 介護認定審査会につきましては、認定件数に合わせまして2週間に1回やる、月に2回やる月と、それから3回やる月がございまして、18年の実績でも年間29回程度でございます。ただ、実績に基づいて今回委員報酬を32万8,000円ほど減額させていただきましたけれども、回数としては32回を見込んでおります。緊急な認定患者等が出てきたときには、件数が少なくてもそれなりに現在のところ対応しておりますので、認定申請されている方には不利益が生じないようにということで審査会のほうは開催してまいりたいということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 17ページ、金額は小さいのですが、入場料1万2,000円が計上されています。どういう業務内容ですか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 包括的支援事業費のところですね、17ページですから。

(何事か言う声あり)

○住民課長(妹尾昌之君) 済みません。介護予防事業費の入場料ですけども、これについては介護予防事業の中で被保険者、特に閉じこもり防止等のための事業を行うときに入館するときの入場料ということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) なければ、保険事業勘定、歳入歳出予算、歳入、1款保険料から8款諸収入まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算、歳出、1款サービス事業費から3款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) なければ、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算、歳入、1款サービス収入から4款繰越金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) なければ、第3条、一時借入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) なければ、第4条、歳出予算の流用について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) 以上で議案第27号、介護保険事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第28号、後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出予算、歳出、1款総務費から3款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) なければ、歳入歳出予算、歳入、1款後期高齢者医療保険料から3款諸収入まで一括して質疑を許します。

館田君。

○委員(館田賢治君) 後期高齢者のまず75歳以上の人数は千何百人かで押さえたと思うのですが、それとあわせてそのうち被用者保険、いわゆる厚生年金等からこっこのほうの高齢者のほうに移る段階とここに出ている2,000万円、2,500万円の7・5・2の低所得者との関係なのですが、どの程度の中でこの2,500万円が押さえられているのか、あわせて

お答えをしていただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 後期高齢者の被保険者数ですが、これは広域連合のほうから本年の1月5日付で保険料等の通知が来たときの数でございますが、町内では1,261人が被保険者数ということで現在のところ押さえております。そのうちいわゆる被用者保険等から後期高齢者になる方ということでございますが、正確な数値はちょっと私どもまだ押さえていない、数値がまだ来ていないのですが、約200人ということで押さえております。

それから、軽減措置の2,092万5,000円の内訳でございますが、7割軽減が1,261人のうち655人で1,978万1,000円ということでございます。それから、5割軽減につきましては、対象者25人で53万9,000円、それから2割軽減が70人で60万5,000円ということで、合計軽減措置を受ける人数につきましては750人で、軽減措置合計が2,092万5,000円ということでございます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） 以上で議案第28号、後期高齢者医療特別会計予算を終わります。

次に、議案第29号、病院事業会計予算、第1条、総則から第8条、重要な資産の取得及び処分まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） CTスキャナーの更新が出ています。今使っているCTは、不具合があるとか、このまま使ったら途中でもたないとか、いろいろな理由があるかと思えますけど、そういった重大な理由があるのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（平川昌昭君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） CTスキャナーの更新でございますが、更新、廃棄をいたしますCTスキャナーの購入年度につきましては平成7年度でございまして、既に耐用年数の6年を経過してございます。これまで2回にわたりまして、1回にわたって800万円かかりますが、球管を取りかえながらしのいでまいりましたが、部品も老朽化に伴ってどんどん取り扱いもなくなっていくということで、先生方とも、技師とも相談いたしました。更新はやむを得ないだろうということで今回の計上させていただいたわけでございます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） 以上で議案第29号、病院事業会計予算を終わります。

次に、議案第30号、上水道事業会計予算、第1条、総則から第7条、他会計からの負担金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） 以上で議案第30号、上水道事業会計予算を終わります。

以上で議題9案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時47分

○委員長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、議題9案一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君）（発言席） 私は、今回20年度の事業並びに予算の中で磯分内の下水道が着手される、認可申請をして、その手続後に事業が進められるという前段はございますけれども、ともあれ町長の行政執行方針の中にもはっきりうたわれましたし、そういうことについて二つ三つ初歩的な質問をしたいと思えます。

従来から磯分内の町内会長始め下水道を進める会、水道に関することについてもいろいろ何度も何度も協議をして町のほうに陳情をしていたわけではありますが、最終段階において現在磯分内の地域の市街の方の下水道に関する住民の人の希望というか、下水道に関するぜひやってくれという、こういうような希望についての要望というようなことはどのような状態であるかをお尋ねを申し上げたいと思えます。戸数とかパーセントとか知らしていただければと存じます。

○委員長（平川昌昭君） 水道課長、山口君。

○水道課長（山口 登君） お答えします。

磯分内の下水道整備につきましては、今まで重要な行政課題ということで町政懇談会等でいろいろとご議論いただいております、それで地域の方も一生懸命取り組むということで、私たちと連携してこの事業を何とかいい形にしようではないかということで今まで進めておりました、実は地域の方で積極的にアンケートとってもらったということでございます。その中で世帯数207戸のうち166戸の方が回答しているということで80.2%、かなり高い回収率ということになっておりました、その世帯の内訳としましては持ち家が104戸で、それから借家が11戸、社宅が7戸、それから公共住宅、公住関係ですね、が44戸ということで166戸の方が回答をしております。その中で、まずトイレの現状を見ますと、くみ取り式が84戸、それから水洗式が48戸、簡易水洗が34戸、166戸がそのようなトイレの現状になっておりました、その中で特に感ずることは、水洗化の公営住宅を除くと145戸のうち61戸の方、42%の世帯が水洗式及び簡易水洗を実施しているということで、かなりトイレ環境については従前から関心を持ってやっているということでございます。

○委員長（平川昌昭君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 詳しい数字が示されました。

次は、この事業は公共下水事業というやり方と、塘路もそうだったと思いますけど、特定環境保全公共下水道事業というようなこと、2つあるわけで、多分磯分内地区はこの特定環境保全公共下水道事業に該当していくのではないかなど、私は素人考えをしております。この略して特環事業という呼び名の事業の性質というか、そういうのは具体的にどういふものなのかを、私の質問がちょっとうまくないかもしれないけど、お答えいただければと思います。

○委員長（平川昌昭君） 水道課長、山口君。

○水道課長（山口 登君） お答えします。

下水道整備につきましては、それぞれ公共下水道の大枠のくくりの中で、その中で公共下水道、一般に言う市街地、これは都市計画の区域を設定されているところについては公共下水道で整備をするということになっておりまして、そのほかの地域、それは都市計画区域を持っていない区域です。従来1,000人程度というふうに言うておりましたけど、今は1,000人以下でも該当になりまして、それを整備する補助制度としまして特定環境保全公共下水道というのがございます。そういうくくり分けになっておりまして、本町の磯分内地区につきましては、塘路もそうですけど、当初から全道みな下水道構想リニューアルの中で基本構想として、塘路、磯分内につきましては特定環境保全公共下水道事業が望ましいという形で基本構想を提出していたというわけでございます。

○委員長（平川昌昭君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） このことにずっといろいろお聞きしますと、かなり私もいろんなこと考えておりますけども、手短にもう一つお伺いして終わりにしたいと思います。

今回下水道事業の中でも設計委託というか、そういう部分の予算が計上されているわけですが、もし年内にでも認可をされたら、される前にも調査できるのかどうか私は存じませんが、そういったことは具体的にどのようなことを展開していくような方針になっているかをお尋ねしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 水道課長、山口君。

○水道課長（山口 登君） お答えします。

この磯分内地区の下水道につきましては、実は去年全町の全体の集落下水道基本構想というのを一応見直しまして、その中で平成20年に特環事業という形で認可変更をとるということで、これは認可を出すところは道庁でございます。道庁で申請しまして、いろいろな書類つけなきゃなりませんから、いろんな調査もします。その中でその認可審査を提出し、認可を受けて初めてあなたの地区は特環公共下水道事業でよろしいですよということになりまして、そうなりますと平成20、ことしですね、ことしに来年度に向けて補助申請、予算要求をすると、新規で予算を要求することになりまして、今考えておりますのは20年で認可変更申請し、平成21年度調査設計、ボーリング調査、測量、その他の処理場の実施設計、管渠設計を平成21年にしまして、22年からいよいよトンカチというのですか、

工事が着手されます。その22、23で管渠と処理場が工事されると、早ければ22、23年度の3月に一部、現在浄化槽使っている方、それから公住も一部浄化槽になっておりますので、それらの接続が可能となりまして、最終年度24年には全体の供用開始ができるのではないかなというふうに考えております。

○委員長（平川昌昭君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） この事業の内容が明らかにされまして、本当によかったなというのが私のここに来て登壇しての感想でございます。山口課長におかれましては、3月の末で退職ということでございますけども、特に私からは磯分内の下水道を緒につけていただいたということで感謝を申し上げまして、質問を終わります。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。
菊地君。

○委員（菊地誠道君）（発言席） 私のほうからは、ただいま黒沼委員のほうから下水道についてのご質問ありましたけれども、私はそれらの対象以外の地区についてお聞きしたいと思います。

下水道事業につきましては、以前に虹別地区、それから塘路、既に一部で供用が始まっていると、先ほどからお話ありましたように磯分内での事業がスタートすると、そういうことで大変生活環境の向上に向かって進んでいる、大変喜ばしいことと思います。

そこで、それ以外の地区の対応として、先ほどの課長の答弁の中にもありましたけれども、既に磯分内地区でも48戸の方が水洗を自主的に行っている、そういう報告がありました。そこで、お聞きしますけれども、町内においてこの浄化槽、合併浄化槽も含めてどのくらい普及しているのか、それらの実態についてお聞きしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 町内において浄化槽を設置している数でございますが、合併と単独合わせまして135件ということで押さえております。

○委員長（平川昌昭君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） これがどういう形で調べたかわかりませんが、既に磯分内だけでも48戸ですか、50戸近くが水洗化になっている、その地区も含めると、この数字から見ると、私はどうしてももう少し多いのではないかと、そんな感じがするのですが、間違いないですか。これは、どんな形で調べたのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 浄化槽につきましては、浄化槽法に基づきまして設置の届け出が必要だということは委員ご承知だと思います。浄化槽の業務につきましては、今年の4月1日から一部北海道のほうから町村のほうに事務の権限が移譲されまして、その時点における浄化槽の数と、それから届け出があったものを含めて私どもで押さえているのが135件ということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） 恐らくかなりの数、これ以上の数が普及されていると、私はそう思うのですが、今ご答弁の中の届け出、これがいろいろと問題なのです。自分のところも合併浄化槽自主的につけましてからもう10年近くになりますけれども、当時は設置業者、あるいは建築業者も含めてそういう話も全然理解していませんでしたし、届け出があるということ自体も認識不足といいますか、ないままに今まできたのが現状だと思います。そういったものを含めると、かなりの数でもう既に普及しているのではないかなと、そんな感じがしますけれども、実はこの浄化槽については先日ある方から、このことについては当初私も内容ちょっと勉強不足でわかりませんでしたので、課長のほうにいろいろと聞きに行きました。その方に来た文書は、標茶町長名で今課長が言われた浄化槽法に基づく浄化槽の法定検査、これを受けなさい、これにはいろいろ書いています。受けなければ最悪の場合は罰則規定があると、30万円以下の過料に処される場合がありますと、これが場合がありますというのはちょっとあいまいな言い方なのですが、問題は今まで設置届け出義務がわからずに既に早くからやっていたら方と、それからわかってもやっていない方もいろいろいるのしょうけれども、その方に言わせると、周りはこの文書が来ないのだけれども、うちにだけ来た。その方去年の暮れに住宅を新築したので、そういった法的なことも含めて既にまじめにクリアしたのだと、そういう方にこの文書が行ったと。それで、周りに聞いたら、全然こういう文書は来ないと、何でうちだけ来るのだと、そういうことで相談を受けた経過がございます。それで、私もいろいろ勉強がてら課長に聞きに行ったり、それから私は通常保守管理は衛生社にお願いして行っていますけれども、そちらに行っているのと聞いてきました。ここにも詳しく書いているのです。保守点検は必ずやりなさい、そのほかに法定検査をここでは合併浄化槽協会と、ここであれば釧路の検査事務所でやってくださいと、そういうふうな文書でございまして、大変その辺矛盾しているので、そのあたりを実際、まじめにやった人だけこういうふうにして法定検査を受けなさい、そのほかの人は恐らく、届け出のないところには役場のほうでこういう文書が行っているのかどうか、そのあたりをまずお聞きしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 合併浄化槽の保守点検、清掃につきましては、これは設置者がそれぞれ専門業者に委託して行うということについては委員お話のあったとおりでございます。ただ、法定検査につきましては、指定検査機関が行うことになっております。北海道の場合は、北海道浄化槽協会が北海道の指定検査機関ということで、年に1回の法定検査、浄化槽協会で行うわけですが、浄化槽協会で行う場合は今までの登録していた支庁のほうで、直接の事務は支庁のほうでやっておりましたけれども、浄化槽の設置したところについて年に1回の法定の検査を行うと。ただ、行っていないところについては、私どものほうに去年の4月から法定検査を受けていないので、町のほうの事務に権限移譲になっているので、設置者に注意を促すということで文書を送付させていただいたという経過でございまして、そういう面では浄化槽を設置、基本的には先ほども申し上げま

したが、設置者が浄化槽の設置届けをきちっと出している場合に限っては法定検査については義務づけられておりますので、間違いなく検査されない場合については私どものほうから文書が行くという、注意喚起を促すということはありません。ただ、浄化槽を設置をして届け出がない場合については、私どもちょっとそれを調査把握するというだけでは現在できておりません。そういう意味では、今後浄化槽の設置しているところについては届け出等必ずするようにということでの注意喚起等を行っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） 確認しますけれども、先ほどお答えいただいた135件、これは自主的に届け出があって役場で把握、つかんでいる部分ということだけですね。それであれば、この数字はかなり少ないと思います。そういうことで、先ほどから言っていますように、来るとこと、それから来ないところがあるという、そういう不公平があってこういう問題が出てきたのであって、そのあたりはやはりもう少し実態の把握というのは当然あってしかるべきだと思います。ただいま課長のほうから権限移譲の話もありましたけれども、今年度の一般会計の予算、3項委託金の中で権限移譲の分で載っていました。浄化槽設置届け出事務委託金、これ2万円なのです。この権限移譲というのは、以前からこれに限らず権限移譲ばかり進んで税が伴わない、要するに財政的な措置がないままに進むと仕事だけふえてという、いろんな話もあったと思いますけれども、この2万円では今課長がおっしゃったように自主的に届け出があった部分に対してのこういう文書の通知しか恐らくできないと思いますよ、この予算の中では。そういった面では、町長も執行方針の中で快適に暮らせるまちづくりということで下水道挙げていますけれども、それ以外の人たちも当然快適に暮らせるまちづくりというのはみんな望んでいるわけですから、それ以外の地区にも、例えば下水道事業が進んでトイレが水洗化するためには、いろんな資金援助であるとか、利子補給だとかと色々な措置をとっているわけですから、そういったほうも含めてもう少し町長も快適に暮らせるまちづくりについて一言でもいいから触れてほしかったなど、そんな感じがしますので、その辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 事務的なことがございますので、私のほうから説明をさせていただきたいと思いますが、前段権限移譲の問題含めて深いご理解をいただいておりますことに感謝申し上げたいと思いますけれども、ご指摘ありましたように、私どもも道のほうから権限移譲されたときに実は率直なところ参ったなという感想であります。参ったなというのは、何かというと、ただいまご指摘のことがあるからでありまして、本来道の権限でやっておられたので、正直言うと100%網羅されて、いわゆる届け出、法の趣旨を普及してできるだけ完璧な把握をした上で良好な状態で検査をもう実施されている中で町村のほうに権限移譲として権限を移譲されるのであれば、これは別だったのですけれども、実はそうではなくて、さらには検査をしていないということもありますということの通知を

しながら権限移譲でありますから、結果としては私どもの知る中でいえば、知った範囲のものに対しては当然法的な手続をしていただきたいというお願いの文書を出さざるを得ない。いわゆる委員ご指摘の実は設置をしているけども、届け出していない、これは時代的な問題もあろうかと思えますけども、私は悪意とか故意とかということではなくて、結果そういう結果になっている方だと思えます。そういう面では、道の権限移譲はそういう雰囲気のもの、似たような雰囲気のもの、非常に多くて困っていますけども、いずれにしても町村に権限移譲されたということだけは明確でありますので、先ほど課長のほうからも説明ありますように、設置していて届け出のない方については、これからPRをしながら、ぜひ届け出をしていただいて、届け出以降の手続等について法的に実施してもらうよう指導していきたいなというふうに思っていますので、ぜひご理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、それ以外の地区の取り組みでありますけども、これにつきましては委員も多分ご承知かと思えますけども、先ほど水道課長からも説明ありましたように、皆下水道構想という中でいわゆる下水道整備をしない地区については浄化槽方式でということになってございます。とりあえず本町の場合は、他の町村に比較して早い時期から下水道整備をしております。これが償還もかなり年々ご案内のように重たいものになってきておりました、国の財政的な締めつけも含めてありますけども、新しい財政諸率のいわゆる基準もござります。そういうことを含めて財政見通しをつけた上で、実は未整備地区の部分についても入らなければならないという状況もあって、磯分内については今般の施政方針の中で町長のほうから明示をしておりますけども、その他の地区についてもここで明確に年度を示すという財政状況にまだ至っていない状況もあるものですから、多少まだ検討の時間が必要なという状況でありますこともぜひご理解を賜りたいなというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 基本的な考え方につきましては、今副町長のほうからお答えをしたとおりでございます。ただ、やはり私どもが町政を執行していく上にどんな地域に住んでいようと少しでも快適に、便利に、安全にということを目指すことは、私は基本だと思っております。今般いろいろな例えば公債費等々の問題等もある程度見通しができた時点で磯分内ということに着手をさせていただくことになりました。やはり一番大事なものは、釧路川の上流として、上流域、それから河川、3つの河川が流れておりますから、その上流域として、上流域に住む人間として、その生活と営みのある程度下流域の人たちに対する責任を果たしながら行っていくというのは非常に大事なことだと思えますし、その中で環境ということは非常に私は大事だと思っております。しかしながら、町民の利便性を高めるためには、やはりある程度の公平性ということも必要でありまして、点在している農家の方たちに対する支援につきましては、これまでも基盤整備等々でかなり手厚くやってきたというのは実態だと思います。そういった中で、実際に住まわれている方たちが例えばそういったものを待たずに自分たちでやってきたというのも事実でございましょうし、

またいろんな手法を通じて努力をしているということも私も十分理解をしております。今後ともこの町の将来性を考えたときに、下流域に対する環境への責任というものをきちんと果たしていくために何をすべきか、していくべきなのかということにつきましては総体の中で判断をしながら考えてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） お二人に答弁もらったら、あとしづらくなつたのですが、最後にちょっと法的なことをお伺いしたいと思います。

先ほどから話ししているように、この浄化槽については通常の保守点検、それから先ほど来話出ているように検査協会なところの年1回の法定検査と2つありますね。この保守管理のことなのですが、私のところは標茶の衛生社に頼んで年に3回、これは料金表なのですが、大きさによっていろいろ違いますけれども、大体農家の場合は合併浄化槽がほとんどなので、5人から10人ぐらいで大体1万2,000円から5,000円ぐらいかかるのです。私のところは、2カ所ですから、3万円ちょっとかかります。検査、点検内容なのですが、法定検査とさほど変わらないのです。国で言っている、多少水質検査においては通常の保守点検で行わない項目が2つほどありますけれども、それ以外は外観検査、水質検査に関してはほとんど変わらないのです。通常の保守点検、管理以外に法定検査をやるとすれば、これでいくと5人から20人用の合併浄化槽で1万3,000円、これ釧路から来るから、これプラスかかりますよね。ですから、恐らく2万円から3万円ぐらい取られるのでしょうか。法的ないろんな問題もあるでしょうけれども、保守点検をやらなければ浄化槽は通常に作動しないわけですから、それはみんなやっているとします。それさえクリアすれば、例えば検査協会でなくて、通常頼んでいる衛生社、ちょっと個人の名前出したらまずいのでしょうか。難しいのだと思うけれども、私はどうしても、両方頼むとかなりなお金がかかりますので、これから届け出していないところにも先ほど副町長のほうからお願いするというようなことをお話ありましたので、そういうときにやっぱり幾らかでも利用者の負担のかからないような方法というのは考えられないのでしょうか、その辺についてお聞きして終わりたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 保守点検、清掃につきましては、専門業者ということで、これは町内にもできる業者がおりますので、今委員ご指摘のとおりです。ただ、法定検査につきましては、法律上都道府県知事が検査機関を指定するというようになっておりますので、現在のところ法律が変わらなければ私どものほうではいかんともしがたいということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員（菊地誠道君） 終わります。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） 子育て、教育、それから高齢者の皆さんが執行方針にもありますように安心して暮らせるまちづくり、こういうことをテーマにして幾つかお伺いしたいというふうに思います。

まず、第1点目は、これは直接予算案には反映されていないわけですが、給食費の問題です。教育委員会としては、食育、とりわけ学校給食の問題について非常に重視しているわけです。教育長の執行方針の中にもそのことがうたわれているわけであります。同時に、今本当に非常に厳しい食の環境の中でこれをどうやって守って、食生活からの悪い影響から子供を守るかということとは大きな課題になっていると思うのです。私は、給食費が5円値上げするということで運営委員会や教育委員会でどういう議論がなされたか承知していませんけれども、ざっと試算してみますと、年間全小中学生の児童生徒が5円値上げして、そして給食費の値上げ分を計算したら、62万円ぐらいです、年間、約。それで、1つお伺いしたいのですが、給食費の今いろんなところで問題になっている未納総額というのは、昨年1年間と、それから累積でどの程度あるのか、伺いたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 給食費についての未納金状況であります。平成9年から18年までの未収金額が19年3月末で217万5,706円ございました。それから、過年度分と申しますか、その分で29万8,670円、約30万円ほど19年度中に現在まで納入されております。ですから、1月末現在で約187万円ほど過年度分として未収に残っております。実際には、小中合わせて過年度分で累計で47名分であります。実際には22世帯で、在学中の生徒についてはそのうち15世帯ということになっております。最近の傾向から申しますと、それぞれ学校、それから保護者の理解をいただきながら、年々この未収金については減ってきている傾向にあります。昨年度の中学校については、未収金がゼロということで、単年度では小学校1校だけが未収金が発生したという状況になっております。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そうしますと、私は本当に厳しい家庭の事情の中でそれを無理やりというふうなことは避けるべきだというふうに思いますけれども、これに対する取り組みと、それから未収金が徐々に入ってくるという、そういう状況の中で62万円の年間の値上げというのは何とか防げなかったものなのか、その点どういう議論がなされたのか、ちょっとお話し願えますか。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

委員ご承知のように、給食の運営につきましては材料費だけで、それぞれ保護者から負担をいただきながら私会計で行っております。あとの経費については、公費負担という形になっております。これまでそれぞれ給食材料費ということで保護者の方々からいただいております。実際には低価格の料金で安全で安心なおいしい給食提供ということでこれ

までやっておりました。基本的な考え方として、給食費の材料代の値上げについては、今の経済情勢からいうと、大変心苦しい状況は、私ども、それから運営委員会の中でもありました。ただ、これまでの値上げの基本的な考え方として、消費税、あるいは主食品、米だとか、小麦だとか、牛乳だとか、そういった部分が値上げされた部分についてはどうしても上げざるを得ない。副食については、一定程度献立、あるいは低価な部分を探しながらどうにかやってきている経過であります。平成13年度からこれまでその中で給食の中でやってきたわけなのですが、現状からいうと非常にこの米、牛乳、それから小麦の値上げが大きなウェートを占めていまして、どうしても5円程度上げざるを得ないと。ただ、この5円だけでも賄うことが非常に計算上は無理であります。ですから、保護者に一定程度の負担がどの程度かという部分も議論なされまして、年間通しますと大体975円、1戸当たり値上げになります。そういった部分では、この程度でご理解をいただきたいという部分では、広報を通じながら、学校だよりを通じながらそれぞれお願いしていくという形に運営委員会となりましたので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 給食1戸当たりというか、1人当たりですね、975円、年間。それで、2人、3人と子供さんがいる家庭の中では2倍、3倍になるわけです。そういうことを真剣に恐らく運営委員会の中でも協議されたと思うのですが、食材費の値上げというのは燃料費の高騰と切り離せないような内容になっているのではないかなというふうに思うのです。それで、私やっぱり公共施設では燃料代の値上げなんかは措置しているわけですから、そういう点では少子化対策ということでこの62万円の部分というのは何とか財政措置ができなかったものなのか、する気はないのかどうなのか、そのことを要求してこの部分の質問を終わりたいと思うのですが、いいですか、いかがですか。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたしたいと思います。

先ほど担当課長から申しあげましたように、例えば調理とか何か、そういったものにかかわる分についての値上げについては予算措置をしておりますが、ただ物価にかかわる分について予算措置というのは、これは応益という考え方からしまして考えにくいなというふうに思っていますし、また給食の納入に厳しい世帯があるということで、先般の一般質問の中でもお答えいたしましたけども、要保護、準要保護という制度がございますから、それらを活用するように保護者のほうに学校を通じましてしっかりとお話をして、極力そちらのほうで対応するという事で未納対策も未納にならないような考え方で物事を進めているということでご理解いただければと思います。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ぜひ教育扶助の活用も含めて、父母に対する理解といえますか、宣伝も含めて取り組んでいただきたいなというふうに思います。

2つ目に、保育料の値上げの問題について質問したいと思います。保育料の値上げにつ

いては、説明を伺いました。所得税の税源移譲に伴う保育料の一部値上げだということで、10ランクのうち、たしか6と8と10でしたか、3ランクにおいて1,000円から1,500円の値上げが行われるというふうに承知しているわけですが、私は今この保育料の値上げというのは、一方では非常に第3子の保育料の無料化ということで踏み切られて本当にすばらしい政策を出してくれたなというふうに思ったのですが、取って返して、それが15万円ぐらいの予算で、この保育料の値上げの部分が17万5,000円ぐらいだということで差っ引きすると、プラス・マイナスということになるのでないかなというふうに思うのですが、そういうことを計算してやったわけではないと思いますけれども、私は地方再生予算というのが出まして、あれはたしか地域の活性化ということで新設されて出た予算だと思うのです。地方再生対策費、これが地方税偏在是正による財源を活用して地方と都市の共生の考え方のもと地方が自主的、主体的に行う活性化施策に必要な経費、これを基準財政需要額において包括的に算定したものだと。その算定の方法の中に幾つかあるのですが、高齢者比率が算定の中に組み込まれているわけです。標茶は、少しく高いほうですから、この面でもこの地方再生対策費がほかの町村に比べて多くなったというふうに思うのですけれども、私は高齢者比率が高い、つまり高齢者対策というのはやっぱり少子化対策と密接につながりのあるものだというふうに思うのです。そういう意味では、それを含めた地域の活性化という観点でいうと、今確かに計算上は所得税から税源移譲されて幾つか算定をされたと思うのですが、その結果によって3つのランクで1,000円ずつ値上げしたということなのだと思うのですが、この部分について言えば、こういう地方再生予算、地方再生対策費が改めて新設計上されている状況の中で何とかこの3つのランクの保育料を値上げするのをとどめることはできないのかというふうに思うのです。その点はいかがですか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 今回の保育料の改定につきましては、2年ごとに行うということで従来からやってきたものでございまして、今回は特に税源移譲の問題、定率減税の廃止に基づいて改定をさせていただいておりますし、特に所得税の税額が定率減税、それから税源変更によって非常に大幅な異動になるということで、基本的には前年所得が同じであれば保育料のほうもランクも変わらないということで改定をさせていただきました。ただ、6階層、それから8階層の3歳未満児、それから10階層の3歳未満児につきましては、階層間の金額の不均衡を是正するというので、今回6階層については1,000円、8階層については1,500円、それから第10階層については1,500円の値上げをさせていただいたということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 地方再生プログラム、いわゆる地方交付税の増額がされたのではないかとということと、それで保育料を値上げしなくてもできるのではないかとのご意見だったかと思いますが、これにつきましては企画財政課長のほうから前にも説明したかと思いますが、基準財政需要額としていわゆる地方再生プログラムの中で地方が

独特な地域づくりをした部分については費用として見ましようということでスタートしまして、先ほど企画財政課長からもその数字は申し上げたとおりであります。しかしながら、一番肝心なのは、では総額で幾ら交付になるかという部分について言いますと、実質はそこまでふえていない。まだ7月の本算定終わらないとわかりませんが、多分地方財政計画でいきますと、1%程度は平均論でいうと微増するのではないかという見通しでありますけれども、結果はまだわからない状態でありますから、そういった面では地方再生プログラムの前段どのぐらい続くかも含めて意見ありましたけれども、総じて楽観論で見るわけにはいかないなという状況であります。

それと、もう一つは、これは制度としていかなものかという、国の定義づけがいかなものかという、私疑問点個人的には持っています。それはなぜかという、ご案内のように地方交付税につきましては自主財源でありますから、ひもつきで何かをしなければならぬとか、特別交付税のように特別な需要があつてそれに対して交付してくるというのとちょっとわけが違つていまして、普通地方交付税について使い道を特定する金の入れ方はいかなものかという、1つは考え方あります。本来は、そういった特定の政策でやるのであれば、国としては特定の面目を持って交付金制度にすればいいのであつて、地方交付税という形で来るのは、ややもするとそういう対象の方々に過度の期待を持たせてしまうという問題が生じてしまうということで、総じて言うと、総額をどのように使うかというのは、住民の皆さん、そして議会のこういった議論の方向の結果だと思つていますが、そういう事情があるということをご理解いただきたいのと。

保育料の部分でいうと、住民課長から説明あつたとおりでありますけれども、ぜひこの際ご理解いただきたいのは、この保育料のあり方については長年議会の皆さんとも協議をしてきて、一定のルールとして2年おくれという制度でやらせていただいたことも事実でありますし、それからもう一つは、これは2年前の改定のとこだつたと思つていますが、所得階層について国の階層区分では厳し過ぎるということで階層を細分化していることも事実でございます。今般の値上げについては、3区分で1,000円から1,500円の区分がありました。実は総じて言うと、値上げをしたくてしたとかというよりも、ぜひお酌みいただきたいのは、現行のルールをどうやって固定化しながら、もう一つは新たな部分を制度として導入するかということが論点であります。これは、3人目の部分の無料の話もそうありますけれども、一応私ども今回提案させてもらったのは、今年度、18年度の部分の改定をしないと、この次の2年後に来るときに大幅な数字が出てきたときにどうするかという問題もあるものですから、そこをこめて、今は上がらないほうがいいのかというのも一つの理論でありますけれども、将来的にも理屈の立つ、制度的に寿命を持つといひますか、できるだけ多くの方の理解をしていただくかということも含めて、とりあえず改定をさせてもらつて。ですから、数字的には小さい数字であります。ただ、制度的にはこれまでの理論を肯定しながら、将来の急激な負担増についても避けていくということを見越した上での改定でありますこともぜひご理解をいただきたいなというふうに思つてます。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 1%の微増のお話は、伺っておりました。それから、地方交付税の点では、全く同感であります。副町長の言うように、私も過度の期待をしてしまったのかなというふうに思いますけれども、しかしながら2年後のことよりも、私の立場でいえばやっぱり今なのです。それで、さっき説明ありましたけれども、合わせたということを言いましたけれども、第5階層と第6階層、第5階層が例えば改正後の3歳未満児でいえば3万円、それが今回第6階層3万9,500円、1,000円値上げしなかったら3万8,500円です。第5階層と第6階層でいえば、8,500円高くなっているのです、値上げしなくても。だから、そういう意味では、ランクについての差は、ほかでもそうなのですが、ついているなというふうに思います。あわせて、さっき金額は小さいけれど、制度上の考えでいえばという、そういう側面からアプローチすれば、そういう心配も出てくるわけですが、しかし課長のさっきの数字で聞けば、17万5,000円です。だから、そういう意味では、私はやっぱりこれはちょっと抑えていい数字ではなかったのかなというふうに思うのです。重ねて、これは戻して3万8,500円で抑える気はないのか、最後にここの部分を伺いたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） ぜひご理解いただきたいのは、これは議員協議会でも説明させていただきました。たまたま税源移譲等があって、そちらのほうの数字による影響が非常に大きいということにかなり気を使ってきたのも事実であります。相当以前には、この保育料の改定時には議員協議会で説明をさせていただきましたけれども、しばらくの間実は議員協議会にかけてこないで予算案だけで審議をいただいご決定をいただきました。なぜ今般議員協議会に協議をお願いしたかということ、そういったもろもろの事情をぜひ今後先に向かつて理解していただきたいということでご説明をさせていただきました。そういう趣旨で、少なくとも従前からしますと、2年に1度ある程度の値上がりするというものについては、それも国の基準の2年おくれで上がるということについては、標茶ルールといえますか、ローカルルールとしての定着した部分もあったということ、前提の上でありますし、くどいようでありますけれども、階層区分を標茶なりにちよしてきた経過も含めて考えますと、従前の引き上げがそのまま引き上がっていないのも事実でありますから、ぜひそのことをご理解いただきたいのと、これもくどいようでありますけれども、先に向かつてさらに負担の部分については安定化を図ることを含めて制度改正が主でありましたので、数字は少ないから、しなくてもよかったのではないかというのは反面の理論としてはありますけれども、重要な理論としてはそういう考え方でありませんので、ぜひご理解を賜りたいなと思います。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 理解できませんけれども、ご決意がかたいようですので、次に移りたいというふうに思います。

3点目は、年をとってもこの町で安心していつまでも暮らしていきたいというまちづくりの課題です。私は、今回後期高齢者医療制度出ました。ちょっと課長さんに伺いたい、だれでもいいのですが、伺いたいのですが、この後期高齢者医療制度のあなたはここに入ることになりましたという通知と保険料、これはもう既に手元に届き切ったのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 後期高齢者の被保険者に対する保険料の通知につきましては、まだ行っておりません。先にしなければならないのが被保険者証の送付ということでございますので、被保険者証と、それから制度の概要と含めて今発送する準備をしている最中でございます。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 実際に保険料を納入する時期というのは、いつですか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 保険料の徴収につきましては、特別徴収の年金から徴収する方々につきましては4月に入っての通知となりますし、それから普通徴収にかかわる部分につきましては今議会の冒頭で可決していただきました後期高齢者の医療制度の条例に基づきまして納付時期ありますので、特に普通徴収につきましては所得が確定して、そして額そのものを、所得額を広域連合のほうに通知し、そして広域連合のほうから額が確定してきて本人に通知ということで一応最初の納付、遅くとも納付の始まる前までは通知するというので、基本的には国保と同じような形になるということでご理解を願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 「広報しべちゃ」で3度でしたっけ、それから説明会で外に出て課長さんが説明されて、その中での問い合わせもあったし、直接役場に一体どうなのだという問い合わせが来ていますでしょうか、今。来ていたら、どのぐらい来ていますか。そして、その内容はどんな内容ですか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 直接の窓口における件数は、ちょっと把握しておりませんが、1つは、現在老人保健の中で65歳からの一定の障害のある方の取り扱い、これについての問い合わせ、これが1つございます。それから、もう一つは、保険料がどの程度になるのかということでの問い合わせがやっぱり一番多いということで、町の広報なんかでも国保との比較を出しておりますけれども、年金受給者のみに限った比較でございますので、年金受給以外の部分のある方については窓口での問い合わせが来ているということでございます。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） わかりました。

私は、12月に説明会を早く開くべきだということをお話ししたと思うのですが、あながち町の責任だというふうに思わないのです。だって、ぎりぎりまで連合の議会が開かれて、少しずつ決まりながら下におろしてくるということですから、そういう点ではいろんなところで後期高齢者の説明会をやったときに、これはいまだかつてない人数が集まると。お年寄りが集まってくると。私その3つとも出たのですけども、同じ人がここにもその次の集会にも来ているのです、集いにも。1回聞いてもわかんない。2度目も来ているという人が随分いました。そういう意味では、本当にこの後期高齢者医療制度の内容というのは住民に知らされていないというふうに思うのです。全国でそういうさまざまな混乱と動きがあります。最近のニュースでは、あちこちであるのですが、一定所得以下の人の保険料を軽減する独自策も各自治体で出てきているのです。私もこの問題でいえば、非常に過酷な保険料ですから、そういう点では今回開設される案が出ていますけれども、町独自としてその保険料についての後期高齢者の方々に対する支援を考える気はないのかどうなのか、そのことを伺いたいののですが、いかがですか。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思いますけども、総じて言うと、情報不足で判断に難しいというのが実態であります。国民健康保険事業勘定の新年度予算の段階でも若干の説明したかと思えますけども、総じて言うと、今広域連合、あるいは国の言っているというような形で保険料の部分については方針が出ていますけども、税については3月下旬まで出ないという状態でありまして、保険料の様子でいうと、いわゆる広域連合によるところの広域メリット、いわゆる連合にすることによって被保険者の数が多くなる、そのことによって小さいところの団体からするとメリットが出るというスケールメリットの問題があって、非常に小さい自治体からするとプラスになるのではないかという雰囲気の中身になっているようでございますけども、実態はどうなるかわからないというのが1つあります。それで、そういうことからすると、今判断し切れないということで、先ほども6月の定例会までには考え方を整理して提案をしたいということになっています。今の段階でどうする、こうするというのは基本的にちょっと、いずれにしても判断は難しいかなと思っていますし、特に国がこの制度をいわゆる法律として制定をした際に、国も参議院選挙を経る中で当初の考え方を変化させたのも事実でありますから、本来的には国が変化させたということは、国がやっぱり責任としてそのことを感じたと思うのです。それを自治体の財政で補うべきなのかどうなのかという、もうちょっと別な面倒な議論も1つ残ります。そういうことで、あくまでも委員が当初言われたように、地域づくりとしての考え方として地方が単独でそのことが理論的に可能になるのかも検証してみなきゃならないという実態があります。というのは、この後期高齢者医療制度というのがだれが責任でどのようにやっていくのだかということについて言えば、私どもは国が法律つくりましたから、国の責任だと思っていますけども、実は必ずしもそうでない要素も含めてないわけじゃありませんから、そのところをトータル的に判断をした上でなければ、町としての地

方単独としての施策的な考え方は出すのは難しいのではないかという考え方があります。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 現時点では、その判断は難しいと、流動的だと、情勢が。簡単に考えちゃえば、国保から、役場の説明であったのです。20代は幾らぐらい医療費あって、40代は、50代は、65歳ぐらいまではという、どんどん上がっていくのです。その説明を聞いている集まった高齢者の方は、だんだん首が下がってくる。だんだん年をとるたびに40万円、50万円とかかるのだという説明も僕は酷な説明だったなというふうに思うのですが、それは連合のスライド使った説明ですから、恐らくそういうふうになっていたのだと思うのですが、いずれにしても本当に魑魅魍魎といますか、わからないまま動いていると。単純に考えれば、国保から、役場の方の説明にあるように、高額医療を抱えているお年寄りがごそっと抜けたら、国保はゆとりが出てくるのでないかと思っちゃうのです、私は。そうすると、それはまさに副町長が言われたように、そういうふうにも思うけれども、まだもう少したってみないとわからないのだというふうに言われましたけれども、私はその分も含めてやっぱりこの後期高齢者医療制度というのは本当に、後期という言い方もおかしいのですが、お年寄りを何だと思っているのだというような気がしてならないのです。だから、そういう点では、ぜひ出発の段階から町はそういう姿勢をしっかりと見せてほしいなど。私は、先ほど財政支援を直ちにすべきだという要求したのですが、それは今のところははっきりできないという回答だったので、それはそのことを要求してここの部分は質問終わりたいと思うのですが、同時に国保の問題で言ったら、後期高齢者医療制度の影響をもろに受けるわけです、いろんな意味で。だから、先ほども質疑の中でありましたけれども、支援金なんていうのがいつの間にか国保に課せられて、そしてひょっとしたら国保税が高くなるのでないかと、そのために、というような心配もあるわけです。だから、そういう点では、本当にいろんな意味でスピーディーにその問題を判断して財政措置をしていただきたいなというふうに、このことを強く要求して最後の質問に移りたいと思うのですが。

最後は、教育問題で、学力テストのことです。教育長は、執行方針の中で全国学力・学習状況調査に参加しと並々ならぬ決意といますか、積極的な姿勢を見せているわけですが、私はこの77億円もかけて行った悉皆調査、全国学力調査、これが4月に行われたのです。いつその結果が、分析結果がおりましたか。それをまず質問したいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 指導室長、小関君。

○指導室長（小関 互君） お答えします。

当初9月の予定だったものが10月末ということで、2カ月程度遅くなったということがあります。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そうすると、学力調査を行った子供たちの学習改善に生かすのだということが、例えば中学3年生でいえば、4月に行って11月ですか、結果、そしてそれ

をさらに学校で分析して、一人一人の子供に対する改善の計画や指導の内容をその学校で考えると。遅いじゃないですか。だって、11月、12月といったら、中学3年生といったら、もう受験で、本当にまっしぐらの状況でしょう。こんなの生かせるわけがないのだと思うのだけでも、その点はいかがですか。

○委員長（平川昌昭君） 指導室長、小関君。

○指導室長（小関 互君） 委員おっしゃるとおり、9月であれば受検した子供たちに対しての指導の手だてもできたはずなのですが、今年度全国学力・学習状況、四十数年ぶりということですが、ほとんど初めての状況だというふうに思うのですが、その中でいろいろデータの集計等がおくれたということについては、これは私たちも本当に残念ではないなというふうに思っているところです。ただ、来年度については、今回こういった集計方法等の手続等については円滑に行われるというふうに考えておりますので、多分予定どおり9月の上旬にはデータがそれぞれの子供たちに渡り、それによってその子供たちへの指導も可能ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 教育委員会で早速2月に、学力テストを行った結果、学校改善に向けてという改善プランというのですか、つくられているのです。2月です。その中で特徴的な改善プランの内容は、学力悉皆調査を行った結果、どうだったのかと、標茶の子供たちは、ということ短く端的に言えばどういうことでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 指導室長、小関君。

○指導室長（小関 互君） お答えいたします。

全道と比較しますと、ほぼ標茶町の子供たちについては全道並みというふうに考えられます。ただ、課題として挙げられるのが小学校の国語の主に活用問題について、話すこと、聞くことの部分で少し課題が見られるということが1つであります。もう一点は、学習、それから生活の意識のことについてですが、課題が見られる点としては、家庭における学習時間が短いということ、それから家庭でのテレビの視聴時間が長いということ、こういったことが特徴的な傾向として挙げられます。

以上です。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 77億円もかけて行ったテスト、話すこと、聞くことに課題があると、この教育委員会の分析はもう少し詳しくあるのですが、かいつまんで言えば、話すこと、聞くことがどうも苦手だと、あるいは家庭での学習時間が短くてテレビを見る時間が長いと、こんなこと悉皆調査やらなくたって学校でつかめないのですか。全国の分析見たら、似たようなこと言っているのです。文部科学省の全国学力調査の結果報告では、基礎的な知識に比べて活用する力が弱いとか、都道府県別の学力差は少ないが、沖縄など一部に低いところがある、北海道も低いのです。それから、就学援助を受けている子供の多

い学校の成績が低い傾向にある、これはよく世帯の所得が低い家庭の子供は学力が弱い傾向にあるというのがあちこちで言われています。それから、生活習慣調査では、家で宿題をするほうが点数が高いと、一生懸命家で宿題している子のほうが点数が高い、それから朝食を毎日食べるほうが点数が高い、こんなこと、悉皆調査をしなかったらわからなかったのですか、教育委員会では。どうですか。

○委員長（平川昌昭君） 指導室長、小関君。

○指導室長（小関 亙君） お答えします。

今私が話したことについては、本当に大ざっぱな傾向であって、実際には学校にはかなり詳しいデータがCDとして送られています。ですから、学校のほうではそれをかなり詳しく分析することが可能であるというふうに思いますので、その点をまずご理解いただきたいというふうに思います。

もう一点ですが、委員ご指摘のように、悉皆調査でなくてもよかったのじゃないかというふうなお話ですけれども、私どもが今考えているのは、悉皆調査だからこそよかった点というのが3点ほどあるというふうに思っています。その1点としては、まず、この悉皆調査を行って、この結果が今まだ公表はしていませんけれども、地域に全体に公表していませんが、悉皆調査を行ってこの結果が公表されることによって家庭も、それから学校も、それから地域も、そして教育委員会もこういった子供たちの課題や傾向について共通の認識が持てる、要するに課題を共有できるという点が1つあると思います。それから、もう一点は、抽出調査では出てきた結果についてはこんなものなのだろうなということで終わってしまうのだと思うのですけれども、悉皆調査を行ったがゆえにこの結果を自分事としてとらえて自己認識を深めることができるのではないかという意味で考えております。それから、もう一点は、活用にかかわる問題というのは、なかなか学校でこれだけを取り上げて推しはかるというようなテストというのはほとんどやっておりませんので、この活用にかかわる問題ができたということは大きな貴重なデータを得ることができたということにつながるのではないかというふうに思っています。それから、3点目として、学校、家庭、地域、それから教育委員会がそれぞれやるべきことが、役割が明確になったという意味では、この悉皆調査をやったということは非常に大きな成果だなというふうに思っております。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 無駄にすることは無いと思うのです、せっかくやったこと。だけれど、教育長は教育方針の中で家庭、学校、地域の連携という言葉が6つも7つも使っているのです。今、室長が言われたようなことがなぜ標茶の今のうちの学校でできないのかということなのです。できると思うのです。やっていると思うのです、現実に。やっていると思うのです。だから、そういう点では、私は無駄なことをしないで、これだって、私、詳しい資料と室長言いましたCD起こしてみました。厚さにしたら1センチか2センチぐらいあるような、読みました。大体同じような内容ですよ、これは。だから、そういう点

では、私たちの町の私たちの学校でできるようなことなのです。自分の目の前の子供たちの学力や生活実態がどうであるのか、どうしなきゃならないのかというのは、まさしく学校の課題でしょう、今。それは、サボらないでやれば、こんなことしなくたってできるのだと思うのです。だから、そういう点では、僕はあの全国学力テスト悉皆調査というのは本当に無駄なことだなと。前も言いましたけど、東京の足立区の本当に競争の激しいところでは、校長と選ばれた5人の先生がテストやっている最中に子供たちの机の上回って間違った子がいたら、こうやって合図すると、間違いたですまでこうやって何回も合図すると、そこは四十何番目だったのがそのときのテストでは1位になったという、そんな笑えない話だってあるわけですから、私は重ねて全国学力テストの考え方を改めて、やるべきでないのではないかというふうに求めるのですが、いかがですか。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） かなりこの学力学習調査の問題に関しては、委員反対の気持ちが強いというふうに感じますが、私自身やはり43年ぶりにやったということで、従来のそういったいろんな問題があったことに対してしっかりと改善するための方法ということで今回文科省は対応しているのだというふうに理解しておりますし、1回だけのテストではなかなか実態把握、あるいはその後の検証はきちっとできないという面もありますから、ここ数年はやはり文科省の進めるこのテストについては参加して、その検証結果によってはまた考えなきゃならない部分も出てくるかもしれませんけども、当面はそういったことで一定程度のデータも蓄積しながら、ぜひ、経費的にも全然かからないということもありますし、有効活用できるように対応していきたいなど、こんなふうに考えておりますので、ご理解いただければなというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） せっかく教育長に私の態度を評価されましたので、この全国学力調査をやめることを強く要求して、質問を終わりたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） ほかに質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） （発言席） 今、深見先生の長い話でお疲れのところ申しわけないのですが、私はできるだけ簡単にお話をしたいなというふうに思っております。

一応野犬問題を取り上げてみたいと思います。昨年からいろいろ町内に犬が出回っていたということで、何回か私も議論したわけですが、今のところことしに入ってからさっぱりその犬の状況がわかってこないという結果が出ていますので、この辺のところ町としてはどういうふうに考えておられるのか。まず、12月の19日、支庁の合同現地調査が行われ、1月の10日には警察、2月の8日には支庁調査というようなことで書類的には上がってきているわけですが、この辺について里親を探すということが原則の中で現在の程度の犬が捕らえられているものなのか。それからまた、今まで捕らえた数については42という数字が出ておりますけれども、この中についてどのような処分をしてどう

なったのか、ちょっと詳しくお知らせを願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 野犬の、まず初めに掃討数の42頭につきましては、一応昨年
から狂犬病予防法と動物愛護法との関係でそれぞれ環境省と厚生労働省が話し合った結果、
従来狂犬病予防法ですぐ殺処分していたものについても里親を探し、どうしてもいない場
合については殺処分をするということでの通達がございまして、基本的にはそういう形で
今やっております。里親として引き取られたという数につきましては、ちょっと今手元に
数は持っておりませんが、ほとんどの場合は里親も見つからず殺処分をしているとい
うのが現状でございます。それから、前段ありましたいわゆる不法飼育の関係でございま
すけれども、行政報告に載っていますとおり、12月、1月、それから2月ということで現地
を調査しております。その都度支庁ともども指導をしているわけですが、現在のところ昨
年の春のようにおりから犬が逃走するというようなことは基本的には今なくなってきてお
ります。あと、頭数につきましても調査するたび、目視でしか数えられませんので、若干
の誤差はあると思いますけれども、現状100頭前後で飼われているということでございま
す。今後につきましては、基本的には狂犬病予防法に基づく登録、注射については従来から
話しておりましたけれども、あと支庁のほうと合同で、その辺の指導は口頭では支庁のほう
と一緒にしておりますけれども、今後につきましてはこのまま放置しておくということに
はならないかと思っておりますので、いわゆる法的措置も含めてどのような対処をしていくか
ということについては検討してまいりたいというふうに現在考えているところですので、ご
理解願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 町としてもそれなりの方法でやっているのかもしれませんが、
これから法に照らし合わせてということは、何回も聞くわけですが、いつまでそういう
ことが続くのかという問題もあります。これは、いずれにしろ皆さん方の税金を使って犬
を飼っているわけですから、現在何頭いるのですか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 済みません。現在捕獲して飼っている頭数につきましては、
今資料を持っておりませんので、後で、もし今すぐということであれば、ちょっと時間を
いただいて確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 後藤委員、資料については時間を置いてでよろしいですか、今。

○委員（後藤 勲君） その資料がないとちょっとやりづらい面もありますので、できれ
ばお願いしたいのですけど。

○委員長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 4時16分

再開 午後 4時20分

○委員長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 42頭の捕獲頭数のうち、里親で引き取られたのが8頭、それから30頭につきましては殺処分または病死ということで、あと現在は4頭が保護、捕獲している現状でございます。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 確かに4頭いました。私もしょっちゅう見えています。よく調べているなど。ということは、えさをだれがやりに行っているかということなのです。結果的には、何頭いるかわからないような状態でえさやりに行くというばかな話もないだろうし、水もやらないと。けさも見てきましたけども、小さいのが2匹、大きいのが2匹というような形でおりました、当然。ただ、今まで42頭もとった割には、結果的にきれいなこと言っていた割に殺傷処分をしてしまったと。いろいろ里親の話から含めて、この動物愛護の関係で去年はいろいろ大きな問題になったわけですから、何日置いてどうなったのだという話が当然出てくるだろうと思うのです。そのときにやはりきちっとした対応の仕方をしなきゃならんだろうと。この殺傷したものについては、結果的には処分はどこでどのような形でなされているのですか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 殺処分の場所につきましては、クリーンセンターの敷地内で殺処分をし、そして処分したものについては廃棄物ということで焼却処分をしているところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 犬には、畜犬というのですか、これは首輪のしてあるやつと、それからしていないやつが野犬ということで、保健所からの犬についてはこれと同様な扱いをしているのか、どうなのですか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 保健所からの分ということでは、お尋ねの部分からしますと、保健所で殺処分した後のものかと思われまじけども、それについても一応犬猫等につきましては死んだ段階では廃棄物ということになりますので、焼却処分をしているというふう認識しております。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） あと、狂犬病の関係については、2頭ほどやったということなのですけれども、この辺のいきさつについてちょっと詳しくお知らせ願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 4時25分

○委員長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 行政報告に載せています畜犬登録、それから狂犬病予防注射頭数につきましては、野犬を掃討したものからじゃなくて新たにそれぞれ注射をし、登録したということでございますので、理解を願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 新たにということは、どういう、結果的には42頭もとったわけですが、何回も言いますが、その中でどういうものについてそういう注射をしたのかということなのですか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 42頭の内数ではなくて、通常これは犬を飼った場合には登録、注射して町村の窓口に届け出ることになっておりますので、そのことを指しているということをご理解を願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） はい、了解しました。

それと、何か月にもわたっているわけですが、えさ代についてはどういう形になっているのかなというふうに、ちょっと。また、日常どうやってえさをやりに行っているのか、土曜、日曜日にやっているものなのか、それとも土曜、日曜日にやっている人には何らかの報酬を払っているものなのか、その辺をちょっと聞きたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 野犬の保管中のえさ代につきましては、衛生総務費のほうで予算化をして購入して与えております。毎日えさと水につきましては、職員が土日含めて与えているということになってございます。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 職員が行ったということはいいのですが、その職員はどういう形で行っているのですか。例えば大げさに言うと、町の職員がみんなで回り回ってやっているというわけでもないだろうし、住民課だけでやっているわけでもないだろうし、その辺はどういうような形でやっているのか、それに対してどういう形をとっているのかということをお聞きしたいのですけど。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 環境衛生係のほうで担当しておりまして、土日につきましては時間外になりますので、超過勤務の対象としております。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 正直なところ、ただの犬引っ張ってきて何日も置いてえさを与えて、そして超勤まで払って、いつまでそういうことを続けるのかということが問題なのです。正直なところ、何のために、先ほどのそれこそ給食費の話ではないですけども、3円、5円の話でやっているのに、犬にそこまでやらなきゃならないのかという問題も当然出てくると思います。それによって、連れてきたわ、何日かえさやってかわいくなってから殺傷処分するくらいだったら、考え方によっては早く連れてきた段階で顔も覚えられないうちに殺傷処分するというような考えもあるわけですから、私も鉄砲撃ちでそれこそ残忍な人間ですけど、できるだけ早くやってしまったほうがいいと。最終的にどういうふうにしてもそうなるような状況であれば、そのほうがかえってすんなりするのではないかと思いますけど、いかがですか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 野犬の掃討につきましては、やはり本来犬猫等含めて飼う側がきちっと責任を持って飼っていただけると、そういう野犬等も出てこないというのが基本だと考えております。そういう意味では、犬等から子供が生まれたら、それを例えば昨年もありましたけども、段ボールに入れてどこかに放置していただくということもありまして、そういう意味ではそういう動物を飼うモラルがきちっとすることによって捕獲する頭数も少なくなるというふうには考えております。いつまでもということですが、そういう一定の期間につきましては、やっぱり里親を探すということで通知が来ておりますので、その期間については保管しておきますけども、順次そういうことがないように、私どもも野犬として捕獲されるような犬が出ないように願っているところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） ご理解、ご理解と、私はご理解ができないから話をしているのであって、里親については正直なところどういような形でどういう努力をしているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 1つは、写真撮ったものを窓口に置いておくのと、それからインターネットでも写真を載せて何月何日までということでの里親の募集は行っています。期間については、1週間程度で、それを過ぎて、いない場合については殺処分をしているところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） いずれにしろ、この犬が飼われている以上は住民課も大変でしょうけども、毎日えさやりに行かなきゃならん、冬には冬なりに除雪もしながらやらなきゃならんということも出てくるだろうし、また超勤もいつまで続くかわからないというような状況が続いていますけど、皆さん当然この話は聞いておりますから、できるだけ早く解

決するような方法を考えていただきながら対応していただきたいなと思います。

時間も来ましたので、一応これで終わります。

◎散会の宣告

○委員長（平川昌昭君） お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日の委員会は散会することに決定いたしました。

なお、明日3月13日は午前10時に議場に参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

（午後 4時32分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

年長委員 黒沼俊幸

委員長 平川昌昭

平成20年度標茶町各会計予算審査特別委員会

○議事日程（第2号）

平成20年3月13日（木曜日） 午前10時00分 開議

付議事件

- 議案第22号 平成20年度標茶町一般会計予算
- 議案第23号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
- 議案第24号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計予算
- 議案第25号 平成20年度標茶町老人保健特別会計予算
- 議案第26号 平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第27号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計予算
- 議案第28号 平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第29号 平成20年度標茶町病院事業会計予算
- 議案第30号 平成20年度標茶町上水道事業会計予算

○出席委員（15名）

- | | | | |
|-----|--------|------|--------------------------|
| 委員長 | 平川昌昭君 | 副委員長 | 越善徹君 |
| 委員 | 田中進君 | 委員 | 黒沼俊幸君（午後1時00分～午後3時00分退席） |
| 〃 | 伊藤淳一君 | 〃 | 菊地誠道君 |
| 〃 | 後藤勲君 | 〃 | 林博君 |
| 〃 | 小野寺典男君 | 〃 | 末柄薫君 |
| 〃 | 舘田賢治君 | 〃 | 深見迪君 |
| 〃 | 田中敏文君 | 〃 | 川村多美男君 |
| 〃 | 小林浩君 | | |

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 鈴木裕美君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君

平成20年度標茶町各会計予算審査特別委員会

企画財政課長	森 山 豊 君
税 務 課 長	中 居 茂 君
管 理 課 長	今 敏 明 君
住 民 課 長	妹 尾 昌 之 君
農 林 課 長 兼	牛 崎 康 人 君
商工観光課長	佐 藤 啓 一 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	山 口 登 君
育 成 牧 場 長	表 武 之 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
やすらぎ園長	白 井 好 和 君
教 育 長	吉 原 平 君
教委管理課長	島 田 哲 男 君
指 導 室 長	小 関 互 君
社会教育課長	藤 岡 克 己 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 吉 彦 君
議 事 係 長	中 島 吾 朗 君

(委員長 平川昌昭君委員長席に着く)

◎開議の宣告

○委員長（平川昌昭君） 昨日に引き続き平成20年度標茶町各会計予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員15名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎議案第22号ないし議案第30号

○委員長（平川昌昭君） 本委員会に付託を受けました議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号を一括議題といたします。

議題9案の総括質疑を続行いたします。

ご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君）（発言席） 20年度の予算についての総括質疑ということで、2点ほどについて質疑を行いたいと思います。

まずもって、インターネット接続関係の議題について、町の執行方針でもございましたブロードバンドサービスについて、町のほうで地域間格差の是正を図るということで予算を組まれておりますので、その内容について伺いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 総務課長、玉手君。

○総務課長（玉手美男君） お答えをいたします。

町内のブロードバンドに関しましては、ここ数年来、地域高速情報通信の格差の是正ということが叫ばれてございます。これは、標茶、全道、全国津々浦々の話でございます。標茶市街に関しましては、従前ADSLが入っておりました。それに加えまして、昨年10月に塘路、磯分内、虹別の市街地域、各4キロ四方になるかと思いますが、ADSLの回線がつながったということでございます。本年に限りましては、今後市街地に関して誘致をする会という要望書をNTTのほうに提出をいたしまして、本年のうちの一部供用開始ができるようにということでお願いをしているところでございます。話の内容的には、感触はよいものというふうに考えてございます。

さて、そのほかに区域が標茶でございます。昨年来の町政懇談会の中の話の中でも、3カ所ほど地域懇談会の中で要望が実はございました。できている4市街地以外の部分について、学校の問題もあるぞと、農家もインターネットを使えない状況で、使えるのですが、容量の少ないISDNではもう仕事にならないと、できるだけ早い時期に高速通信回線を引いてほしいという要望が実はございます。今の現状で通信事業者にお願いをするという時点でいきますと、コストの問題を考えると、事業者のほうではなかなかうんと言わない状況に実は来ております。

さてそこで、今無線LANという方法が実はあるということで、隣の町のほうでも昨年実施をした実績が実はございます。国の補助事業を受けての話でございます。そのほかには、今きぼうという衛星が上がりました。衛星を使つての受信ということも今後考えられます。今の時点で早急に何ができるかということになりますと、事業者についてもちょっと望めない、町で単独でやらざるを得ないのかな、衛星に関しては莫大な金額がかかるというふうに書かれていますし、これから何年後にそのきぼうから出てくる電波がキャッチングできるのかもまだ定かでないという状況に実はあります。そうすると、今ある無線LANの方式で標茶町を基地局とした形で各地域津々浦々に鉄塔等を立ててつなぐという方策しかないのじゃないだろうかということを実は考えて、本年度予算に計上をさせていただいております。どういう形で委託の結果が出てくるか、予測はつきませんが、金額の問題もありますし、実施に関しましては国庫補助が30%あるという地域情報化基盤推進事業交付金というものがあります。その補助率の上昇に向けての要望を各市町村でも今後行っていくということになってはいますが、今現在では3分の1というような形に実はなっております。その場合に、町の負担金がどれだけ工事費用に対してあるのかなということが問題になってくるのかなと。それは、来年度以降のお話になるのかなというふうに思っています。ただし、その電塔、鉄塔、それらを配したときに100%地域が通信網の体制の中に入れるかどうかという保証は実に厳しい状況になるのかなと。標茶町の地形、面積を考えた場合には、ちょっとほかの地域とまた比較のできない困難性があるのかなというふうにも思っておりますので、希望に沿えるような形にはしたいと思いますが、調査結果を待ちたいという状況でございます。

以上です。

○委員長（平川昌昭君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） やはり自分も一番危惧していたところが、この本町の地形的なものがかわりが多いなと思いました。隣の町の話になりますけども、どうしても別海町が昨年やられたということで、平たんな部分で、数カ所にある程度の高さの許される範囲内の電波塔の設置という形になってはおつたと聞いておりました。本町でも内容をお聞きしている中に町民要望という形の中と広域的な部分でいけば、他町村ではならないほどのできない部分では広域的に予算もかかるのかなと危惧しておりました。ただ、今回はまだ調査着手ということで、町民とすれば100%の方がブロードバンドにつながるというのが願いだと思っておりますので、その経過を見ながら予算計上されたときにまた質疑等々を行いたいと思っておりますので、ただ町民は本当にだれもがつながる、今どうしても携帯電話等々求められる部分が多いので、どうしても100%という形の中で調査設計して町民のサービスにつながるようになっていただきたいと思っております。

次に、これは20年度の予算説明資料の中で造林事業にかかわる部分でございます。今年度の予定といたしましては、面積的に99.36ヘクタールということの中で林齢が19年から45年という形のものを除間伐されるということで、大体この間伐されるときに事業計画立て

られたと思うのですが、どのぐらいのカラマツ、トドマツが間伐材として出てくるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

お手元の説明資料の中では、今年度、20年度で予定している区域を着色して示してありますが、それは現段階で道に対する補助金の要望ということで最大限の面積であります。ですから、これまでもそうであったように、実際の道の補助配当によっては面積の縮小、あるいは団地の減少ということが起こり得るものであります。そういう不確定要素が今見込まれている状況でありますので、現段階では具体的にどの林班から何立米のカラマツが出るかと、そういう積算まではしておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 積算の段階ということでもありますけれども、この種の造林事業は毎年行われておりますし、ただこれを売り払いする部分でいけば歳入にもかかわりまして、町有財産の売り払いという形でどうしてもこの事業をやるには買っていただいたの、林業というのは特に環境問題と、さまざまな資本を投じて目に見える部分、今二酸化炭素とかオゾン層の破壊等といった国民、全世界的な部分を網羅する林業の施行だと思っておりますけれども、ただ本町にとりまして財産収入という形の中でこの売り払いに関する部分でいけば、もう少し単価的なもの、売り払いするにも、どうも私の持っている資料の中でいいますと、売り払い単価が低いのではないかなと感じております。そこで、やはり素材なり立木を買われた方の、買ってそれを製品化されることもよいことだと思いますけれども、歳入という形の中でいけば、町の町有財産としてもう1割でも2割でも、やはり入札ですから、高い収入を得て一般財源に繰り入れてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 委員から今ご指摘がありましたのは、少しでも高い価格で売り払いをとということだったというふうに理解しております。そのことに関してお答えいたしますが、通常間伐材の売り払いに際しては市況価格等を参考にしながら計算をして予定価格を設定しております。それを最低価格として売り払うわけでありまして。そういう中では、こちらのほうとしては大枠として予定価格というものがあるのですけれども、実際に応札された方々が幾らでお買い上げになるか、そういうことでこちらのほうではことしは1割多くしたいとか、2割多くしたいとかという、そういうことは実現し得ない、そういう仕組みになっているというふうに理解しておりますので、委員についてもご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 今、課長の答弁もございますけれども、これ一般町民の財産という形の中でまた国、道の補助事業をいただいたの造林事業であります。やはり売り払いの単価によっては、民有林を持っている方は町有林の入札単価がどうしても基準にせざるを得

ないのかなということも危惧されます。やはり今もってもう一度見積もり単価、入札単価等の見直しをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがなものでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

委員お手元の資料の金額ということで先ほどもおっしゃいましたけれども、19年度補正の審議の中で19年度の売り上げた立米数を申し上げました。恐らくそのことがもとになって安過ぎるのじゃないかというようなご質問になっているというふうに理解しますので、もう少し詳しく19年度の実態についてお話をさせてもらいたいと思います。

19年度においては、4つの団地から材が出ておりまして、まず1つの団地については85立米の材が出ております。ここについては、林齢については47年生ということで径級も太いものがあつたのですけれども、何年間か風倒木、あるいは枯死で倒れたもので二、三年ほど手をかけられないでいたものですから、製材の価値がないということでパルプ向けということで単価が安くならざるを得なかったというふうになっております。

それから、もう一つは、1つの団地から31立米しか材が出ない状況でありました。そこは、林齢が39年生ということで全体の8割ほどは製材向きになる可能性があつたのですけれども、先ほど申し上げたとおり、全体の容積が少なかったものですから、ほかの団地と含めた形で計算しなきゃいけないと、あるいはそこについては運搬経費が相応にかかるということで評価が低くなっております。

それから、もう一カ所については、63立米出ておりますが、こちらは間伐林齢で18年生ということで細い径級が多くて、またここも運賃が計算されております。

残り1カ所については、263立米ということで、ほかの3団地に比べると立米数は多いのですけれども、ここも林齢が19から22ということで細い材しかなかったということで、総体的に安い価格、予定価格もそれなりの価格になっております。

先ほども申し上げましたとおり、まず計算の最初については市況がありまして、市況を加味しながら計算しています。たまたま19年度においては、先ほど申し上げたとおり、製材向きのものが少ない、あるいは材として価値がないものが多かつたということで、結果的に安い、割り返すと安いものになっているのですけれども、しっかり予定価格の計算もしているというふうに認識しておりますし、恒常的に市況よりも著しく安い価格で売り払いが行われているという実態にはないということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 今、課長のほうからありまして、どうしてもこの事業、間伐、おこなっていることによって余計材の質が落ちてくるという形がやはり見えてきましたので、この辺でもこれだけの事業、下刈り等も入っていますので、やはり適切な町有林の整備に向けて努力していただきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（平川昌昭君） ほかに質疑ございませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君）（発言席） せっかくの機会でございますので、何点か質問させていただきたいと思います。

まず初めに、昨年6月定例会におきまして、日常生活で突然の心肺停止時に救命率向上のためにAEDの設置ということで要望しておりました。今般この20年度の予算の中で町長は安全のための施策といたしまして、小学校、公民館、プール、トレーニングセンターに15台のAEDを設置されますことに対しまして、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

それでは、質問にまず1点目入りたいと思いますけども、道は新年度救急医療対策といたしまして、道央圏にまず今1機目がありますが、2機目のドクターヘリの導入を調査費200万円を計上いたしまして、今年度中に、今秋、この秋にも2台目の導入に向けて調査費を計上いたします。道央圏以外の道東、道北、道南、十勝、オホーツクの5つの地域から2機目のドクターヘリの配備をするということでございますけれども、私は標茶町も釧路管内の中では行政区が一番広く、重篤患者、それから救急車の釧路までの搬送時間、所要時間を考えますと、町長にぜひとも町村会、また釧路市長さんとともに大きな声を上げて、そして導入を要望していただきたいと思っておりますが、その点に関しまして町長の積極的導入に対してのお考えをまず伺いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） ドクターヘリの導入につきましては、法律も施行されまして、今委員ご指摘のとおり、道内2機目の導入に向けて道のほうでも検討されているということでございます。道東圏におきましては、現在医師会等が中心になりましてドクターヘリ導入の研究会をつくってその受け皿づくりを進めているところでございます。本年またドクターヘリの研究会の総会等も来週開かれまして、これら道東、特に広大な地域で人口が希薄であるということを含めて、ぜひ2機目の導入に当たっては道東圏ということで、現在それらに向けてドクターヘリの運航研究会のほうで進めているということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

ドクターヘリについては、当然地域に住む私どもにとって非常に有効な手段という具合に考えております。ただ、医療の充実に向けての優先順位ということになりますと、本町の置かれている立場、それから救急救命の診療等が実際に釧路市を中心で行われている等々のいろんな地理的要件を考えましたときに、これを最優先で取り組むことではなくて、もっとほかに取り組まなければいけない施策というのがあるのではないのかなと思っております。例えば町立病院の充実等々も一番最優先で取り組まなきゃいけないと私自身は考えておりますので、そういった意味で必要性は十分理解しております。そのことに関しては町村会等とも連携しながら努力してまいりたいと、そのように考えております。

○委員長（平川昌昭君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 今、課長並びに町長からもっと先に取り組むことがある、今後ドクターヘリについても要請していきたいということでございますので、次に移りたいと思います。

一昨年は、おとしですか、耐震偽装、昨年は食品偽装、そして昨年10月販売の中国天洋で製造されました冷凍ギョーザの袋から高濃度の農薬が、殺虫剤等が出たということで中毒になった日本国民もおりますし、大変な食品偽装、それから食品汚染の渦中にあると思います。私たち消費者は、嫌でも、今現在はそういうことがありまして、特に野菜とか、原産地、そういうことには今まで以上に神経を使い、厳選して食品を毎日食していかなければならないという状況にあります。また、パン向けの外国産小麦、これは政府渡しで25キロ4,000円という報道もされておりますし、道産のハルユタカは同じく5,000円と、まだ道産は割高ですけども、この4月に輸入の小麦が30%値上げされるようなことも聞いております。輸入品と道産の格差が縮んでくるわけでございます、安心、安全の地産地消の観点からいっても道産志向がこれからは強くなっていくのではないかなと考えます。

そこで、小麦を使っているものとしては、パンやめんとかいろいろあります。また、米粉についてはピザやうどん、ケーキの生地で使用されているものも多くございます。学校給食の食材調達も、そういういろんな冷凍食品だとか野菜の原産地等を厳選して調達して子供たちに食べさせていかなければならないと考えております。育ち盛りの子供たちに提供せざるを得ないと考えているわけでございますけれども、原油高によるコスト増、それから原材料の加工コスト増、そういう流れで諸製品もいや応なしに価格が上昇してきているわけでございます。また、小麦や大豆の原材料も値上げを受けて、商品の値上げと物価の押し上げを全体的にその商品を使う部分についても上がってきているわけでございます。そんな中で大変学校給食の食材の選定も当然ながら、給食費も上げざるを得ない状況にあるのかなというふうに考えますが、本町の小中学校の給食費におかれましては5円ずつ小中1食につき上がるということでございますが、近隣町でも新年度予算の中で少子化対策として200万円くらいの対策を学校給食に向けたという報道もありました。増額分を教育長の判断で助成できないのかということをお伺いしたいわけでございますが、教育長から町長のほうに値上がりした分を助成の申し入れをする考えはないのか、まず伺っておきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたしたいと思っております。

さきの一般質問と、それから総括質疑の中にもお話ありましたけども、それぞれ7年間内部の中で努力しながら、いろんな食材の価格の高騰、あるいは国外の食材の不安に伴う道産の食材への転換とか、そういった努力をしながら、子供たちへ安全、安心な、そしてなおかつおいしく、なおかつ栄養価値のあるという、そういった視点で努力してきたのでありますけども、最近の本当に原油高、あるいはそれに伴う燃料転換等の世界的な動きの

中で穀物等が急激に高騰するという、そういった事情がありまして、特に小麦等も政府の購入価格では30%も上がるというようなこともありますし、関連してあらゆる食材が高騰するというような、そんな状況もございまして、やむにやまれず小学校200円、中学校235円の食材の単価を5円ほど上げなきゃならないということで、さきの調理場の運営審議会の中で諮問したところ、5円の値上げの答申をいただいて、先般の行政報告の中で報告したところでございます。そういった意味では、本当に我々としましてもそういう内部努力をしながらもこういう結果にならざるを得ないということで、いかんともしがたい環境にあるのだなというふうに思っています。ただ、この努力をしてきていること自体はぜひご理解していただければなど、こんなふうに思っております。ただ、昨日のご質問の中にもありましたけども、こういった部分については応益の点からいきますと一般の財源で充当するのはなかなかないのかなと、こんなふうに思っております。例えば支払い困難な親につきましては、要保護、準要保護、実はそういう制度がございまして、そういった制度を活用するというで極力未納を発生しないような対応策を考えていまして、それぞれ学校を通じながら保護者のほうに十分その考え方をご理解いただいて申請等の行為をしていただいているところで、従前よりも増してそういったことの対応を進めてまいりたいと、こんなふうに考えておりますので、現時点では一般財源の充当というような考え方は持っていないということをご理解いただければと、こんなふうに思っております。

○委員長（平川昌昭君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 教育長は、一般財源の充当は考えていないということございまして、これ以上教育長を責めても変わらないのかなと思いますが、ぜひ、今は1週間の中で土日を除く、祭日も含みますけども、1週間の5日なりの給食の中で毎日お米、主食の御飯ばかりを食べさせているということではなくて、パンだとか、めんだとかも食べさせていると思うのですが、道の高橋知事も二、三年前かな、東京とかあっちのほうまで行きながら、またテレビコマーシャル等でも道産米の地産地消促進を訴えられて大した道産米が売れたということもありますし、やっぱりこれから体力をつけて体も、それから知能も高めていくには質のよい道産米をうんと食べてもらうという意味からも御飯の食べる機会を多くするような考えはないのか、また道産米をうんと積極的に導入していく考えはないのか伺いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

学校給食の主食であります米、それからパン、それからめん類の提供の度合いなのですが、米が週に3回、それからパンが1回、めんが1回ということで、現状から申しますと、米は道産米100%を使用しております。パンも道の小麦を使っております。めんだけ製めん業者に依頼しておりますので、製めん業者は価格が安い外国産を使用しております。これまで19年から小麦が学校給食会で一括購入しまして、それに基づいて価格設定しておりますので、この部分についてはこれまで以上に道の地産地消という観点から米、小麦をそれ

ぞれ学校給食に全部100%という形でそれぞれ進めてきているわけでありまして。そういった部分では、今後こういった部分では道産のものを100%使いながら子供たちへの安心、安全な部分で地産地消という観点から進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（平川昌昭君） 川村君。

○委員（川村多美男君） ぜひ子供の安心、安全の食育のためにも続けていっていただきたいと、また外国産のめんにつきましてもできれば道産に切りかえていただきたいなと思います。

次に、私は農政のほうには本当に疎くて造詣がないわけでございますけども、先ほどから食材に関しても、それから標茶は何ととっても基幹産業は酪農でございますし、世界的なバイオ燃料増産の高まりからトウモロコシや大豆、そういうものもそっちのほうにシフトされて商社が買いあさっているというのかな、そういう影響もありまして、家畜のえさに回ってくる飼料の原料がどんどん高騰しているという状況でありまして、価格安定制でも破綻のおそれがあると。通常補てんと異常補てんの部分も、今年度末ですから、この3月ですか、3月末で破綻するおそれがあると。これには農家も負担しているわけでございますし、それから国、それから飼料会社も負担しているわけでございますけども、そういう観点からやっぱり牛のえさの主力は草地、草でございますが、たんぱく源をとるにはやっぱりトウモロコシとかクローバーとかそういうものを食べさせていかないと油分が上がっていかないという部分もあるそうでございますので、できれば一番ちょいやすく栽培が簡単で取り入れも簡単というのが草だと思いますけども、いつまでも外国の高いえさに頼っているという、副食的なものだと思いますけれども、トウモロコシの部分は、これだけの草地、土地があるわけでございますから、道東の浜中、別海あたりでもプロジェクトチームをつくりまして、作付から刈り入れまでコントラのような形で取り組んでいるようなことも伺いますし、本町もそろそろ外国に100%頼るのじゃなくて、自給自足といいますか、少しでもそういう企業を立ち上げながら、雇用の場も作りながら、町と町の農林課といたしましてもJAさんのほうに相談されながら、その辺について取り組む考えはないのか、まず伺っておきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

輸入飼料の関係につきましては、委員ご指摘のとおりでございまして、ご案内のとおり、昨今の酪農の経営情勢については非常に厳しいものがあります。そういうことを踏まえまして、一般質問でもありましたとおり、飼料に対する要請行動等を行っております。配合飼料の価格安定制度につきましては、これもご指摘のとおり、新聞報道等されているように、このままでいくと基金が枯渇してしまうということで、2月の段階では決定に至らなかったのですけれども、5月末をめどにこの配合飼料価格安定制度の見直しがついて議論されるということでございまして、その基金の存続についてはそういう部分である意味期待をしているところでございます。

委員のほうからるる飼料の関係お話ありましたがけれども、現在この標茶で取り組まれている内容についてお知らせをしてご理解いただきたいというふうに思います。酪農が発展する過程の中で、本来的には草だけで牛は生乳を生産できるのですけれども、より効率的に濃度の高い牛乳を提供するために濃厚飼料と言われるトウモロコシ等のものを与えられるようになってきました。飼料価格がこれだけ輸入飼料が高くなってきている現況を考えますと、それじゃいかんだろうということで草を見直そうという動きが高まっております。従来ですと町内の農政に関する総合的な議論というのは農業振興会議という場で行われておりましたけれども、19年度におきましては任意で農協と、それから農林課の意見交換会、情報交換、あるいはそこに普及センターが入った形での情報交換、意見交換等々、多くの場を持ちして今後の方向性について議論をしてきているところでございます。

その中で、まず1つ上がってきておりますのが、この広大な草地を十分に活用してこの困難を乗り越えていこうということで、草からできるサイレージの質を高めようということで、まず農協さんが主体になって、町、それから普及センターがお手伝いする形でプロジェクトチームを立ち上げまして、それぞれ農家さんに入りながらサイレージの質の調査をして、そして調製の過程で何が悪いのかという原因究明をしてその普及をしていくという今取り組みが変わっております。これによって個々の農家の草からできる飼料の質が上がることによって、輸入飼料に依存する度合いが少し低くなるのじゃないかというふうに期待しております。それから、デントコーンの作付についても積極的に取り組んでおります。種苗メーカーのほうでもこの根釧地域で、積算温度が非常に大きく作用するわけですが、低い積算温度の中でも十分登熟するわせ種の開発が進んでおまして、そういう意味で一昨年とはしか80ヘクタールぐらいの作付でした。昨年は130ぐらいだったと思いますけれども、20年度においては今の段階で240ヘクタールほどの作付が予定されております。そういうことでデントコーンをつくれるところについては、そういうふうに積極的に進んでおります。ただ、デントコーンにつきましては、異常気象等によるリスクというもの常にしよっております。そういう意味では最終的には生産者の判断によるかどうかというふうに考えております。それから、共同組織、あるいは企業雇用の話もありました。TMRという話が出てからもう数年たっておりますけれども、あいにく標茶においてはまだTMRという動きにはなってございません。ただ、輸入飼料が高騰している状況の中でよそのTMRのお話を聞きますと、それこそ輸入飼料に依存している部分でなかなかその現状の価格を維持していくのが大変だというようなお話も聞いておまして、町内でこの先TMRの結成が、組織的な活動がどれほど伸びるのかというのは少し議論を待たなければならないというふうに考えております。雇用の場ということでいいますと、ヘルパー事業とコントラクター事業をあわせたサポートセンターができて、そこで一定程度の雇用がふえているというふうに考えておりますけれども、さらなるものというものにつきましては生産者、あるいは生産者団体と協議をしながら研究、検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 課長から詳しく丁寧に答弁いただきました。ぜひ関係機関と協議して、少しでも外国産に依存しないような形をとれるような副食製品についても検討していただきたいと思います。

次に移ります。最後の質問でございますけども、この4月に診療報酬が改定されます。そして、ちょうどそれに合わせた形で75歳以上の診療報酬新設され、後期高齢者診察料が1カ月6,000円ということを出されております。1人の主治医が患者の同意を得て退院の診療スケジュールなども含めた診療計画をつくり、総合的、継続的に指導、診察する報酬は月6,000円、何回受診しても1カ月間の通常の見込み検査、画像診断、処置などは定額の6,000円の包括払いとなっております。2回、3回1カ月に高齢者の方が訪れてもその基本料金というようなものは変わらないと、ただ再診料はかかってくると思うのですが、その高齢者に対しての患者の窓口で払うのは1割でありますれば、月600円ということになります。またさらに、再診料と処方せん料、薬代などがかかるということでございますが、現時点で町立病院の対応としてはどの辺まで進んでいるのか、わかっている範囲でいいですから、教えていただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

今、委員からございました診療報酬の改定、本年4月1日からスタートするわけでございます。平成18年度以来の診療報酬の改定でございまして、中身につきましては委員ご承知かと思いますが、平成18年度は3.16%率として下がりましたが、今回については薬価が8年ぶりにアップしたということで、それも含めまして大体全体で0.82%アップをすることになっております。今、高齢者の医療の部分ご指摘ございましたが、そのほかに先般改定の内容決まったばかりでございますので、それら含めて新年度に向けて院内で議論する予定をしております。その中で例えば外来診療時間の5分の確保の問題、あと後発医薬品等々、今回の改定にかかわる部分、これについて含めて議論をして患者サービスの低下がないよう徹底してまいりたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 川村君。

○委員（川村多美男君） これは、国が2年に1回制度見直しということで、診療報酬の見直しということで改定されました。それで、今事務長のほうからも言われましたが、私は特に今言われた、後段のほうで言われた薬の選定の仕方、先発医薬品、新薬で開発された医薬品と特許が切れた後発医薬品をこのたびの改正で患者がある程度選択できるという、医者それは処方には要するんですけども、この記事を読みますと。その選択によっては、薬代がかなり7割から3割安くなるということでございますので、ぜひこの辺も今後広報等で知らしめていただきたいと。効率については、ほとんど変わらないということでございますので、薬の。あと、今事務長も言われましたが、一番気になるのは、これまでの医者が内科、外科、産科、いろいろいるわけでございますけども、お客様、患者様に対しての

3分診療は加算なしですと、今度は5分以上の診察をしなければ、530円でしたか、これをいただきますよということをはっきりうたっているのです。520円ですか。外来管理加算というのがいただけませんよということで、僕もどうやって時間をはかるのかなど。だれがはかるのかなど。医者がはかるのか、患者がはかるのか、看護師さんがはかるのか、5分以内ではだめだというわけですから。そういうことも懸念されるわけでございまして、国の総務省や道のほうのいろいろ自治体病院に対する流れもありまして、ことし20年度中に町立病院の改革プランも立てて道のほうや国のほうに提示をしていかなきゃならないというふうに考えておりますけども、この5分診療については本当に対応がきちっとできるのかどうか、その辺をちょっと聞いておきたいなと思います。

○委員長（平川昌昭君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 3点ほどあったと思いますが、まず1点目の後発医薬品、テレビコマーシャルでも流れておりますが、ジェネリック医薬品の使用の関係であります。この後発医薬品につきましては、かねてから、平成18年の診療報酬改定の際にも後発医薬品の促進ということで内容に盛り込まれておりまして、促進が促されたところでございますが、後発医薬品の最大のメリットといたしましては、より患者さんに対して安価で提供できるということでございます。それによって薬剤費の軽減、患者負担の軽減が得られるということでございます。しかしながら、デメリットもございまして、これは町立病院の院長ほか先生方もちょっと心配しておりますが、臨床試験が全く行われない後発の医薬品もございまして、効能、効果につきましても多くの品目で先発品と後発品で異なるということが指摘されております。また、安全面においては、先発品と全く同等の理解のもとにはあるのですが、あるいは同等に患者さんが満足して納得して理解をして、効能もある程度先発品よりは限られての表示になるものですから、それがちょっと心配されるということでございますが、国の後発医薬品の促進を受けまして、町立病院といたしましても患者さんに対しましては使用をさせていただいております。まず、外来の部分で申しますと、大体約5割程度の件数、これ薬剤の処方件数の約半分、これは後発医薬品を含んでいる処方の件数でございまして、約5割の使用をしておるところでございます。先ほど申し上げましたとおり、一方では安全性の確保という部分でちょっと心配される部分もございまして、その辺の情報の収集も含めまして、あくまでも患者さんの安全面を確保するという立場で今後も後発医薬品の使用については継続していきたいと考えております。

あと、2点目の、委員のほうより外来管理加算ということが言われております。これにつきましては、これまで医療機関の診療においては長く待つ割には診療時間が短いということもいろいろ言われておりましたが、患者さんの話をよく聞いた上で薬の効能なりも含めてちゃんと先生のほうから指導していきなさいということが今回目的で外来管理加算というのが1回52点、ご指摘のように520円でございますが、これが加算されるということでございます。これをこれまで院内でもちょっと議論をして、今中途でございまして、新年度までは方針を確立しなきゃならないということでありまして、その5分間をどうやって

1人当たりの診療時間を確保するのかと。ご承知のとおり、町立病院の外来患者数1日平均で170人おります。それで、特に患者数が多い内科外来で申しますと、2人の先生が診療に当たっておりますが、内科は1日平均100人でございまして、これを診療時間の午前、午後で換算しますと、町立病院の場合現状としては4分程度の診療時間という現状にあります。これをいわゆる5分以上確保しなさいということでのいわゆる外来管理加算でございしますので、もちろん患者さんの話をよく聞いてより適切な診療をしていくということは、これはもう当然のことではございますが、ただ一方では収益の確保ということも求められておりました、それではこなせなかった、1日の中でいわゆる診療できなかった患者さんどうするのか、その辺も含めて、また今申しましたとおり、収益の確保、この辺もちょっと考慮しながら、これからちょっと具体的に先生方交えまして議論をしていくことになっております。

それと、医療改革プラン、国のほうから求めております。平成20年度中に策定をしなければならぬということで、公立病院改革のガイドラインに基づくプランの策定でございしますが、これにつきましてもまだ全容が国のほうから明らかになっておりませんで、道段階におきましても国からは4月以降詳細にわたっての説明があるということでございまして、それ以降市町村に対しまして道のほうから説明があろうかと思っております。その収益の部分で、改革プランの中にあります収益の経営効率の向上という部分で、それら委員からご指摘ありました点につきましても含めてプランに盛り込まなければならぬとありますので、具体的に説明があった以降それらについて詳細についていろいろプランの策定に着手するということになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 町立病院の運営に当たりましては、町長始め事務長、それから院長、それから議会筋では議長さんに、毎年医局のほうに出向かれて先生の確保に努力され、汗をかかれていますことには敬意を表したいと思います。今、事務長のほうからいろいろ言われました点は、今後の課題といたしまして、いずれにいたしましても町立病院の置かれた環境は国、道からも責められている状況でありますし、現実的に国保加入者対象での18年5月の受診動向を見るとということでの資料を見ますと、36.7%、釧路市内に行っているのが46.7%、弟子屈ほかは16.6%と、6割の方が標茶町立病院以外のところで受診や健診をされているということがあります。まだこれ18年度でございすけども、19年度、昨年もそれより幾らか改善しているのかしていないのか、町立病院の入院ベッド数は現在85床でございすけども、この国のプランとかを見ますと、3年連続でこれは70%未満ですか、70%に届かないのが3年続くと見直しをしなさいということもあるように聞いておりますし、大変厳しい環境にあると思います。

そこで、5分の診療は、大変1人の患者に対してはとるのは難しいと。大変であると。全部来た患者さん診切れないということもわかりましたし、この改定を見ますと、先ほど事務長言われたように、診察や説明に最低でも5分間という目安を初めて設けて、問診と

診察の結果の説明や療養上の注意点、患者の疑問や不安の解消などを懇切丁寧に行うためだと、このためいわゆる3分診療ならば請求されなくなりますよということでございまして、ソフト面、医者から患者に対するソフト面を重視しなさいという、これ読み取れるわけでございまして、痛い、苦しい、どうでしょう、先生のどこに来ますよね、患者さん。やっぱり優しさを持って接していかなければ、これから特に年寄りはおの先生おっかない、もう行きたくないというようなことにもなりかねませんし、大変難しい問題だと思います。ですから、こういうことが外来管理加算ということで加えられてきたのではないかなと私は思います。私も町民の方からどこにも言うところがないから川村さんに言うのだということでもいろいろ聞き及んでおりますけれども、できればそういうことはこういうところでは言いたくありませんが、やっぱりソフト面、医者と患者の信頼関係というか、患者の目線に立って3分なり4分なり5分なり患者第一で接していただかないと、まだまだ1つしかない医療機関でございますから、民間は一つもありませんので、町立病院にとにかく頼るといって町民が36%いるわけでございますから、それをもっとふやすためにもそういう面からも例えばドクターに理事者である町長のほうからも院長を通じてこの改定に際してもう少し信頼されて頼られて来れるような状況をつくっていただくように言うことができないのか、また言ってほしいなと思いますが、いかがでございましょうか。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

ただいま川村委員のおっしゃったことは、私は町立病院にとって一番大事なことだと思っております。私もまだ就任してそれほど時間はたちませんが、機会あるごとに看護師さんを含めてお医者さんに申し上げているのは、病院に来られる方はみんな不安で心配で来られているわけですから、まず安心していただくことが一番大事であると、その結果として時間が長くなる、長くないということはあろうかと思っております。ただ長くなればよいということではないと思っておりますし、そういったことでぜひ患者さんと接していただきたい、なおかつ信頼をされる病院になっていただきたいと、そういうことを申し上げておりますので、これからもそういった努力は続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 終わります。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

小林君。

○委員（小林 浩君） （発言席） 平成20年度は、第4期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の見直しの年でもありますので、介護保険について町営のデイサービスセンターの施設のことについてちょっと質問をさせていただきたいと思っております。

町長の執行方針の中にもございましたが、今年度新たに要望の多かった祭日の開催をするということと、また予算の中にも盛り込まれておりましたが、車いす専用の浴槽の更新

をするということで、祭日の開催をするということに当たって当然収入の増だとかも見込まれてのことだと思うのですが、祭日を利用する要望をしている方の数とか、あとまた売り上げというか、収入の見込みだとかについてお伺いしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） やすらぎ園長、臼井君。

○やすらぎ園長（臼井好和君） お答えいたしたいと思います。

祝日営業に係る収支についてでありますけれども、デイサービスにおいては平成20年度より祝日開設の実施を行いますけれども、開設に伴っての収支の関係ですけれども、まず要介護分の祝日営業前の金額と、それから要介護分の祝日営業後のこれらの差し引きの増額分、これについては約24万1,000円であります。そして、給付の増額分については217万円ほど見ております。それら収入の増加の合計は、241万円であります。その増加分から祝日開設することによる臨時介護員、これ1名ですけれども、その金額、あるいは経費等を差し引くと31万円ほどの増収となります。これは、収益の増だけを見ますと31万円ということになります。利用者数ですけれども、1日当たり15から21人を見ております。その分の年間通しての祝日の日数が14日ほどであります。

○委員長（平川昌昭君） 小林君。

○委員（小林 浩君） 祝日の利用者数ということで今の見込みからいいますと、25名が定員のデイサービスなので、ほぼフルに祝日も利用されるということだと思うのですが、町内の中にはまだ民間で1日35名定員のデイサービスもありますが、町営のデイサービスの中ではどうしても本町の場合遠隔地の方が多いということなので日にちを指定してデイサービスを利用してもらうということが多く思うのですが、それが利用者さんにとって、また家族にとっては非常に不便というか、どうしても使いたい日に使えない、その曜日でなければその地域に送迎が来ないということもあると思うのですが、その点についてこれから高齢化率が27%ということで当然定員数もこれから増を見込んでいかなければならないと思うし、また遠隔地の方が利用しやすいような交通の便だとか、送迎の便だとかということについては何かお考えかどうか、伺いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） やすらぎ園長、臼井君。

○やすらぎ園長（臼井好和君） お答えいたしたいと思います。

現在月曜日から土曜日開設しておりますけれども、その月曜日から土曜日その曜日ごとに送迎車両3台で今現在行っております。本町については、広範囲の地域でありますけれども、今後これらの運行のローテーションが変化する可能性も出てきますので、それらを調整して考えていきたいと思っております。それから、利用については、私どもの施設は登録人数が今現在112名ほどおります。週1人当たり最高限度が2回となっております。今後も利用者の増加傾向も含めて調整していかなければならないし、利用者ニーズにこたえていかなければならないというふうに思っております。

○委員長（平川昌昭君） 小林君。

○委員（小林 浩君） 大体1人の利用者が週2回です。ぐらいに限定をされているとい

うことですが、場合によってはまだまだ使いたい方もいるだろうし、また民間と重複して使っている方もいると思うのですけども、介護保険法が変わりましてから要支援者の方がどちらか1カ所のデイサービスセンターしか、通所型しか使えないというふうになってきていると思うのですけども、今後当然に要支援者の方も利用している数というのは多いと思うのですけども、要支援者の方に関しては通所型であればその通所型の中で予防の介護もできると思うのですけども、その点についてはその予防という面に関しては町営のデイサービスのほうでは何か考えておりますか。

○委員長（平川昌昭君） やすらぎ園長、臼井君。

○やすらぎ園長（臼井好和君） 今ご指摘のありました要支援の方の利用の回数についてでありますけれども、要支援の方が週2回以上使えないというわけではないのであって、私どもの施設は先ほど言いました112名の登録の人数ありますけれども、その送迎、広範囲にわたってありますので、月曜から土曜日までの利用者がそれに伴って限度が週2回ということでありますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 小林君。

○委員（小林 浩君） 今の質問の意味が園長のとらえ方がちょっと違ったと思うのですけども、僕が聞いたのは、要支援の方が介護認定、普通の介護を受けている方は重複して民間と町のデイサービスを使うことができるのですけども、要支援の方はどちらか1つしか使えないという意味合いで言ったわけです。それと、たしか民間のデイサービスさんのほうでは介護の中に要支援者の予防介護も取り入れているはずなのですけども、町営ではそういう計画はないのですかということを知っている。

○委員長（平川昌昭君） やすらぎ園長、臼井君。

○やすらぎ園長（臼井好和君） 私どもの予防に対することについては、アクティビティーという方法しか今とっておりません。あとのサービスについては、体操をやったりする、それは点数関係ありませんので。

○委員長（平川昌昭君） 小林君。

○委員（小林 浩君） いずれにしても、20年度が第4期の介護保険計画の見直しということなので、町長の執行方針の中にもありましたが、特養老人ホームのやすらぎ園を含めて、また民間の介護保険事業所も含めて高齢者が27%台になっているということもありますので、その計画の中にぜひデイサービスの通所型の増員、またはやすらぎ園の充実というか、町長の執行方針の中でやすらぎ園の中に居室あ内の窓用カーテンを設置するというような言葉も出てきましたが、快適性と利便性を図ってということだったのですけども、窓用カーテンで快適になるとは僕は思いませんので、ぜひ施設の充実を含めて計画の中に取り入れてもらえればと思います。町長、もしあれでしたらその点について。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） そのように検討したいと思っております。

○委員（小林 浩君） 終わります。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） （発言席） 冒頭、けさ道新に出ておりましたけれども、連結の実質収支のああいふ数字というのは当然企業会計含めてああいふことなのかなと、こう思っております。その中でうちの町としてあの道新の調査ではどのようなご回答をされたのかなと、冒頭その辺をお聞きしたいなと、このように思います。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

本日報道にありました部分でいいますと、1つは現在の財政状況がどうかという部分ですが、これは数値的なものがあるかどうかということではなくて、今現状としてどのように考えているかという観点でありますけども、本町の回答といたしましてはどちらかといえば悪いという回答をさせていただいているところであります。それから、表でいきますと、5年後の財政見通しという部分では現状とどうかということでもありますので、回答欄では今よりも悪化するのではないかというような内容でお答えをさせていただいております。また、ほかのグラフでいきますと、自治体財政健全化法の評価はということがありましたけども、これについては厳しい内容じゃないかというようなことでお答えしています。それから、政府の地域間格差是正策の評価はどうかという部分では、2のランクのところ、これは不十分に近い部分のランクでのお答えをさせていただいております。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 私は、今課長からの回答で悪いよというほうだったと、こういうことでちょっとショック受けているのですが、まあまああそこにも丸がついたのかなと、また5年後は見通しも少しはいいのかなというふうに解釈していたものですから、なかなか今後厳しい財政状況が続くのだなと、さらに認識をしたわけであります。これは、当然全町挙げて努力をしていかなきゃならないことでもありますけれども、町長に、今後こういう統計が出たという形の中で町長としてのまた5年間くらいの見通しですか、10年といえばこれは非常に長いものですから、町としての財政運営をするに当たってその辺の考え方はこの調査と含めてどのようなお考え方を持ったのか、町長でも副町長でも結構でございます。そのように、副町長にでもしたらひとつよろしくお願いをしたいと。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思いますけども、まず先にアンケート調査の先ほどどのように答えたかということについての説明をさせていただきましたが、1つぜひご理解いただきたいなと思いますけども、実はどちらかといえば悪いという答え方をしたうちの理由に2つほどございます。1つは、全道の自治体に対して調査が道新から行われましたけども、これでよくなったというメッセージが果たしてできるかどうかという問題であります。よくなったということになれば、そうかという形のもが想定されるゆえに、そうよくなったということについて答えられないという立場が1つあるということ

ご理解をいただきたいのと、もう一つは地方交付税の縮減とか、あるいは国庫補助金の縮減、減額方法がいまだに明確にやめますということが来ていない段階でそう豊かな気持ちで答えられないというのがその理由でございます。それから、今後状況がよくなるか悪くなるかという考えでありますけども、よくなる方向での答えをしておりますけど、それはご案内のように国保財政の問題はきょうの道新にも同じように出ていましたし、当然介護保険の問題もこれは全国各自治体に共通する課題でありまして、その辺を引きずりませんので、当然現状のまままだと言えそう楽観できる状況にはないということでお答えをさせていただきます。

それから、当面5年間か10年間かという、そういう見通しの問題でありますけども、実質公債費比率の問題については、これは何度もご報告してありますけども、今のところ国の定めによる部分で若干規制数値を超えているのはこの問題でありますけども、19年度に一応この部分については整理がつくという見通しでありまして、基準内におさまる見通しであります。したがって、国で示している規制数値の中に入るものは一つもございません。問題は、これは約束できるかできないかの問題でありますけども、私としても約束はできませんけども、国がこれ以上地方交付税について縮減をしてこない、削減をしてこないということになれば、これは何とかいけるかなど。毎年現行の地方交付税が3%ずつ下がるという見通しでいきますと、10年後に基金を全部使ってしまうという想定をしております。したがって、3%ずつ毎年カットされなければ、何とかこの先10年は大丈夫だろうということであります。ご案内のように、20年度はいわゆる総論では1.数%の増になっていきますけども、個別の自治体でいきますと、これはそれぞれの行政需要がありますから、計算式上でやっていきますと、若干当町でも微増の状態をしておりますけども、そういうことでは、3%ずつ減少しなければこの先大丈夫かなというふうになっていきます。ただ、ご案内のように建設事業と、それから人件費を大幅に今減少させています。私も今不安になっているのは、職員を相当数減少かけていますので、今のところは財政問題でクリアしますけども、この先この職員の減少させた部分がまちづくりで影響出ないかどうかということについては、非常に懸念をしながら財政運営を優先させているということでもあります。その辺が多少懸念材料でありますけども、何とか現状の中で基金は小泉首相が就任した年度の14年度末と基金残高はご案内のようにほぼ同額程度で推移しております。使ってしまったらとか、そういうことの指摘もされることのないような状態で現状推移をしております。これ以上国からの自主財源を減らされないでやっていくとすれば、何とか財政維持はできるのかなということで、前段申しましたように、国保、介護保険等々含めて先行き見通しが立たない部分が結構ありますので、楽観論としてはお答えできないということでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 厳しい財政運営をやはりしていかなきゃならないということは、事実のようでありますから、とにかく国保なり介護保険なりこの地域保険がどのように今

度発展していくのか、この推移にもよるのかなど、こう思います。町長、副町長については管理職の皆さん含めてこの財政運営についてはしっかりと運営をしていていただきたいなど、このように思います。

それで、森山課長にせっかく一番初め答えていただきましたから、今問題の道路特定財源の関係でございませけれども、町長の方針にもいわゆる広がりのあるまちづくりですか、そういう中にこの道路整備というものは大事だよと、こういうことになっております。この道路の特定財源については、国税と地方税と分かれるわけですが、私どもの予算の中に地方の譲与税がありますが、この中に譲与税は3つほどあると思うのですが、ここに出ている、予算書に出ていないほかに石油ガス税の譲与税があるわけですが、ここで重量税の譲与と道路の譲与税と2つ出ておりますが、今問題の本体の揮発油税の関係も含めて、うちの予算の中に丸々ここに出ている数字がいわゆる交付金も含めての数字で見れるのかどうか、その辺含めてお答えをいただければと思います。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

道路整備に係る道路の特定財源という部分で20年度の予算上で見ますと、1つは譲与税の中では自動車重量譲与税があります。それと、もう一つは、地方道路譲与税、それと交付金では自動車取得交付金、この3点が道路特定財源というふうになっていまして、平成20年度でいきますとトータルしますと4億円という形になっていまして、今般話題となっています暫定税率の話が出ますとこの辺に影響が出てくるという内容となっております。

○委員長（平川昌昭君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） この中に今言われた中に標茶町に財源として入ってくるのは、幾ら入ることになるのでしょうか、予算書の中で、特定財源として。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） 先ほど申し上げました譲与税2点、それから交付金1点につきましては、これは道路の特定財源ということですので、4億円がそういう形になってございます。

○委員長（平川昌昭君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） そうしましたら、入ってきているこの4億円のやつは、丸々これは道路特定財源というふうに見て、仮に今月24円30銭、それから道路譲与税の80銭ですか、これがプラスされ、25円10銭になるわけですが、そうなりますとその分が直接石油のほうに下がるということになった場合に、うちのほうのこの4億円からあるお金というのは、非常に町長が施政方針で言ったような道路事業のほうに即に影響来るという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

暫定税率から本則に戻った場合ということの影響度ということではありますが、今数値でいきますと、ある資料を見ますと、46.6%が減少されるというふうに言われております。18年度の決算額でシミュレーションいたしますと、その影響度といいますのは、マイナスで1億8,100万円ほどが減額となるということが予想されるということでございます。

○委員長（平川昌昭君） 館田委員に申します。挙手して委員長許可。

館田君。

○委員（館田賢治君） そうすると、この道路財源は非常に大事だと。こういう予算書でき上がっておりますから、これは何とか特定財源は国の段階でも通っていただいて、そして広がりのあるうちのまちづくりには大事な財源だということの理解をいたしました。そういうことで、いろいろこれ問題になっていたわけですが、この財源が例えば今の減少になった分の残りであるということになると、事業量的には各地域の道路1本1本に補助事業の分には影響あるのでしょうか、それとも借り入れ事業も含めてということになるのでしょうか、その辺はどういうような影響になるのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） ただいまの説明した数字での影響額については、本町に入る分でございますから、本町の自主財源として使う分での約2億円を切る1億八千万何がしの数字が18年度決算でいうとそういうふうに想定されるということが1つあります。それから、国のほうも当然特定財源として入りますから、国のほうも今度は国道の整備、都道府県道の整備、市町村道の整備に当たっての財源の振り分けの際にこれをまた影響を食らうということだというふうに推測をしております。したがって、単に各自自治体だけの話じゃなくて、国全体での話だというふうに理解をいただきたいと思ひますし、それからこのお金でどの程度のことができるかということについては、単純な話で申し上げますけれども、5割が国庫補助受けてやるとすれば、あとの残った5割の分については8割ないし9割の起債を例えば充当できるとすると、残りのそれでは20%から30%を一般財源にするといったときにこの金額を10%か20%にすると総額は相当大的な数字になる。ただ、特定財源といいますか、先ほどの説明しております譲与税等々、交付金については、これは道路建設事業だけではなくて道路の維持管理費にも当然充当をしているわけでありまして、ご案内のように道路の維持管理ということになれば除雪も含めてのお金でありますから、この金額をそのまま建設事業に使っているということでもありませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） とにかく町の財政に余り負担をかけないで順調に道路事業が進んでいただくというふうに努力をしていただきたいなど、このように思ひます。

それで、病院の関係でちょっと一、二お聞きをしておきたいと思ひますが、先ほど川村委員のほうからもるる質問があったわけですが、できるだけ重複を避けてお聞きをしておきたいと思ひますけれども、事務長一生懸命本当に町の中まで入っていろいろと退職者の

会議等、またその他町内会の関係、本当にご苦勞をしているなど、病院のことについてはどれが本当にこうすべきなのか、ああすべきなのかは別に措いておいて、大変関係をする人方はご苦勞をさせているわけでございますけれども、まず今回のこの予算についてですが、収入、入院の収益、医業外収益なのですが、医業外収益も直接では減っております。それから、医業外のほうも費用のほうも収益のほうもうちのほうからの補助金、負担金も多少ふえてそういう面でやっている、私これいつも決算だとかいろんなときに議論にはなっている話でありますけれども、そういう通年通してのご苦勞、それからまた今回の企業会計としてのいわゆる予算編成のどこで特に訴えたくて、それからどこで本当に苦勞をされてこの企業会計の予算を組み立てられたのか、事務長日ごろ苦勞しているのはわかっていますけれども、この予算書から見てどうだったのか、まずちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

20年度の予算編成にわたっての考え方といいますか、私の考えといたしましてはお示しをしておりますとおり、先生方からのいわゆる要求でございます器械、備品等の更新、これも当然していかなければなりませんし、今後も計画的に更新等が予測されるということで金額的にも大きい割合を占めるところでございます。何と申しましても、委員ご指摘のとおり、一般会計からの繰入金で4億円を超えている現状において、19年度対比20年度においては微増もしているということで、その部分の負担ということでは私としては厳しく認識をしているところでございます。ただ、当分の間といいますか、先ほど委員から取り組みにつきまして評価をいただいていたのですが、恐縮をしておりますが、庁内的ないわゆる今回の病院改革の流れ、それに伴っての町民の皆さんの反応、今後の町立病院へのかかわり、それら含めてどういように作用してくるのかなということはまだちょっと不透明でございます。よって医業収益の予算面におきましても現状の維持と、これはもちろん院長以下先生方の患者1人当たりの単価自体は微増させていただいておりますが、特に内科にあっては単価の引き上げについてはちょっと無理があるということのご指摘もございました中で医業収益の計上をさせていただいたわけでございます。いずれにいたしましても、人件費含めまして20年度におきましては看護補助員の1名定年退職の不補充もさせていただきましたし、当直手当の外来患者の廃止等々も人件費の削減ということでの取り組みではさせていただきました。今後も引き続き経費の節減には努めてまいりたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 本当にそのとおりだと思います。ただ、今までここでこの病院の議論したときに、いわゆる通年、一年通しての企業会計としての状況をつかんでいくときに、やはりその辺がどう進展されてどうなっていくのかというのがこの企業会計のいわゆる私は原点だというふうに思うわけなのです。そういう意味から、こここのところがなかなか

か難しくてこうやって苦勞をするところなのですが、非常にこれを組み立てていくときに上水道や何かと本当にまた違いまして、本当に組織的にも管理をする経営者の責任というのは、これはなかなか町長も大変、また町長また病院のほうはなかなか大変だと、素人ですから大変だと思うのですが、ただ1つ、病院の中の委員会、経営の委員会ですか、何かありますよね、中の内部。この予算提示をして、町長もそこには参加されたかと思うのですが、されていないのであれば、された副町長か町長、どちらか出ていると思いますが、これを提示して委員会の中でどのような説明をしてどのような委員会のご意見があったのか、これちょっとお聞かせいただければと思います。

○委員長（平川昌昭君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 今、委員ご指摘の部分につきましては、町立病院の運営委員会のことを指しているのかなと思いますが、新年度予算の説明につきましてはもちろんさせていただきまして、諮問事項ということでご承認もいただきました。説明につきましては、議会での説明と全く同じでございまして、その上でご質問、ご意見もいただいたということで、器械、備品の購入等、余り多いご意見ではございませんでしたが、それら経費の部分についてはどういう中身なのだとか、それについてはご質問があったところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 病院の運営委員会につきましては、従前からいろいろ病院での運営委員会の議論がどうなのかというようなお尋ねも含めて、その辺については病院の運営委員会のほうにもそういった議会での議論もありますことも伝えてあります。そういったことから、それぞれの委員から質問は先ほど事務長から言われたように出てございます。ただ、正直言うと、先ほど館田委員からの発言の中にあつたことが多分この会計、企業会計の性格を物語っているのではないかなと思いますけども、いわゆる地方公営企業法に基づいて企業会計を組むことが法律で決められている、上水道もそうでありますし、この病院会計がそうであります。では、この病院会計、水道会計がもうからないから閉じることが可能かどうかという問題であります。実は、私企業と同じく、いわゆる収益のあるものについては地方公営企業としての会計整理をしなさいということになっております。民間企業の場合は、先に向かってこれはもう事業として困難であるとした場合には廃止は可能であります。しかし、この病院も水道もそうでありますけども、企業会計の性格を持ちつつ、なおかつ住民福祉の向上を一方では大義名分に掲げなければならないという二面性を抱えたまま会計維持をしなければならない。したがって、ご案内のように、企業会計に対する先ほど事務長が大変苦慮しているということの中に繰入金の問題も提示しています。国もこのことについては認めていまして、繰り入れすることについてのいわゆる基準も定めておりますし、交付税による措置もしていただいております。そういう非常に企業としての努力の問題も一方でありつつ、いわゆる収支を必ずしも経営上収入を図ることによってだけ、収入というのはいわゆるお客様からいただくお金だけの増加だけを計画をして

収支を組むわけにもいかないという、そういった二面性を持った会計上の苦しみといえますか、その辺が実は病院にしても水道にしてもそうでもありますけども、担当としては、あるいは担当する者としてはその辺が最大の悩みでもあるし、苦しみでもあるし、また別な面でいえばそのことが担当する者としての喜びだというふうにも考えているわけでありませう。

○委員長（平川昌昭君） 館田委員。

○委員（館田賢治君） 本当にこうやって経営をしていくのは大変だと思います。これひとつ頑張っていたきたいなと思いますが、1つ、悪いことばかりの意見が私の耳に入っているわけでないのです。本当に経営的なことは別にして、3月の、今月ですが、4日の日に、先ほどいろんな話も課題としてはいっぱいあるのですが、その課題としてでもいい話が、ある人病院に行ったら非常に先生の対応がよくて感激して帰ってきたというのが3月の4日の日に私の耳に入りまして、これは久しぶりに、初めてのことだったのでですけども、いい話が飛び込んできたなという、これは本当に何かいい話というのは案外入らないもので、悪い話ばかりが入ってくるものなのです、いい話がたくさんあったって。その中で思い切って入ってきたということは、内科の先生方も頑張っているのだなという気を持っているところであります。それと、事務長も先頭に立って退職者の会のほうや何かに出向いたりして、いろいろとお話が出てきた課題について今後聞きっ放し、それぞれもうやりっ放しというわけにもいかないのしょうけども、そういうもろもろの出てきたものの方向をどのように今度お答えを出していくのかな、まだ時間をかけながら協議をしてまた積み重ねていくのかな、今後どのようにして町民の声のいいところも悪いところもその反映をおこたえになっていくのかなと、その辺をお聞きしておきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

今、3月4日の先生の対応についてよかったということがありまして、ありがとうございます。早速毎月末開催しております管理会議、院長以下各セクションの代表が出る会議であります。その中で明らかにしながら、先生方の励みにもなると思いますので、報告をさせていただきたいと思います。

その管理会議含めて専門委員会も連続して毎月末に開催をしておりますが、やはり会議の目的といいますのは、問題点も明らかにしながら、病院の職員全員が情報の共有化を図るということが一番大事だと思っております。ですから、今委員からのご指摘ありました、本当に恐縮ではありますが、私が例えば町内会地域会連絡協議会のほうの研修会のほうでお話しさせていただいた等々ございますけれども、その中でも触れさせていただきましたことは、町立病院をぜひご利用くださいということは私のほうから強くお願いを申し上げている現状にあると。その中で町立病院として、それに相反して医療サービスの低下、サービスの低下が患者さんに失礼、信頼を失うような行為があれば、それはもうとんでもないことであると。病院が院長以下スタッフ一丸となって今本当に真剣に取り組む時期である

ということは、私のほうから院長に了解をいただきながら話をさせていただいているところでございます。いろいろ問題点も多くありますが、院長以下院内はもちろんのこと、あらゆる課題について町理事者のほうとも議論をしていかないとだめだと思いますし、特に平成20年度に当たっては公立病院改革の経営改革プランの策定が年度中に策定をしなければならないということでもあります。総務省も真剣に取り組むということを知っておりますので、町立病院といたしましても3年後、5年後の行方をいわゆる策定するわけございまして、町立病院のあり方としてどういう形が本当に望ましいのか、その辺十分ご意見もいただきながら、もちろん議会のほうのご議論もいただきながら、その上で策定に当たっていききたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 館田委員。

○委員（館田賢治君） とにかく患者さんはどこの病院も釧路であろうが弟子屈であろうが具合が悪くて行くわけですから、本当にその患者の立場になってやっていただけるといふ、本当にそういう病院があることがこれは望ましいことでもありますから、そういうのの一つ一つ向かってどこの病院も頑張っていると思いますけれども、うちの病院もそういうことに向かって一生懸命やっていただきたいなと思います。

それから、教育委員会のほうにちょっとお聞きをしておきますが、小学校の建設に関して教育委員会のほうが窓口ですから、説明でもあったように、本校の校舎の本体の進め方がどうなるかということを知りたいわけですが、管理課長の説明だと、調査をことしやって来年、再来年というような話なのですが、そんなような理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

当初、講堂が建った来年度は調査を行いまして、実際去年からそれぞれ防衛省とのいろいろ要望の中で協議を進めてきているところであります。私どもは、なるべく早く着工してほしいという要望はこの間ずっとしております。ただ、国の財政状況からすると、事務レベルではありますが、非常に厳しい状況だというお答えをいただいております。実際に今の情勢からいうと、大体22年、23年の2カ年国債というような部分で一応計画をしているというような情報はいただいております。ですから、23年で完了という予定になっております。

○委員長（平川昌昭君） 館田委員。

○委員（館田賢治君） これは、余りそういう中のある質問ではないのですが、教育長と町長にお話ししておいたほうがいいということで、考え方を聞いておきたいのですが、防衛省の関係で今管理課長の言われたとおりかと思えます。とにかく今のうちの町に置かれているいわゆる建設業界の状態が非常にいいとは言える状態ではないものですから、こういう大きな物件が地元でどうのということになるかならないか、これは別としておいて、こういう物件が例えばことし調査で来年といってもいつになるかわからなければ、来年1年遅くなってしまうたり、再来年になってしまうという可能性もある、やはりそこは教育

長、町長はどういうふうを考えているかわからないけども、私は今の状況からいってできれば早くこの本体に手をつけれるような状況で努力すべきと思いますが、町長、教育長はその辺はどのような考え方持っているのかお聞きをしたいなと思います。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたしたいと思います。

私ども平成19年度に講堂が完成をいたしまして、次はということで20年度から調査設計、できれば本体工事までというような気持ちもあってはいたのですが、先ほど管理課長申しあげましたように、国の防衛省の予算の関係もございまして、現状ではこういった流れになるのではないかとということでありますけども、機会あるごとに事務担当のほうにございまして、極力早く完成見るようにということでのお願いはしているところであります。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 私自身も講堂、校舎の早期完成を目指してできる限りの努力を続けておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） できるだけ着工が、標茶の営業努力をしていただいて、着工年度、いわゆることし調査をするのであれば、一部秋口だとか、そういうふうにしていただかないと、なかなか町内の状況が経済のかまどが商工会も通しても厳しいものがありますから、ひとつ今言ったように努力をしていただいている上に、さらにまた私のほうからこういうこと言って失礼なのですが、さらに努力を重ねていただきたいなと、このようにお願いをしておきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○委員長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

館田君。

○委員（館田賢治君） 管理課の今課長の担当かと思いますが、12月にいわゆる業務の委託契約の関係の一覧表をいただきまして、その中の1つだけお聞きをちょっとしておきたいと思うのは、標茶のいわゆる標茶運送協同組合の関係でありますけれども、これはどういう法人でどういうふうになっているか聞きたいわけですが、というのは、これどこに事務所があるか、そしてどのような、私はこの法人自体が本当にまだ場所の確認もしていないものですから、請け負った仕事に対するいわゆる管理の関係もどういうような流れになっているのかなど、このようなことでお聞きをしておきたいと思いますが、こ

の法人はどんなような構成から成っているのか、まずお聞きをしておきたいなと思います。

○委員長（平川昌昭君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） バス標茶輸送協同組合のお尋ねかと思いますが、まず構成でございますけども、これは協同組合といういわゆる法人登記でございますので、これは法務局に登録された法人ということでございます。構成員につきましては、それぞれ標茶町の中で運送業を営んでいる業者の方々が加盟しているということで、具体的に会社名で申し上げますと、荒井貨物、虹別運送、それから岡村運輸、それから標茶ハイヤー、それから丸越産業ですか、の5社で構成されている協同組合でございます。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 仮にお仕事を、入札参加、また見積もり合わせ等に参加する場合は、ここは協同組合としては代表者が来るのか、それとも話に聞きますと、法人にはなっているのだけでも、契約のときには何かそれぞれの会社がみんな来ているよという話聞いたものですから、それであれば別に協同組合でなくてもそれぞれの形でもいいのかなという、そういう疑問が1つあったということと、それからまた協同組合としてとった場合の何かあったときのことについてはどこでどのような責任の具合になるのか、その辺もあわせてお聞きしておきたいなと思います。

○委員長（平川昌昭君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） 入札時のいわゆる入札者の参加の状況と申しますか、1社であれば1人でということでございますけども、私どもだけじゃないと思うのですけども、入札参加には各社1名代表が来ればよいとか、代理者1名でよいとか、そういう規定は現実にはございませんので、応札者は基本的には代表理事の方が応札をしていただくと、それで加盟の参加業者の方も席に着くという状態でございますので、入札に関して特別他の参加者の方が特別な意見、あるいは特別な行動をとるということでなくて、通常の入札と同様に形態的には行われているというようなことでございます。

それから、何かあった場合のということは、これは事故も含めてでしょうけども、当然私ども委託契約、あるいは町の委託業務の書類をそういったものに照らし合わせながら公募、委託をしているわけですが、第一義的には当然受けた業者さんのほうで対応してもらおうということですが、あくまでも私どもは町営のバス、いわゆる運行管理というのは私どもの責任の範疇であるというふうに認識してございますので、例えば対人、対物も含めて対外的な究極的な対応については町が行うと。ただし、先ほど言いましたとおり、第一義的には第一線で当然当事者になります運転手ですとか、あるいは受注した会社の責任、そういったものは当然一定程度その状況によりけりで問うという形にはなりますけども、冒頭に申し上げましたとおり、まずは運行の業務を委託しているということで、運行の責任を委託しているということの前提にはなっていないということでご理解を賜ればと思います。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（舘田賢治君） 大分意味が違っていた点も私もあるのですが、今の聞いていて。課長のお話の中のその一義的というのは、運送組合対町との委託契約ということなのか、それともここに構成をされている人間と逆に今度は運送組合がその構成員と何らかの契約みたくしているのか、それは町との間の委託契約は運送組合と町との委託契約をしていると、そして管理運行責任は町にあるけれども、一義的に何か事故があったとか、そういう場合は運送組合に責任があるよと、こういうふうにとったのですが、そうではないのですか。もっとちょっとわかりやすく。

○委員長（平川昌昭君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） 説明の仕方が若干まずかったのかなと思いますけど、委員ご指摘のとおり、町と輸送協同組合との1対1での契約となります。結果的には随契になっていますけども、あくまでも通常の入札と同じ形態で、あくまでも代表であります協同組合の理事長さんと契約させていただいているということですから、これはまるつきり通常の会社組織さんとの契約と同じであるという認識をしていただければと。そして、代表者の方となおかつ先ほど言った構成員の方々が別な契約の中でまたそれぞれの責任分担を果たしているということになります。あくまでも私ども町からしますと相手は1社、1業者さんというとらまえ方をさせていただいていますことをまずはご理解を賜りたいなと思います。

それから、もう一点、申しわけありません。

○委員長（平川昌昭君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） そうしますと、今の課長の話聞いていますと、総体的には特に当時考え方のあったときの考え方は私も一時聞いたときにはそうだなという思いもしていたのですが、今こういう現状になってきたときに果たして運送組合でこういうふうに行っているのも、また運送組合からそれぞれが構成員がもらうのも直接個人が行っているのも、どちらにしてもメリッ的にはそう見えてこないのですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） 契約の形態ですとかのお話かと思いますが、基本的には私どものこの入札の指名でございますけども、基本は町内といいますか、指名登録、いわゆる町の建設業等に関する指名登録でございますけども、これは建設課のほう窓口で行っているということをご承知かと思いますが、まずそちら側に登録されていることを前提にします。ですから、輸送業者の方であれば基本的にはどなたも参加する権利もありますし、当然そういうことだというふうに取り扱っています。私どものちょっと形態が違うのは、毎年3月号の広報になりますけども、今回ももう出ていますね、3月号の広報にも出ていますが、いわゆる町の町有バスの運行委託を希望される方、業者さん、この方々について私ども管理課のほうに申し出をしてくださいということになってございます。ですから、申し出をしていただいた方にはどなたにも公平に基本的には入札のご案内を差し

上げると。ただし、運行処理要綱等にありますが、それぞれが安全運行管理責任者、あるいは整備管理者、そういったものの要件が示してございますので、当然そういう資格要件を満たしていなければいわゆる入札参加資格にならないと。指名登録の中にはそこまでの登録制度になっていませんから、どの業者さんが整備管理者がいるのか、どの業者さんが運行管理責任者がいるのか、そういったものは把握できませんから、今言ったような手法で希望される方々については個人問わず公募させていただきながら、その中で有資格者の確認をさせてもらいながら応札参加をしていただくというようなシステムになっていることをご理解賜りたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そしたら、大体わかったのですが、まず組合のほうで仕事をとってそういう整備管理者とか、運行管理者等も一応掌握した中で個々の中をカバーしてやっていっているよと、こういう理解もしたわけですが、ただ組合と町との場合は見積もり合わせにしても入札にしてもやはり組合から代表者が1人来てやるのかなと。聞いていけば、全部来てやっているというから、それなら何もみんなそれぞれ来てそれぞれでお互いに助け合いながらやっても同じことかなと、こう思っていたものですから、そういうことで今後いろんな時代の流れとともにいろいろ考え方が変われば、またいろんな部分で変わってくるかと思えますけれども、その辺もまたことし私ながらも注意しながら見ていようと思えますので、その辺また間違いのないような指導をしていただきたいと思います、このように思います。

農林課のほうに移らせてもらいますが、昨日までいろいろ道営、公社営の関係でお聞きをしてきました。特に公共牧場の第2の多和地区については、総体で511ヘクタールからの草地が今後更新されるというか、なっていくと。そしてまた、今までと違って公社営は、私も阿部町長さんのときから酪農業は足腰の強い農業をと、こういうことでやってきたわけですが、とりあえずこうやって時代も変わってきて食料・農業・農村の基本法ができたり、それからWTOの貿易の関係でいろいろ状態が変わってきた中で公社営も担い手をやはり育成もする、それから生産拡大もしなきゃいかんと、こういう形の中できたわけですが、私今まで款項の中でも聞いていたことについてはまだ一、二落ちているところもあるのですが、事業費的にはいわゆる茶安別の地区であれば、事業19年から22年までの間でうちの債務負担行為に上がっている数字だけでも4億約5,000万円のお金が上がっているということは、国費を入れると9億円からなる事業に発展するわけであり、それから東部地区については債務負担行為で見ましても4億円からの債務負担ですから、これもまた総事業費では8億円からの状態になるわけです。虹別については、これまた本当に13億円も14億円にもなる事業費であります。ここで一番私聞きたいと思っていることは、計画年次で押さえられました生産なのですが、これだけの投資をしていくのですから、事業的にもかなりいい事業であると思うのですが、特にこの事業で投資をしていく段階で現状の乳牛頭数だとか、乳量だとか、どんな形で押さえて、そしてまた目標年次、事業完了

後に置いたのか、それとも何年か後に置いたのかは別にして、今の現在からの生産をどう
いうふうな拡大になるということの中の押さえでこのすばらしい3事業が今動いて、道営
も加わっているということになるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

畜産担い手育成総合整備事業、全体計画の中で現況と計画のとらまえ方というご質問で
ございます。今手元にことし20年度から始まります虹別地区の計画書がありますので、そ
の中から引用する形でご説明申し上げたいと思います。

畜産担い手育成総合整備事業につきましては、委員ご指摘のとおり、地域の担い手とな
る農家を育成するために行われる事業でありまして、大きな指標としてその担い手農家等
の概要というものがまず現況、計画で比較されます。例えば虹別地区でございますけれど
も、事業参加の畜産経営体数ということでは、地域では44戸、これは現況も計画も変わり
ませんが、この事業を導入することによって担い手となる農家が現況では29戸でござ
いますが、それが37戸になるということによって担い手育成という、そういう数値を出して
おります。それから、家畜の頭数につきましても飼料基盤を増強することによって増頭が可
能になるという計画が立てられておりまして、現況では2万3,458頭となっておりますが、
それが2万7,165頭というふうになっております。それから、参加農家個々におきましても
現況と計画の家畜頭数、それから牧草の数量等が設定されております。これについては、
個別に参加農家の方を申し上げられませんが、例えばある農家さんでいいますと、これは
換算頭数ですので、成牛頭数とはなりませんけれども、現況、計画でいくと36頭増加して、
そして飼料については954トン増産できると、そういうような積み上げのもとに計画書が立
てられておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今は虹別の分で乳牛頭数は、この計画の時点では2万三千五、六
百頭を乳牛として押さえた、計画で押さえて、それは参加戸数44戸だったが、今後担い
手としては29戸のうちこの事業が転がっていくことによって37戸になりますよと、そして
乳牛頭数も2万7,165頭、2万7,200頭ぐらいの数字になるということだと思っておりますが、
これは511ヘクタールが改良されて整備されていくわけですから、2万7,165頭はいいとこ
なのかなと、こう思いながら見ておりましたけれども、この計画には乳量的なものは出て
いないのでしょうか。それと、東部、茶安別はいかがなものでしょうか、今のような考え
方で。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 計画書の中では、乳量までの規定はございません。それから、
茶安別と標茶東部地区につきましては、申しわけないのですが、今手元に資料がござい
ませんので、虹別地区でお答えさせていただきました。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（舘田賢治君） これ計画というか、資料的なものはどこかにあるのでしょうか。公社かどこかにあるのでしょうか。後で結構ですから、概略の総体の頭数だとか押さえられている資料をいただければいいなと思います。

それでは、この質問はちょっとここでしておいて、この事業のきのう課長からヘクタール当たり64万3,000円ぐらいかかるだろうというお話がございました。1ヘクタール整備する、これ草地整備のほうで言っている、草地造成になると、層厚だとか、抜根含んだりすると、これまたかなり高いものになっちゃって100万円超えるのかもわからないです。草地整備という形の中で64万3,000円と言ったのですか。それで、これは公社営の場合は早く言えば最終的に農家負担が35%、道営が75%ですか、ですから25%と10%違って、いつか私も聞いたことあるのですが、事業もこうやって進んでまいりますと、平均単価64万3,000円にしても道営と公社営とではヘクタール当たりで6万五、六千円違ってくることになるわけですね、草地整備で、単価的に。そこで、公社営のほうは、条件的に施設だとか、そういうものはやれたにしても、多和のほうのそういう整備は草地のほうしかやれないよという条件もありますけれども、同じ草地造成をするに当たってこの10%のいわゆる差についての考え方というのは、特に政策的なものも考えているのかどうか、これは町長、農業ですから、この辺は考えていないのなら考えていないで結構です。その辺はどうなのかなとご質問を申し上げたいなど。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

草地整備だけではないのですが、事業導入に当たりましては私どもはいろんな選択肢を農家の方にお示しして、農協さんを含めてどの事業を選択されるかということを決定されております。議会等でも、何回も自己資金によって更新したほうが安上がりではないのかといった議論もございます。トータルな支援策としては、中山間の直接支払制度がございまして、受益者の負担分等々についてもその事業の対象になっておりまして、どの手法を選ぶかにつきましてはあくまでこれは経営者として農家の方がどう判断されるのか、また農協さんが経済団体としてどう判断されるかということにかかっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 町長の今の考え方からいって、今とりあえずはそういうことだから、この草地整備の10%については特なものも考えてはいないよと、こういう理解でよろしいですね。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

事業導入に当たりましては、条件等、仕組み、それからいろんなものにつきましてはすべて提示しておりますので、その上での判断ということで公社営のほうが10%低いということをご理解された上での選択という具合に私どもは理解しております。

○委員長（平川昌昭君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 考えていないということで理解をいたします。今後この事業が先ほど言ったように大きな事業ですから、やはり事業がどんどん進んでいくにつれていろんな状態が変わってくるなど、そのときにいろいろとまたお話しする時があるかと思えますので、また農家の方々なり、それから農協のほうなり、いろんな物のとらえ方、考え方を積み上げしながら、次の機会でもたお話しも申し上げたいと思います。

土地区画整理事業の関係でお聞きをしておきたいと思います。この区画整理事業の関係で今年度はこの事業に出てきたのは職員1人分の予算でありまして、私もちょうどちょっと無駄話して質問をしそびれちゃったのですが、去年までは3人ぐらいの予算を見ていたわけですが、今回1人になったということは今後この事業に対しては1人になっていくのかな、それにしてもちょっとまだかかるものもあるのかなと思いたのですが、そういう面ではどのような考え方でこのような考え方になったのかお聞きしておきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをいたします。

ご案内のように、区画整理事業につきましてはほぼ終盤を迎えてございまして、業務的に言いますと整理関係が大半になるかと思えます。そういう面では、現実的に3名いた職員のうち1名は、既に区画整理から他の業務に1人は移させております。まだ確定ではありませんけれども、一応区画整理事務の最終段階の整理に支障のないように配置をしていきたいということで、区画会計のほうでの負担をする分については1名で計上させていただいています。

○委員長（平川昌昭君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） そしたら、今言われたように、区画整理のほうでは1名で予算しているけれども、後々のいろんな形のやつは残るという考え方でいいのですね。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 人事の関係もありまして、まだ確定はしておりません。ご案内のように、総体的に職員の削減を実施中でありまして、トータル的な配置の問題を考慮した上で最終的に配置をする形になるか。その際に、一般会計で負担する職員がその業務に担当することになるかもしれません。組織名称も変更になる方向で今検討中でありまして、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） それでは、次に水道課のほうにちょっとお聞きをしておきたいなと思えますけれども、ことしは上水道の水源ができるわけ、仕事にかかるわけですが、今までのいわゆる石綿管は約16キロぐらいあるかと思えますけれども、この間本当に何かがあったら大変だなという思いの中ではきておりますけれども、水道課長に有事のときにどういような対応できるよになっているのかお聞きをしたいな。課長も、きょう私がこ

うやって質問するのもこれっきりもうできないのかなと、こんな思いでありますけれども、何か後々同級生というか、同期の人がやるようでありますけれども、まず上水道の関係でお聞きをしておきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 水道課長、山口君。

○水道課長（山口 登君） お答えします。

念願の行政課題としては、大変な行政課題でありました上水道の水源変更ということで、昨年議員協議会でもご説明いたしましたけど、いよいよ19年にはボーリング調査をして水量、水質も十分であるということで本格的に今年度から工事を着手するということになりまして、一応私たちも安心しておりますが、実はその供用開始が平成22年であるということで、あと何年間かございます。それで、今現在虹別のほうから約23キロの距離を導水管で今の配水池に引っ張っております。そのうち、委員がご指摘のとおり、16キロが石綿管ということで、今現在製造はしておりません。それで、私たちも何かあった場合どうするかということで常日ごろ頭を悩ませておりながら、何もないようにいつも神をお願いしているところではありますが、そうもいきませんので、実は今まで何度か漏水とか、それから工事による破裂だとか、それぞれのいろんな事故がございました。その中で今まで石綿管と塩ビとのジョイント部というのがVAジョイントというのがございまして、石綿管には1種と2種とございます。厚いのと薄いのがありまして、本町の場合薄い石綿管なのです。その場合、普通厚い石綿と塩ビをジョイントするには、それは実は市販されているんですけど、うちの薄い石綿とのジョイントについては、これは工場の特注製品ということでございまして、それでうちとしてはいつでも対応できるように何セットか購入しておりまして、それで倉庫にストックしてそういう事故に対しては即対応できるような対応をとっているということでございます。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 本当に石綿管の関係については、何かがあったらこれ大変だなと思いつつも今日までできて何もなくて、水源地ができて早くこうやってなることを願うわけでありましてけれども、課長におかれましては議場のいい思い出も悪い思い出もあろうかと思いつつも、私もこれがきょう最後の質問でございまして、今後ともまた町に出ましたら、ひとつお答えをかけていただいたり、かけたりということでもよろしくお願いをしたいなと、このように思います。これは、藤岡君も白井さんもそうですけれども、ひとつよろしくお願いをしたい。

以上で質問を終わらせていただきます。長い間ご苦労さまでした。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

小野寺君。

○委員（小野寺典男君） （発言席） はなむけ質疑が出たところで非常にやりにくくなりましたけれども、予定していた部分について質疑をさせていただきたいと、こう思うのですけれども、初めに先般保育料の改定の関係、これはまだ先なのですけれども、きのう深見委員

が少しやっておりますので、ダブらないように残った部分を多少質疑をさせていただきたいなと思っています。

これは、税率の改定等によって最終的には若干安くなるというようなこともございますけども、町長の執行方針の町政の特徴というところに、2点目に少子化、高齢化対策として3人目保育料の無料化というのがうたわれているのです。中ほどにいきますと、第2子以降の保育料算定方法の変更と、負担の軽減を図る、無料化でなくて負担の軽減を図るというようなことで、別にけちつけるわけではありませんけども、何か特徴としては3人目無料化、次には軽減を図っていくというようなことで、私実は町内にどれくらい子供さん3人以上の世帯がいるのか、あるいはゼロから6歳まで何世帯、ゼロから12歳まで何世帯、住民課の課長さんにちょっとお調べしていただきましたら、子供3人以上の世帯がゼロから6歳まで28世帯、それからゼロから12歳まで75世帯というようなことでございます。てっきりこの保育料の改定出てきたときに、3人目以降、例えば小学校に1人いても保育所に2人いても保育所の3人目はただだとばかり思っていたので、そしたら説明を聞いておりましたら、保育所に3人いないと3人目は無料にならないのだというようなことで、今少子化という時代の中でなかなかこれは難しい話だなと。たまたま我が家に置きかえると当てはまりますけども、これは本当に1年置きに生まれていないとたった1年しか無料にならないという状況なのです。せっかく就労支援とか少子化対策として町長が政策的な部分として出してくるのであれば、ぜひ少なくともゼロから小学校の6年生、ゼロから12歳までぐらいのところは3人目以降無料化するぐらいの施策があってもいいのではないのかなというふうに思っているのです。余りしゃべると忘れちゃいますので、まずとりあえずその分、町長、どうでしょう。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

ご意見として、そういった考えも当然あるかというふうに私は理解しております。

○委員長（平川昌昭君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 意見でないです。町長が町政執行方針にそう書いてあるから、3人目無料化するというふうにならうながら、第2子以降の算定方式を変更して負担の軽減を図っていくということの中で、意見としてでなくて、町長がそういうふうに書いてあるわけですから、それであれば町長としての考え方をお聞きしたいというふうに思うのです。

それと、今地域の保育所が何カ所あるのかちょっと私も、阿歴内、塘路、久著呂、虹別含めてちょっと何カ所あるか住民課長からお聞きしますけども、その保育園児も最近は非常に少なくなってきて、以前5人を切ったら閉所する方向で地元と検討したいというようなお話もありました。そんな中で、先般新聞で保育ママのことが取り上げて出ておりました。以前からあった制度でありますけど、本町ではこの制度を導入しておりません。そんな中で今度、今まで1人当たりもちろん保育士の免許を持っている人で3歳児未満の預

かる保育ママの手当、これが月額1万7,700円増額して月額5万3,000円、国が出すお金です。それに自治体が同額を出してその事業を実施するのが大体通常だと、原則3人まで預かることができるということをございます。本町でこれを取り入れるかどうか、必ずしも同額を自治体が出さなきゃならないというものではないのですけども、通常は同額を各自自治体が負担しながらそういう保育をやっていくというふうに支援するということでありませけれども、特に僻地で保育児が少なくなって廃止しなきゃならないというような状況になったときに、そういう場合に例えば阿歴内が3人になったから、じゃ阿歴内から親が本町まで連れてくるかという、35キロも6キロもなかなか難しい問題になってくると思う。しかしながら、この時期というのは、大人になっていく、社会人となっていく社会性を身につける上で、やはり今の社会状況の中で非常に重要な子供の精神的な面を養う時期でもあるのです。学校生徒の場合はスクールバス、でも保育所がスクールバスに乗るといことにはならないので、これはこれからの議論でしょうけども、そういう部分も含めて、それならばその地域に保育ママを、この制度を導入して少しでもそうした中で、当然町も施設が要らないわけですし、保育士の今言った手当さえあれば間に合うわけですから、そこで3人まで預かれるわけです。1人当たり3.3平方メートル、1坪あれば1人、3坪あれば3人まで預かれるのです。ですから、将来的に、本当に近い将来的にはそういう部分も含めて検討できないかということをござお聞きをしたい。

ちなみに、厚岸町のうちから5キロぐらいの上尾幌というところでは、学校も閉校になって、保育所も閉所になって、全部厚岸の本町に行かなきゃならない、これは大変な問題だと。少なくともそんなようなことにならないようなことを、事前にこういう統計的に人数とかなんとか分かるわけですから、これは町長の政策としてもやっぱりきちっと、この前読んだのと後ろ読んだので何か勘違いするような執行方針じゃなくて、やっぱりもう少しわかりやすいような、そしてしっかりとしたものを提示していただきたいというふうに思います。この保育料の改定のほうにも、一番下のほうにさらなる負担軽減策と3人目以降の保育料を無料化とするとかと、本当にわかりづらい部分が結構あるのです、書き方に。そうとるからそうかもしれませんけど、わざととっているのじゃないです。ごく自然に読んだらそうなる。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） へき地保育所の箇所数につきましては、現在5カ所ありまして、委員ご指摘のとおり、5人を切るような状態のところもあることも事実でございまして、これにつきましては毎年度父母会等とも話をしながら現在運営を進めているところをございます。

それから、保育ママにつきましては、基本的には始まりましてのが大都市圏における保育所へ入れない待機児童の解消ということで始まった制度でございまして、予算措置のほうに先に始まっております。ただ、今回保育ママにつきましても児童福祉法を改正して市町村の事業として法律に明確にされるという情報も得ております。これらのことにつつま

しては、法律の内容等については私どもまだ把握しておりませんが、ただ市町村の事業として法律で明記されるということであれば、今委員ご指摘のように、本町においてもそういう制度が活用できるのであれば、法律の内容を検討した上でそういう選択肢はあり得るというふうには担当課のほうでは考えている次第でございますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 政策的なことにつきましては、町長のほうからご答弁があらうかと思えますけれども、今回の改定の部分について今住民課長のほうからも説明あったと思えますけれども、実は先ほど委員からもご指摘のとおり、議員協議会でも同じようなことの指摘をされました。ぜひご理解いただきたいなと思えますのは、今の実は保育料というのは児童福祉という概念で構成といたしますか、スタートをしております。したがって、ご指摘にありますような少子化対策、いわゆる少子を食いとめて多子傾向に持っていくとする一つの世の中の動き、あるいは所得政策的な考え方については現行の保育料の中ではあるのですが、どちらかというところ豊かに健康で立派な子供を育て上げようということできている制度の中の料金という形になるものですから、なかなかそちらのほうに、いわゆる少子化対策という形で方向的には一気にいけないというものが私は国としてもあったのではないかなと思えますし、実はそういうところで多少保育所等々に入っている場合につき所得対策的な意味で3人目については無料化をしようということの制度導入がされたというふうに考えておりますし、この部分についてはこれは議員協議会でも説明しましたように、この先この制度がただいま委員から議論をいただいている方向でいわゆる成熟をしていくものだろうなというふうに思えます。とりあえず今回は、こういう3人目の定義について風穴があいたということでぜひご理解を賜りたいなと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

町政執行方針の書き方等が適切ではないのではないのかなというご指摘につきましては、もしそのようなことで言葉が足りなかつたりしたとすれば、私のほうからはおわびをするしかないわけでございまして、決して今副町長からもお答えしましたように、3人目の保育料の無料化ということが間違いではないわけでございますし、それから中で書いております2年目以降の負担軽減を図るということに関しても制度の改正等々によって間違いではないこととございますので、その点もし誤解を与えるような記述であったとすれば、私からもおわびを申し上げますし、そのようなことでご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 別に揚げ足とるつもりはございませんので、事実読んだごとく理解したものですから、そういうふうに質疑をさせていただきました。

次に、酪農対策、何人かの方が非常に的確に酪農に対する認識の中で質疑をされておりました。ただ、私、町長に考え方として良質な自給飼料の安定確保等々含めて公社営の基

盤整備等々、そういういろんな事業、それは選択するのは行政ではありません。農家が選択して農協と対応して行政側に話していこうと。しかし、前に決算のときも申し上げましたけれども、公社営事業というのは非常に高いです。牛乳は80円だ、今度5円何ぼ上がったといっても内税ですよ。実際はそんなに上がっていないのです。ちょうど税金の分が上がった。皆さん牛乳代というのは税金入っているというのは余り理解していないのだ。そんな中で私非常に、17年度に釧路管内の酪農対策強化ということで行政も入ってチャレンジ60、946運動ということをやっているのです。これ後で農林課長にも聞きたいのですが、どんなことやっている。実際その意味は、60は管内の乳量を60万トンまでにふやすということです。今53万トンぐらいです。そして、946というのは、9は1頭当たり乳量が9,000キロ以上、4は牧草生産量が4,000キロ、10アール当たり、それから牛乳生産費1キロ当たり60円以下、これがそのチャレンジ60、946運動といって行政も含めて酪対が打ち上げた釧路管内の推進運動です。これ後でどういうふうになっているか農林課長にお聞きいたします。

それで、さっきの公社の関係、私、今副町長からどんどん交付税も減ってきているとかいろんな、そして公共事業ももうすべて大体町内インフラ整備も終わってそんなにこれから大幅にふえてくるものはない。じゃ、そこでこの町が自立していくための経済力をどこに求めるかというときに、私はやっぱり何といっても基幹産業の酪農だろうと。そこで、いかに経済の循環を図っていけるかということだと思ふ。そう考えたときに私は、酪農のリタイアした人を含めて、建築屋さん、土建屋さん、あるいは町内のかかわりたい人を含めていろんな組合をつくって、そこで草地整備等を含めた事業を展開できるような企業の創設を、別に新たに今度どこかから来ると言っていましたけれども、地元にあるもので、よく熟知したもので、なおそれが経済的なものを生んでいく、それはリサイクルでなくても一つのリサイクルです。終わりのない事業に発展していくと。2万何千ヘクタールある、それを例えば本当に1,000ヘクタールずつやっていったって二十何年かかるわけですから。ただ、牧草の寿命というのは、今のふん尿処理の問題でなくても、完熟堆肥を十分に施せばマメ科率の20%ぐらいは10年や15年確保できるというのは、私は実践していますから、必ずしも、町長頭かしげていますけど、私の牧草地へ来てください。堆肥は3年目にならないと使えませんから、多分菊地委員も麦稈使っていると言っていましたから、そういうやっぱり完熟堆肥を使うことによって牧草の草生、それから造成前に必ず除草作業をするとか、そういうことをきちっとやっていけば草地なんて長もちするのです。それは、農家個々のコストの低減です。今聞きたいのは、公社はもちろん建物付随していますから、それはそれで、機械とかやるところはそれでいいと思うのです。ただ、牧草地の更新の部分については、そういうことで新しい企業を創設しながら、みんながかかわって町の経済力をアップしていくような方法あるのじゃないですかということをお聞きしたいのです。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思いますけども、基本的に委員がおっしゃっ

たいわゆる地域づくりとしての考え方については、私も同感だと思います。何をこの地域で財産として、資源として、それを生産へと、あるいは経済活動へとどうして結ぶかということが一番重要でありまして、そこには当然人としての財産もあるわけでありまして、それは何らかの事情によって離農という道を選んだ方々の持っているお力、いわゆる人材の材としての活用方法、結果としてそういう形で一つの組織をつくって草地改良、造成等にその力を発揮していく、あるいはでき上がったものの畑の維持管理を、これは分業としてもあり得るかもしれませんし、特に従来からも議会でかなり長い間指摘をされてきた部分でもあるのかなというふうにも思っております。特にヘクタール当たり単価の整備費、事業費について言えば、いわゆる事業ではなくて個別に頼んだ場合のヘクタール当たりの単価が相当違ふと、でもできるのだということはいわゆる道営事業や公社営事業でやる場合との違いも指摘されておりました。私は、基本的に地域の方々がそのとこの場合にどこをどういう形でそこを求めていくかと、結成をしていくかということが最後のかぎかなというふうに思っています。農協組織でのあり方も意見提案もありますけども、実は率直にただいま委員がご指摘のあったような形で多くの皆さんがそこに意思結集ができるかどうかがかぎかなと思いますし、ただ私も町といたしましても、議会での議論の経過がありますから、そういったことを農協さん等々も通じながら、あるいは一般の土木建設業の事業者の方々にも問いかけてしながら、そういった方向については努力した経過がありますけども、引き続きただいまの意見についてもまた関係者の皆さんには問いかけていかなざるを得ないかなというふうにも考えています。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） ただいま副町長のほうからお答えいたしましたように、委員からはずっと以前からそういった提案をされておりました。当時は私も担当課長でございましたので、多分今の副町長と同じような答弁をしていたと思います。いずれにいたしましても、経営者である農家の方がどのように判断されるかということが一番大事なわけでありまして、そのことと産業全体の流れの中でこれから先草地更新というのは未来永劫やっていかなきゃいけない、それをどう担っていくのか等々について地域内でどういったコンセンサスが得られるのか、まただれが担うのか等々の問題等については今までも問いかけてしておりますし、これからもそういった努力は続けてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 私やっぱり町長がいつも住んでよかった、安心して暮らせる町、そういうこと、それは年とったときに多分思う言葉だと思うのです。やっぱり我々も年とっていったときに本当に住みやすい町であるために、我々今一生懸命努力していかなきゃならない、そのことを議会でもこれからもしっかりと議論をしていかなきゃならない、こう考えています。

参考までに、釧路管内の農業生産額、1980年は884億円だったのが2003年には1,311億円、

1. 5倍、年率13%の伸び、しかしこれからこの調子で伸びることはないだろうと。ですから、なおさらそのない部分をどこで補っていくかという、私が今言ったようなことがやっぱり大事になってくるのだらうと、そんなふうを考えているのです。たまたま牧草にかわるコーンが高くなったからということで、今コーンをつくりなさいと。しかし、これ対症療法的な方法で、先ほど課長も言っていましたけども、コーンはなかなか、昔は私も10年も15年もつくっていました。だけど、3年に1回はとれないような状況で、とれても3トンから5トンぐらいで、十勝だと10トンはとれます、大体、反収。それも通常みんな考えているコーンというのは、買うコーンというのはトウキビの実です。だけど、コーンというのは殻まで入った部分でのトン数ですから、これカロリーベースでいくとかなり低いものなのです、量的にはあるのだけど。その辺も、たまたま今度コーンに対して1ヘクタール12万円助成出ますよね、1回に、コーンつくるのに。ですから、多分そういうのも含めてつくる人はふえると思います。ただ、コスト的にも肥料代、あるいはスプレアーの問題、プランターの問題、ハーベスターの問題含めてかなりコーンもコストのかかるものです。ですから、指導する部分においても十分にその辺を注意しながら、本当にどういう方法がいいのか、草地酪農がいいのか、それであれば草地酪農で、例えば草地酪農に適したブラウンスイスを阿寒や浜中農協はもう受精卵で入れているのです。そして、季節分娩をさせる、昔のように。そうすると、冬の間牛休んで、夏の安いえさをセルフサービスで行って食べてくるのです。やっぱり草地型酪農、これだけ面積が広いところではそういうことも含めて、酪農の形態は多様な形態がある、町長がいつも言っていますから、そういうことも含めながらどうすればいろんな形の農家の方が標茶で酪農を営みながらここに暮らしていくことできるかということをやはり考えていかなきゃならないだろうと。今言ったブラウンスイスの関係だとか、そういう酪農の形態に関する部分について研究していく考えあるかどうかということをお聞きしたい。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

本来であれば、担当課長からなのですけども、今委員の指摘されたことというのは、まさに現時点において私ども標茶が将来を見据えたときに考えなければいけない問題だという具合に考えております。先ほどチャレンジ釧路の話もありましたけども、9,000リッターという目標設定されたときには、安い、安価な輸入穀物が潤沢に入ってくるという前提でつくられた計画であります。将来的にそれがもう非常に困難であるという見通しになったときに、それでは標茶町の酪農がどのような方向に向かうのかということについて言いますと、基本的には今小野寺委員のおっしゃったような方向が私は一番選択肢としては考えられるのではないのかなという具合に考えております。ただ、牛も人間も生産者も消費者も今までの安い輸入濃厚飼料に頼ってつくり上げられてきた畜産というものに対して、それからつくられた牛乳、乳製品というものに対してなれておりますので、これを変えていくためには時間が必要であると私は思います。今まで濃厚飼料、自給率30%の牛にいきな

りに粗飼料でということも、これはかなり無理なことだと思いますし、それを変えていくためにも時間も必要でしょうし、ブラウンスイスにかえるのであれば、当然乳量も違いますし、乳たんぱくも違います。乳脂も違います。そういったことに対して、そこから生産される牛乳、乳製品に対して消費者がどう反応するとか、そういったことに対しても私は時間が必要だと思っております。

いずれにいたしましても、将来的には今までの標茶町の畜産の基盤としていたものが非常に将来が見通せなくなってきた、だから方向転回をしなければいけないということの中ではいろいろな選択肢があろうかと思えます。その中でやはり標茶らしさが一番発揮できる、標茶の強みが一番発揮できるのが今委員がご提案になった草地畜産型であろうと私は思っております。ただ、これにいたしましてもそれを判断されるのは経営者である農家の方だと思っておりますので、そういった情報等の収集も含めて農協さんと将来に向けて明るい展望が切り開けるような方向に持っていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 私のほうからチャレンジ釧路運動についてお答えをいたします。

正式には釧路酪農チャレンジ60、釧路946運動というふうになづけられておまして、平成17年の7月に釧路地区酪農全体委員会において戦略会議を設置してこの運動をスタートしたというふうになっております。先ほど町長からもあったとおり、平成17年当時にスタートをして、平成18年の2月にシンポジウム等が開かれているということでもあります。そういう意味では、生産現場の環境が随分飼料価格等の高騰によって変わっておりますけれども、内容につきましては先ほど委員ご指摘のとおり乳量について1頭当たり9,000キログラム以上にしましょう、それから牧草については反当たり4,000キログラム以上にしましょう、それから生乳生産コストはキロ当たり60円以下にしましょうというようなことで、生乳生産が他の主産地のように伸びないという現場の声を受けながらこういう目標を設定したということでもあります。具体的な中身といたしましては、日乳量の増加、それから飼養管理技術、生産環境の向上、酪農支援システムの拡充、作業の外部化、草地整備等良質基礎飼料の確保ということが掲げられておまして、酪対、農協を中心にしながら酪農技術支援チームということで普及センターでありますとか、ノーサイでありますとか、自治体でありますとか、そういうところがタッグを組んで運動を推進していきましようということになっております。環境は変わっているのですけれども、当時の思想というのは当然今も続いているわけでございまして、先ほど申し上げましたような普及センター、農協、町を交えた意見交換、そしてそこから生まれたプロジェクト等でまた新たな取り組みということで受け継がれ、続いているというふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） いずれにしても、町長が言われるように、急激に方向を変えるという、方向性は見つけてもそんな簡単にいくものじゃないだろう、特に本当に酪農は虫飼い人生とっていかにかに牛の胃袋のバクテリアをうまく飼っていくか、そういう技術なのです。牛飼いの人生だと言われていまして、そんな急激なことにはできないだろうと思えますけど、ぜひそういう標茶型酪農の確立、それが標茶ブランドの一つだろうと。私は、何もチーズとかバターつくって、それを高い値段で売るとかということだけが標茶ブランドじゃなくて、そういうことをやって牛乳を生産しているのだということ自体が私は標茶ブランドとして日本に通用するものだというふうに思っていますので、ひとつよろしくお願ひしたいなど。

それでは、大したことでないのだけど、建設課に除雪の、本当は課に行き行って聞けばいいのですけども、除雪のときに施設を破損した場合の補償についてどうなっているかお聞きいたします。委託業者の場合です。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 委託業者が道路、施設等を破損した場合の対応につきましては、事実関係報告していただくようにということをやまず会議の席上等でお願いを常にさせていただいておまして、基本的に破損等が会社のほうで行われたという事実が確認されましたら、会社のほうで負担して補修していただきます。ただし、ケース、ケースによりまして経年劣化で壊れたケースとか、それから破損が明確にならないケース、町民の方からお知らせいただけるケースもありますので、それらについては係のほうで調査対応してわかった分で会社のほうに問い合わせしてというようなケースもございます。基本的には、会社のほうで負担して直していただきます。

○委員長（平川昌昭君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） したら、道路パトロールをしながら、そういう状況がないかなというようなことで確認作業は行ってないということですか、通常は。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 除雪のたびに毎回毎回施設の破損がないかというようなパトロールを町のパトロールのほうで実施しているという状況にはございません。しかしながら、春先、今雪解けでちょうど時期なのですけども、雪解け道パトロール回りまして、破損状況等を町の職員のほうで調べて確認作業、これは年度末の時点で実施しております。

○委員長（平川昌昭君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 私もそっちこち走って歩いたときに、結構破損している箇所があります。当然除雪委託費にはそういうものも含めた中で委託料を算出しているというふうに認識しておりますので、ぜひそういう部分についてはきちっと対処をしていただきたいというふうに思いますけど。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 破損費用そのものを想定して経費上乘せさせたり、直工の中

に入れているという状況にはありません。いずれにいたしましても、大事な財産壊さないように、なおかつしかし非常に厳しい状況の中の作業でございますので、もちろん諸経費の中にその分が安全管理費として含まれているという要素が絶対ないわけではございませんので、これからも破損等に注意していただくように努力していただけるよう会議等で注意喚起していきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） それでは、次に教育委員会にちょっとお聞きをいたしたいと。学校等々で子供たちが事故に遭ったり、いろいろなことがあろうかと思っておりますけど、例えばそういう場合に教育委員会としてはどういう対応をとっておりますか。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

子供たちが遊びながら、あるいは体育の時間等けが等をされる場合がございます。その場合は、それぞれ担任の先生が保健室に行きまして応急処置をしながらそれぞれ病院に行きまわってきちっとした医療行為を行っていくということになっていきます。その場合は、それぞれ保護者にも連絡をしながらきちっとした伝達をしながら対応しているところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 住民課長、これは今学校の関係ですけど、保育所、幼稚園、これについてはどうですか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 基本的には、学校と同じでございますが、保育園で事故等があった場合については、保育士が病院のほうに子供を連れていって事故の治療をするということと同時に、保護者にも連絡をして通知をするということでございます。

○委員長（平川昌昭君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） たまたま今回の定例会で教育長のほうから行政報告があるのかなということで思っていたら、なかったもので、あえて、あればここで発言するつもりはありませんでしたけど、行政報告がなかったもので、発言をさせていただきますけども、社会教育課長、図書館バスの運転手の関係で最近起きた事実についてお話を伺います。

○委員長（平川昌昭君） 社会教育課長、藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） 想定でございますが、保育所で図書館職員が園児の求めるままにスキンシップを図った際に擦過痕がついたということはございます。このことに対しましては、まことに遺憾でありまして、おわび申し上げる次第でございます。

○委員長（平川昌昭君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 今、社会教育課長、擦過痕ということとスキンシップを図る、それは考え方、認識の相違だろうというふうに思うわけですが、社会教育課長の対応の仕方は全く社会教育課長としての責任の感じない人ごとのような対応でなかったかなと。

例えばこういうことが起きた、いや、それは状況によってはそうなるだろうとかいうような形です。教育長に私電話しましたよね。社会教育課長、住民課長、園長来るというので、教育長来られないのですか。来いと言うのなら行きますよと。これは、私電話のやりとり全部メモしていますから、そしてその確認のために私後で教育委員会行きました。教育行政のトップである教育長が、先ほど管理課長言っていましたよね、住民課長も。それは、真っ先に対応すると。そういう状況の中で、教育行政のトップを預かる教育長が来いと言うのなら行くよと。その状況についても子供によっては皮膚の弱い子、アレルギーのある子、それはいるかもしれない。現状を認識しないでそういう発言をするというのは、最もトップとしてふさわしくない言葉です。発言です。ましてや社会教育課長は、化繊のものを着ていればさわっただけで傷つく、そういうことまで発言しているのです。あなたは見たのですか。私は見ていない。もう少し現状を認識しながら、やっぱり発言すべきじゃないですか。

○委員長（平川昌昭君） 社会教育課長、藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） 一連の事実に対しましては、誤解なり、あるいはこちらの対応のまずさがご家族に不快な念を抱かせたとすれば、大変遺憾でございますので、おわび申し上げたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） 今、委員のご指摘のお話がありましたけども、事実の経過等のしっかりとした把握ができなくて、いろんな言葉のやりとりで誤解を招いたということで大変ご家族が不快に思っているということをおっしゃられております。そういった面につきましては、今後しっかりとした情報を収集しながら責任のある対応の仕方をしていきたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 社会教育課長、そのように感じたのであれば申しわけない。そうじゃないでしょう。感じたからお話ししているのです。あなたは全然感じていないでしょう。違いますか。あなた、1時に来ると言ったとき、1時10分に来て、2時半には郷土館の関係で支庁から来るから、2時半まで帰らなきゃならない。そのことで話に来て、うちまで40分はかかるのですから、違反しないで走っていけば。そういうことで、今言われたように、本当に不愉快な思いをしたとすれば申しわけないとか、全く人ごとのような発言をされるというのは、これはだれがそういうふうになっても許しがたいことです。教育長も以降そういうことのないようにと、それは人がやったこと、自分は教育行政のトップですよ。ましてや私が最初お話ししたときは、笑いながら取り合っていなかったのですから、そのとき私何て言いました。これは、私が議員だから最終的に取り合ったと、一般の人だったら取り合ってくれたかいと。実際に起きたことをそういう程度にしか考えていないで、日ごろ子供たちのことをこうしている、ああしていると言ったって、それは絵にかいたもちみたく思われますよ、みんな。実際に何か起きたときどう対処できるかというの

が日ごろの自分の勉強だとか、いろんなことが起きていることを参考にして改善していく道なのでしょう。違いますか。社会教育課長ももう少し、不愉快に思ったと思ったらおわびしますとかなんとかじゃなくて、あなた一番先に言った化繊なんか着ていけば傷つくの当たり前のような話ししていた。ところが、化繊のものも何も着ていないし、綿のシャツです。そんな現状認識もしないで、そういう発言もしていたのです。あなたは、本人連れてこないように家族が電話来たときに、だれだってそうでしょう。そんなとき本人来られるの嫌でしょう。そう言っているのに、だれ来たかと思ったら、本人が来た。そんな家族の心を逆なでするようなことまであんたやっていたのだ。ここで何ぼ立派な仕事したって、たった1つのつまずきで人生終わりなのです。それはみんな同じです。僕もそうですけど。だから、日ごろいろんなことに注意しながらみんな日々努力するわけでしょう。もう一回課長と教育長から答弁もらってください。

○委員長（平川昌昭君） 社会教育課長、藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） 不快の念をおかけしたことについては、まことに遺憾で申しわけなく思っております。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、委員ご指摘のとおり、私の危機管理のなさでそういう不快な思いをしたということで大変申しわけなく思っていますし、今後課長ともどもしっかりとした対応をしていきたいなど、こんなふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 終わります。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） （発言席） まず初めに、今議会、せきで大変皆さんに聞きづらい思いをさせましたことに……

（何事が言う声あり）

○委員（伊藤淳一君） 最初いただいたものですから、それでいいと思って話しました。

繰り返します。私のせきで大変聞きづらいことがこの間ありましたことをおわび申し上げたいというふうに思います。

まず最初に、クリーンタウン推進員の件でお伺いしたいというふうに思います。もう8年も10年ものなるのかもしれませんが、過去にクリーンタウン推進員は30名だったと思います。その後ごみ処理の状況も農村部のほうも回るようになりましたし、いろんな状況が変わってきたので、現在正確な数字はつかまえておりませんが、町内会、地域会がきちっと連絡協議会という形でできて、39の中にそれぞれいらっしゃるというようなことになったというふうに承知しているのですけれども、自分住んでいる磯分内という部分では一番わ

かりますので、それに例えてお話しさせていただければ、結構1人で、過去には2人でしたけれども、今言ったようにいろんな状況が変わった中で各地区に1人ということで、今磯分内で考えましたら2人でやっていたことを1人でと、そういう部分で結構大変だというふうには私は見ております。それで、磯分内の市街地のように標茶市街地の中で地域的に広いというところは何カ所かございますか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 現在委員ご指摘のように38名のクリーンタウン推進員おまして、各地域会、町内会に1名ずつのクリーンタウン推進員を推薦いただき、委嘱をしている状況です。それぞれ標茶の市街地の町内会でありますと、戸数は多いですけども、地域的には非常に少ないと。あと、地域会で形成しているところについては、磯分内も含めてかなり、特に集落再編等で虹別なんかもそうですし、それから阿歴内なんかもそうですし、そういう面では集落再編等がきちっと終わったところについては結構大きな戸数、面積にはなっているのかなというふうには押さえております。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 不法投棄の防止ということもあったでしょうし、それから実際に投げられているものを巡回しながら拾ってくるというようなこともされているわけで、それからクリーンタウン推進員活動に関する規定の中には毎月1回巡回しなさいと、巡回したら報告書を出しなさいというふうになっています。そんな意味と、それから町内会活動という中で1人であるというのとお互いに協議しながらこうやっていきましょうという過去のいい例がありましたので、そういう点で農村部のほうが全部にごみ収集回ったので、クリーンタウン減らせとかというのじゃなくて現状のまんまでいいのですが、その範囲的に広いところについては複数の配置というものを考えていただければ、より一層効果が上がるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） クリーンタウン推進員の人数の問題につきましては、以前にも委員のほうから議会の中でご質問いただいていた事項であるというふうに考えております。現在のクリーンタウン推進員は、条例、それから規則に基づいて設置しているわけですけども、中には特に取り締まりというような文言使った部分も含めてお願いをしている、そしてかつそういうこともありまして報酬についても年額ということでお支払いをさせていただいておりますけども、ただそういう面では、今委員ご指摘のように、全町が1つは収集区域になったということ、それから特に不法投棄の問題等々もございますけれども、現在の推進員につきましては基本的には来年3月まで任期2年間でございます。そういう意味では、そういうことも含めて逆に私どもクリーンタウン推進員の会議、年に最低2回は行っておりますので、クリーンタウン推進員会議等にも諮りながら、今後のクリーンタウン推進員の活動のあり方含めて考えていきたい、検討させていただければというふうにはちょっと考えております。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） それと、今課長のほうから言葉というか、字句が出ましたのは、取り締まりということですね。私も今までそこまで見なかったもので、今回改めて清掃に関する条例の施行規則の中に職務というか、任務として不法行為の取り締まりという言葉がありました。実際にクリーンタウン推進員の者がもしかしたらやっているかもしれませんが、本領を發揮し、やると、いろんな問題が提起されてくるのでないのかなというように感じましたので、そのあたりも何か、実際には取り締まり及び指導となっていますけど、指導程度にとどめながら、町職員とともに不法な野外焼却とか投棄とかというものについて防止していくというようなスタイルをとられたらいかがかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 現在の規定では、その取り締まりということもありまして、かえって町内会、地域会から推薦させていただいたクリーンタウン推進員が隣近所の方にといいますか、同じ地域会の方、町内会の方にそのようなことを実際には注意を呼びかけるということが限度かなというように気もしています。そのことによって人間関係を悪くするということにもなりかねませんので、そういう意味ではひとつクリーンタウン推進員のそういう任務含めて、先ほど申し上げましたように、今のクリーンタウン推進員そのものがもう一年任期ございますので、クリーンタウン推進員の声も聞きながら、その辺の検討はさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 今お伺いしたら、任期も1年あるということですので、新しい任期までの間1年ありますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

2つ目については、教育委員会に関係あるかというふうに思いますが、内容審議のときにお聞きしました健康づくり運動専門員、それから保健体育のほうには健康づくり運動指導員というのがあります。それからさらに、何か話前後になっちゃったかもしれませんが、実際の活動内容は違うわけなのですけれども、似たような言葉が体育指導員、これはスポーツ振興法、法にのっとっていますので、いろいろな部分の根拠法になっているかというふうに思いますけれども、そのほかにスポーツ指導員というのがあります。私自身が十分認識していないからということになるかもしれませんが、町民の多くもいろいろその任務というようなことについても十分把握できていないんじゃないかなという気がいたしますが、予算の中で見てきましたら、スポーツ指導員という部分については予算措置がありませんが、これは現在何人ぐらいでどのような活動されているのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 社会教育課長、藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

スポーツ指導員は、現在68名委嘱しております。このスポーツ指導員さんの任務という

のは、直接町の事業等に協力していただくというよりは、各スポーツ団体の指導者が事故に遭ったときに、それを特別職の公務員ということで災害補償が受けられるという、そういうメリットを重視した内容で、それぞれの活動は各スポーツ団体の指導に当たるという方でございます。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 先ほど話しましたように、体育指導員のほうはスポーツ振興法との関係でできているというふうなわけなのですけれども、健康づくり運動指導員、それからスポーツ指導員、体育指導員、それぞれ重複されている方というのはいらっしゃいますか。

○委員長（平川昌昭君） 社会教育課長、藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

体育指導員と健康づくり運動指導員を兼ねておられる方は、6名いらっしゃいます。スポーツ指導員では、特にそういう意味で先ほど申し上げた意味で把握しておりません。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） それで、最初というか、内容審議で聞いた健康づくり運動専門員、それと健康づくり運動指導員との関係はどのようになっていますか。

○委員長（平川昌昭君） 社会教育課長、藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

健康づくり運動指導員というのは、設置規則の目的といたしまして、第1条で、町民が高齢期を元気に迎え、高齢期をさわやかに過ごすために、効果的で安全な健康づくりをする云々という、そういう文言で、それが趣旨でございます。そういう特定の目的で実技指導をするのが健康づくり運動指導員でございます。健康づくり専門員と申しますのは、それとは別にむしろそういう健康づくり運動指導員の人のスキルアップのために指導する、そういう能力を持った方を採用したいということでございます。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 内容わかりました。

それで、最初は今言ったように健康づくり運動指導員等についても今課長設置理由言われたみたいに健康増進と体力の増強を目指すということだったので、当然生涯学習という部分もありますし、以前のときに健康とスポーツとメンタル的な面とかいろいろで複合してやっていくべきだというふうに話した関係もありますので、どこのところに予算化されているかということはいいのでありますけれども、保健推進員もほぼ同様な、まずこっちは健康保持と増進を図る、それから健康づくりのためにとかという、ちょっと私メモってきた程度なので、あれなのですけれども、そういうようなこともありまして、それぞれ任務が似ている目的を持っていると。そういうことで、保健推進員と健康づくり運動推進員、健康づくり運動専門員との兼ね合いはどのようになっていますか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 保健推進員につきましては、いわゆる健康づくりというより

は保健思想の普及ということが主になろうかと思います。そういう面では、食生活の改善、それからちょうどやっております総合住民健診等の受診することによっての健康づくりへの意識啓発ですとか、主にそういう部分が保健推進員の仕事になってこようかと思います。それから、あと内容質疑でも社会教育課長のほうから健康づくり運動専門員についての住民課との関連ということでご説明があったと思いますけども、特に今回、本年から保険者義務づけられた特定健診で、特に生活習慣病に着目した健康診査が行われます。それで、予備軍と一定の数値、特に腹の周りですとかなんとかということで特定の数値になっている方については、生活習慣病にならないためのそれぞれ保健指導をすることになっております。その一つとしては、当然食生活の改善等もあるわけですけれども、食生活改善と含めていわゆる内臓の脂肪をとるような運動指導ということで、専門的知識及び技術を有する方がそういう生活習慣病の改善のための動機づけ含めて一定の業務をしていただくということも含めて、健康づくり運動専門員にはそういう部分も含まれているということでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 社会教育課長、藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） 説明不足な点があったかと思いますが、健康づくり運動指導員につきましては、先ほど申し上げましたとおり、高齢者の方の転倒予防だとか、そういう体力づくりのためのいろんなメニュー、それを具体的に指導するというのが一言で言えば健康づくり運動指導員の役割でございます。ですから、今住民課長言われた内容とはその点で違ってくるということでございます。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） それぞれの任務は持ちながらも非常に似通ってしまして、実態十分私わからないのに相乗効果を上げるのにどうだなんていうふうに申し上げるまで考え及びませんが、保健推進員も多分90名ぐらいたのであろうというふうに思っています。今、住民課長言われたように、任務というか、設置の目的は健康保持とか増進というようなことがあるけれども、主なのは健康保健思想という部分の啓蒙だというふうなことを話されたのですが、この部分というのは保健推進員と健康づくり運動指導員との接点というのはないのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 社会教育課長、藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

例えばことし虹別と磯分内でミニ健康まつりを行いました。これは、どこが主体だというわけではないのですが、体育指導員がたまたま中心となりまして、地区のスポーツ協会を巻き込んで健康づくり運動指導員の実技指導を依頼したり、あるいは保健推進員さんの持っている人を集める能力だとか、そういう力をおかりしたりということで、そこで相乗効果を発揮して初めて磯分内でもあれだけのミニ健康まつりができたのだというふうに認識しております。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 健康づくり運動推進員という方々がそれぞれやられているのも知ってはいるのですが、保健推進員の方々も何となく保健思想だけといきますと陰に隠れてしまうような、そんなような感じを私受けとめておりますので、ぜひ相互の横のつながりを持ってやっていただければなというふうに思うところです。

次、社会教育じゃなくて、今度は管理課の学校のほうになるかと思いますが、小学校の改築の件について館田委員が質問しておりましたけれども、私は別な部分でというふうに思います。平成8年か9年、病院、それからふれあい交流センター以来の10億円を超える予算の建物という部分では、工事のことで、それからどんなようなものができるのかなというように注目される部分でないのかなというふうに思います。そのどんなようなものができるのかなという部分についてだけお伺いしたいなというふうに思うのですが、これも内容審議の中で設計会社云々ということをお伺いしたのですけれども、まず学校側からいろんな要望を聞いているというような話がありましたが、それらについては実際どのような中身でしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

学校の実際に形といいますか、そういった部分はこれから設計が入っていかないと形にはなかなか見えてこないのかなというふうに思います。それで、学校とのそれぞれ意見の中で、講堂を建てる時にお話をする中で、講堂の部分での必要性の部分と学校側の部分は設計が入らないとなかなか目に見えないという部分で、実際に講堂と学校とのかかわりが一定程度必要だろうというふうには思っています。関連的には、今の土地のスペースからいうと、講堂と学校の間が若干離れますので、大体30メートルぐらい離れる予定です。子供たちへの負担軽減のために今の校舎、あるいは体育館を利用しながら建てるような形、あるいはあの用地の利用の仕方をどうやって有効的に使うかと、そういった部分をいろんな検討を重ねながら現在に至ったわけでありまして。実際には、講堂にトイレ等がございません。そういった意味では、今の補助の中で併設するというのはなかなか、学校から要望あったのですが、そういった部分では廊下の部分に設置するような考え方を含めて校舎のレイアウトもできないと、その辺がなかなか目に見えないということもございまして、一定程度校舎を建てる段階で設計一案ができた部分については、学校とさらに協議しながら学校の要望等にこたえていきたいというふうに考えております。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） ちょっと私もこんな質問しようと思っていなかったのですが、新聞切り抜き等も見えていなかったのですが、厚岸が多分コンペティション、コンペ、設計図の競争やられたというふうに前載かかっていたと思うのですが、多分そういうことやれば設計費も高くなるし、多分不可能なのだろうなというふうには思うのですけれども、そのあたりの考え方と、それから現時点で今トイレの話されたのですけれども、これから設計会社にいろいろと伝えていくわけでしょうけれども、実際に今現在お持ちでの学校側や

ら教育委員会側での設計における注文といいますか、コンセプト、そんなものはどのようにお持ちでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

どの程度かという部分でまだ細かい部分は会社が指定されていませんので、その辺はま
とめていないわけなのですが、ご理解いただきたいのは、防衛の予算については現状の改
築でありまして、その部分だけの予算の補助対象となりますから、一定程度グレードアッ
プ、あるいはいろんな部分のつけ足しになると補助には該当しませんので、そういった部
分も考えないとならないなというふうには思っております。ただ、現状の中で思ってい
るのは、バリアフリーとか、そういった今の社会通念上必要な部分について文科省の補助が
使えるかどうかも含めて今後道と協議していきたいというふうに考えておりますが、防衛
だけの予算プラス文科省が使える部分があれば使っていながらどうかいいものにして
いきたいというふうに考えております。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 設計等に関して現段階でどのような指名になるのか、どのよ
うな入札形態になるのかも含めてまだ未決定の状態でございますが、これまでの例も含めま
して考えているレベルまでお答えいたします。

委員今ご指摘のコンペというのは、確かにあろうかと思えます。今、管理課長のほうか
ら答えましたように、いわゆる補助事業の中で期限も一定程度限定された中で事務を進め
なければならないという総合的な中から考えると、委員おっしゃるように、コンペ方式と
いうことが経費の点でも果たしていかなものなのかなど。よりよいものという点では、
確かにすぐれているのかもしれませんが、現在のところの状況としてはコンペ方式に
ついてはまだ現課としては検討の段階に至っておりません。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 何かしつこいようですが、似たような内容でお聞きいたしますけ
ども、標茶らしさという、らしさって何だということなのですけれども、要はさっきもち
よっと学校からの協議の中でしてきたとか、内容審議では当初の計画から変更可能な部分
についてはしていける余裕はあるのだというような話があったのですが、例えば今いる高
学年はそのまんま過ぎちゃいますけど、それにしても長年標茶に住む方もいます。そうい
う点では、自分の学校に対する思いというものもあるだろうというふうに思います。そうい
う点で、どういう時点で子供も含めて町民も含めてさっきも出てきた思いというものを聞
いて、それを反映できる時間とか、機会だとか、そういうようなことに対する考え方って
いかがでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、標茶小学校、歴史が長いもので、現在のところに建設してから

4代目ぐらいになりますか、大きく校舎の部分では変わろうとしております。そういった意味では、住んでいる方、あるいは在校生、学校の先生方含めていろんなご意見があるかと思えます。ただ、大きな外枠の部分では意見等をいただく期間というか、時間が多少現状ではないのかなど。細かい設計ができた段階で、形として見えてからのほうが意見が出しやすいのかなというふうには思っています。何もなしにすると、いろんなご意見が出まして、なかなかまとまらないという部分がございますから、それぞれの感性がございますから、そういった意味では何もなしで意見を募ると難しい部分があるなというふうには私どもも思っていますので、一定程度の設計の素案ができた段階でそれぞれご提示しながらご意見をいただくような形をとっていきたいというふうに思っています。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 防衛省の関係やいろいろな部分の制約があるかというふうに思いますが、それから今答弁を聞いていましてそんな余裕ある時間でもないようです。それから、繰り返しになりますが、本当に形ができちゃってからのほうがいろいろと話が出てくるケースもありますので、その辺を理解しながら、ぜひとも町民の思いが何かしらにつけ反映できるような時間、機会をつくっていただきたいというふうに思います。

次は、黒沼委員が磯分内の下水道のほうについて聞いておりましたので、それと重複しない別なサイドでお伺いしたいというふうに思います。黒沼委員も言っていましたように、本当に私の思いからしても長い年数かかったなというふうに思いますが、町長始め担当課それぞれの皆さんのご理解のもとに、ようやく標茶市街地の人並みの生活が2年後、3年後できるのかなというふうな思いをしています。21、22ですから、23年ぐらいが供用開始できるのかなということでのいるのですが、聞くところによりますと、クイック事業というようなことでほかの町村もやられているというようなこともありますので、そこと比較しながら少しでも期間が短縮になるならば大変幸いかなと思っているのですが、そのあたりを含めてまずお伺いしたいなというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 水道課長、山口君。

○水道課長（山口 登君） お答えいたします。

磯分内下水道につきましては、早い時期から地域の方が一生懸命進む会を立ち上げられて、それで力強く進めていただきまして、まず敬意を表したいと思います。おかげさまで平成20年から認可変更ということで、実際事業着手が21年ということで三、四年かかるということになっておまして、今委員のご指摘の下水道プロジェクトという国交省の新しい施策がございまして、これにつきましては下水道未普及解消地区を早期に供用開始をするという新しい施策でございまして、これにつきましては従来処理場というのは全体枠で例えば全体で500立米になりますと、500立米の器をつくるというのが今までの手法でございました。このクイックプロジェクトといいますのは、実は例えば初年度、パイプが進むと初年度が100立米しか入ってこない、したら100立米分の施設をつくりましょう。そして、2年度は200立米で300立米、そしてトータルで500立米ということで、今考えておりま

すのは、全国で9カ所ほどやっております、北海道では苫前町が現在今実施中でございます。このメリットといいますのは、処理場を工場製作してその部分ずつをつくっていくとしますと、パイプが整備されてその年に例えば50軒が繋がれると、50軒分の処理場つくりますよということ、即供用開始ができるというメリットがございます、これらについても処理場の建設進みやすいということで、実は2月に一応道のほうに行きまして、この方法についても十分検討したほうがいいのではないかとわれまして、私のほうでもなるべく早い時期に供用開始ができるような方策も念頭に入れながら進めたいというふうに考えております。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 本当によやくゴーサインが出た、矢継ぎ早にまたいつ早くできるのだというのは、ちょっと虫がよ過ぎる気もいたしますが、何とか本当に早期にというふうに願っているところであります。

また、別な観点からお伺いしますが、前にも私一般質問の中で言った言葉を繰り返せば、磯分内というのは水がおいしいし、豊富だしと思われているけど、そうでないのですよという言い方したのですけれども、今回掘り抜き井戸水を流すことに使うというようなこともあって、掘り抜き井戸の水の調査をされたというふうに伺っておりますし、私の家にも、私はいませんでしたけれども、来ていたということなのですが、それらの現況と下水に流す部分についての状況というのはどのようになっているのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 水道課長、山口君。

○水道課長（山口 登君） お答えします。

磯分内下水につきましては、上下水道一括をして整備をするという方向で当初考えておりましたけど、やはり地域には豊富な水があるということで、それらを利用しないわけにいかないと。それらを利用することによってかなり負担も少なくなるということで、少し柔軟な発想に変えまして、下水道先行という形の方向で進めてきております。その中で井戸の調査ということで昨年からやりまして、211戸のところ約144本、144個ですか、約70%程度の井戸水を調査しました。その中で実際水圧も流量も全部はかっておりまして、実際その中でポンプを使用しているというところは、70戸がポンプでくみ上げてやっております。そのうち、温泉、たしか2カ所ほどありまして、それでは温泉を配管しているのが40戸程度あるということで、いろいろな形で水を利用されている形でありますので、今後それらの水量、水圧、それぞれ個々にございますので、今現在いろいろなシミュレーションをつくりまして、例えば掘り抜きだけの家だとか、それから温水、温泉を使っているだとか、どういう使い方が一番いいのかということも維持管理も含めて今シミュレーションをつくりまして、それらのある程度技術的な提案もしながら、また供用開始ちょっと時間ありますので、その辺じっくり地域と皆さんと十分協議しながら処理場に負荷のかからない、それから利用者が余り負担のかからない、町としても維持管理がしやすい、そういう一番いい方法を見出しながら進めていきたいなというふうに考えております。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） ぜひ私もそんなふうに願っております。先ほど館田委員が水道課長に質問しまして、最後の答弁、私もこれがいただくのが最後の答弁というふうに思います。先ほど言いましたように、町長始めいろんな皆さん方のご支援でなったわけなのですが、特に担当課の山口課長初め補佐、それから係長ともども夜に説明会というよりも私たちが聞きたい、わからない部分を教えてくださいという部分でのお話のときに何度か来ていただきましたことにお礼を申し上げたいというふうに思います。

次に、教育委員会、またなりますけれども、去年は塘路の埋蔵文化財というようなことの発掘で予算がありました、当然下水道関係がありましたので、今回ないということで当然予算がないのですけれども、執行方針の中で釧路川流域チャシ跡群、標茶に3カ所、指定の予定であるというようなことが載って載っていました。指定になった場合にいろいろお金がかかってくるのか、例えばここはチャシ跡群なのですよという看板を立てなきゃならないというふうになってくるのか、どのようなこれが状況に発展していくのかお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 社会教育課長、藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答え申し上げます。

標茶町では、第1シラルトロチャシ跡、それから第2シラルトロチャシ跡、マタコタンチャシ跡という3つのチャシ跡がこのたび国の史跡に指定される見込みでございます。これは、10年以上前から申請を出していたわけですが、よその町村なのですが、一部書類が整わないということでたなごらしになっていたものを今回再度書類をつくり直しをし、提出するというので4月にも指定になるという運びになっております。

お尋ねの件であります、指定された後でどういうふうに活用するのか、保存するのかというのは基本的には町村の意向が尊重されるということであり、標茶の場合には、今のところ現状をそのまま保存したいと、つまり後世にそのまま大事なものだから残すと、そういう考えであります。ただ、そこを例えば観光スポットの一つとしたいということで整備するというようなことになると、それは国が2分の1、道が4分の1の助成制度もございまして、そういう選択肢はあるのですが、今のところは現状のまま保存していきたいというふうに考えております。

それから、最低しなければならないことは、国指定という看板を立てる、これはしなければならないということになっております。これもその申請した自治体がみずから行うということになっております。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） そのことと関連があるのかどうかということなのですが、チャシ跡ですから、住居跡ということではないかと思うのですが、世界遺産に向けて縄文遺跡等の話があるというふうに伺っています。ちょっと資料いただいたところでは、簡単な資料なのですが、暫定一覧表への追加は地方自治体からの提案という

ものをもとにすると。候補地を載っけてもらっても審議会にまたのっかりますので、必ずしもそれに向いていくということではないように感じますけれども、標茶にも縄文の会ができて何年かたって、独自に活発に活動されているように伺っておりますけれども、それらのほうとの、それから今世界遺産に向けての自治体の提案という部分に向けて、特別担当課としてはその辺それぞれよりアクションがあったり、こっちのほうから、教育委員会側から向こうのほうにアプローチを投げかけたというようなことはないのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 社会教育課長、藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

世界遺産の登録の件につきましては、現在東北と道南部の縄文遺跡群がその対象として浮上しております。標茶町からアクションは起こしていませんし、文化庁からもそのような打診は来ておりません。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 資料によりますと、標津町とかが登録を目指しているということなので、地方別からいくとそんなに方位的には外れていないような気がいたしますが、特別していないと言うのですけれども、何かそのあたりについての考え方というのはありますか。

○委員長（平川昌昭君） 社会教育課長、藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

標津町につきましては、遺跡公園をつくりまして、そこに博物館も併設しまして、熱心にそういう啓蒙、あるいは保存に取り組んでいるところでございます。しかも、密度が非常に濃く遺跡が点在していると、そういうことであちらのほうはたしか知床の世界遺産と連動させていきたいという意向で話が進んでいるというふうに認識しております。標茶町につきましては、特にそういうことではなくて、石刃文化といいまして、非常に全国的に注目されている遺跡がまだまだ眠っておりますので、まだ調査の段階という、そういう段階だというふうに考えております。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） また、この部分については、それぞれが醸成されてきたときにでもあればまたお伺いしたいというふうに思っています。

今回社会教育課長につきましてもこれが最後の議会ということで、塘路の公民館長をやられていますと自動的に郷土館の館長になるということで、私も縁ありまして、4年かというふうに思いますが、郷土館運営審議委員をやらせていただきました。それから、一昨年になるかと思いますが、体育施設の有料化という中では、私も随分委員会の中で発言した思いがありますが、ぜひ今後もいろんな部分でご活躍いただきたいというふうに思っています。

ここでやめてしまうと、もう一人いらっしゃるのじゃないかと、不公平になってしまうのですが、私の後にそれぞれにご質疑を申し上げる予定というふうに伺っておりますが、

やすらぎ園長の臼井園長につきましては、先ほど小林委員からもありました、ちょうど昨年の第1定、デイサービスの祝日の開設について質疑いたしまして、早速それについて開設をしていただけるというふうになりましたことについてお礼を申し上げたいというふうに思います。私の近くの方に今度祭日も行けるようになりましてよと言ったら、ああ、よかったねというような話をされておりました。本当にこういう表現がいいかどうかわかりませんが、園長の最後の置き土産というふうになったというふうに私自身は思っているところです。それぞれお三方これからにつきましても地域の中でご活躍されますことをご祈念申し上げて、私の質疑を終わらせていただきます。

○委員長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時25分

○委員長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（登壇） 私は、平成20年度予算案の採決に先立ち、議案第22号、第23号、第28号に反対の立場で討論に参加いたします。

予算案には、住民健診の対象を30歳から20歳に引き下げる拡充や3人目保育料の無料化、特別支援教育の人的配置による強化、生活保護世帯への福祉灯油助成拡充、公営住宅の積極的な建設、また高齢者への政策的配慮から要介護認定を受けている方への税の控除、障害者控除対象者認定に踏み切るなどなど、国の施策の基本方針を批判しつつ、住民生活と健康を守るため、厳しい財政事情の中での積極的で評価できる内容が見られます。

しかしながら、町政執行方針の中で値上げのあらしは国民生活を直撃し、深刻の度を増しているとの現状認識をしつつも、給食費の値上げを抑えるための政策的支援がないこと、所得税の税源移譲に伴う保育料徴収基準額等改定に伴う一部階層の値上げが盛り込まれ、さらには後期高齢者医療特別会計開設の中でのいまだに先の不透明な後期高齢者の保険料、受けられる医療内容の縮小への危険性、さらには国民健康保険税の負担増の不安等々に対し、それを払拭する積極的な施策が見られません。

また、国のゆとり教育の劇的な見直しに見られるような迷走する学力偏重の教育方針をさらに推し進め、教育に競争原理を持ち込む全国学力テストに積極的に参加する姿勢は認

めることができません。

以上の理由で私は予算案に反対し、討論とします。

○委員長（平川昌昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

伊藤君。

○委員（伊藤淳一君）（登壇） 私は、議案第22号から30号の9案に対し賛成の立場で討論いたします。

予算9案は、厳しい財政事情の中で住民健康診断の対象範囲拡大を始め、随所に安心、安全な住民生活と町民の健康を守るための予算配分がされていると判断いたします。予算案の中には幾つかの点で住民負担の増を求めています。保育負担金は国の基準より2年間おくらせた徴収基準となっておりますし、学校給食費の値上げについては道内でも値上げに踏み切る自治体がふえている中で本町は値上げ幅を最小限に抑えるなど努力の跡が見られます。町長は、町政執行方針において値上げのあらしは国民生活を直撃し、深刻の度を増しているとの現状認識をしっかりとされており、町民に負担増を求めるのは本意でないと思えますが、厳しい町財政の現状からやむを得ないものと考えます。行財政改革実施計画に示された住民と行政の役割、受益と応分の負担の考え方は協働のまちづくりを進める上で必要なことであり、適正な負担のあり方を常に検討していかなければならないものと考えます。病院問題など多くの課題を抱えています。町民が住んでいてよかった、これからも住み続けたいと思えるまちづくりに全力で取り組まれることを期待し、9案に賛成いたします。

○委員長（平川昌昭君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） これより議案第22号から議案第30号まで議題9案一括して採決いたします。

議案9案は、いずれも原案可決すべきものと決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「異議あり」の声あり）

○委員（深見 迪君） 先ほど私は、討論の中で22号、23号、28号について述べました。したがって、この3つについては分離して採決を願いたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） ご異議がありますので、議案第22号、議案第23号、議案第28号は起立により採決いたします。

議案第22号、議案第23号、議案第28号を原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平川昌昭君） 起立多数であります。

よって、議案第22号、議案第23号、議案第28号は原案可決すべきものと決定されました。

次に、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第29号、議案第30号に

ついて一括して採決いたします。

議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第29号、議案第30号について原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平川昌昭君） 起立全員であります。

よって、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第29号、議案第30号は原案可決すべきものと決定されました。

◎閉会の宣告

○委員長（平川昌昭君） 以上で平成20年度標茶町各会計予算審査特別委員会に付託された議題9案の審査は終了いたしました。

これをもって平成20年度標茶町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 3時34分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委 員 長 平 川 昌 昭